

平成25年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成25年6月 3日 開会

）

平成25年6月18日 閉会

吉田町議会

平成25年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月3日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会広報特別委員会委員長報告	8
○議会改革特別委員会委員長報告	11
○議案第50号～議案第52号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	13
○報告第1号の報告	17
○報告第2号の報告	21
○日程の追加	22
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○散会の宣告	22

第 2 号 (6月12日)

○開議の宣告	25
○議事日程の報告	25
○一般質問	25
大塚邦子	25
佐藤正司	38
平野積	51
藤田和寿	63
山内均	76
○散会の宣告	87

第 3 号 (6月13日)

○開議の宣告	88
○議事日程の報告	88
○議案第53号～議案第59号の一括上程、説明	88
○散会の宣告	94

第 4 号 (6月18日)

○開議の宣告	95
○議事日程の報告	95
○議案第51号及び議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決	95
○議案第50号の質疑、討論、採決	97
○議案第53号の質疑、討論、採決	104

○議案第54号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第55号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第56号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第57号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第58号の質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第59号の質疑、討論、採決	1 2 9
○議員派遣について	1 3 2
○議会閉会中の継続調査について	1 3 2
○町長挨拶	1 3 2
○議長挨拶	1 3 5
○閉会の宣告	1 3 5

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成25年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

私も議員の皆様も選挙で選ばれた公人でございます。4年間の半分は過ぎ去りました。いよいよ後半戦の本年がスタートいたします。

皆様に常々申し上げていることでございますけれども、吉田町は現在のところ、住吉、下片岡、川尻の土地取引は一切ございません。まさに、そこに住む地域住民の物産ということは、塩漬けの状態になっております。

また、人口増加をこれまでずっとしていたところでございますけれども、人口流出が始まりました。町はまさに存立そのものが問われている危急存亡の崖っ縁に立たされていると、常々皆さんにもお話し申し上げ、職員の皆様にも申し上げてきたところであります。ぜひとも、平成25年度、平成26年度は、まさに津波防災町づくりの正念場の年でございます。

町が危急存亡の崖っ縁に立たされているとき、町の利益、町民の利益はいずこにあるのか、ぜひとも議員の皆様にご改め、心に問うていただきたいと思っております。

この2年が正念場であることを自覚して、ぜひとも町の利益を、また町民の利益を図りますよう、ぜひとも議事を進めていただきたくお願い申し上げます。

また、議員の皆様から向かって左側に女性が4名、それから右側に女性が1名おります。今回、先にたつ人事で課長に昇任した4名のうち3名が女性でございます。我々トリクの側は華やかな色彩を示しておりますけれども、議員の皆様の方は紅一点で、何か寂しく受けます。

男女共同参画というものがダイバーシティの確保において、いかに重要な契機であるか。多様性が確保されてこそ初めて、いわばその組織の発展というものが約束されております。ダイバーシティの確保、これが議事においては、議員のみならず、町民の皆様のごさまざまな階層から成り立つ利益、またこの後、居住する街区の皆様のご利益も合わせ、先人の苦労の上に築かれたこの町のあしたを築き、公人に託す我々の使命であると私は思っております。

後半がスタートしましたこの6月定例会、ぜひとも実りある年間の最初のよき出発となり

ますよう願い願ひまして、簡単でございますけれども私の挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、11番、河原崎昇司君、12番、藤田和寿君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月3日から6月18日までの16日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月3日から6月18日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願ひます。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

5月23日木曜日、静岡市、県市町村センターにおいて静岡県町村議会議長会総会が開催されました。議事として、1、静岡県町村議会議長会の会長の選任について、2、副会長の選任について、3、監事の選任についての3件について審議が行われ、協議の結果、会長に私、

吉田町の八木栄、副会長に田方郡函南町の高橋好彦議長、監事に賀茂郡松崎町の稲葉昭宏議長と周智郡森町の榊原淑友議長が選任されました。そのほか、平成25年度の今後の主要行事予定について連絡があり、閉会しました。

5月28日火曜日、29日水曜日の両日、東京メルパルクホールにおいて第38回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。本研修会は、「これからの町村議会のあり方」をテーマに開催され、正副議長が参加しました。

研修は初めに、基調講演として「町村議会に期待する」と題した東京大学大学院教授、金井利之氏による講演がありました。

引き続き、シンポジウムとしてジャーナリストの松本克男氏をコーディネーターに、北海道鹿追町議会議長を初めとする4人の町議会議長をパネラーに迎えて行われたパネルディスカッションがありました。

また、「歴史に見るリーダーの条件」と題した歴史家で作家でもある加来耕三氏による講演、「政治・経済の展望～報道から見たこれからの日本の姿～」と題したTBSテレビ報道局、解説・専門記者室長、杉尾秀哉氏による講演がありました。大変有意義な講演、シンポジウムであり、議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に生かしてまいりたいと思います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査、定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等につきまして、御報告申し上げます。

本年度は、国の平成24年度補正予算第1号に対応する国庫補助事業を前倒し実施することにより、現在進めている当町の「津波防災町づくり」が大きく進展することになりますが、この取り組みは、国の進める緊急経済対策に呼応するものでありますことから、国の平成24年度補正予算第1号に対応する追加公共事業等を実施する自治体に対して国から交付される「地域の元気臨時交付金」を受けられるという二重の効果を生み出しております。

この「地域の元気臨時交付金」は、国において、追加公共事業等に係る地方負担額の8割相当額に当たる1兆3,980億円が予算措置され、このうち、今の時点で把握できる地方負担額をもとに、国の財政力に応じて70%から90%の範囲で設定した交付率を乗じて算定された1兆2,095億円の第1次分の交付限度額が5月27日に公表されましたが、当町につきましては、財政力の高い団体に適用される下限の70%の交付率で算定され、15億8,984万2,000円の交付限度額の提示を受けた次第でございます。国の平成24年度補正予算第1号に限って、特

別に設けられた緊急経済対策のための新たな国の財政支援措置として自治体に交付されるものであり、平成26年度までに実施する公共事業等に充当できるものでございますので、計画している事業の中の貴重な財源として活用し、津波防災町づくりを進める中で、他の必要欠くべからざる公共事業等の早期完成に資するようしてまいります。

それでは、新年度に入りまして、2カ月が経過したところでございますが、本年度の事業の進捗につきまして、御報告申し上げます。

まずは、当町の最重点課題であります「津波防災町づくり事業」におけるハード事業につきまして、御報告申し上げます。

「命を守る対策」として、最優先で整備を進めております「津波避難タワー」でございますが、昨年12月に発注をいたしました住吉地区の2基及び川尻地区の1基につきましては、現在、基礎くい打ち込みが終了し、今月中旬には基礎となる下部工ができ上がる予定でございます。7月からは上部工の架設作業に入っておりますので、町民の皆様方には、徐々に津波避難タワーがその姿をあらわし、強固で安心感のある津波避難タワーを実感していただけるものと思っております。

これら3基の津波避難タワーは、9月30日の完成を予定しておりますが、より実践的な避難と効果的な訓練を実施するため、9月1日の総合防災訓練には、建設中の津波避難タワーの一部を開放し、実際に町民の皆様には避難をしていただき、避難行動の検証をしてまいりたいと考えております。

空想的な「たら、れば」ではなく、いち早く目的地に到達するためには、どのような経路で、どのような行動をし、そしてどのような助け合いが必要なのかなど、迅速な避難行動の定着化を図るとともに、避難時における地域の課題を抽出し、その対策につきまして、皆様方と一緒に検討してまいりたいと考えております。

また、残り12基の津波避難タワーにつきましては、自治会、町内会を初め、町民の皆様のお理解と御協力のおかげで、スムーズに建設予定地が決定され、それぞれの建設場所におけるタワーの整備概要等の地元説明会を経て、今月中には全ての津波避難タワーの建設に着手できるように鋭意努力をしております。

いつ発生するかわからない南海トラフ巨大地震における大津波から「命を守る対策」となる津波避難タワーの整備は、高層建築物がなく、平たんな当町にとりましては、行政の責任において、スピード感を持って着実に事業を進めていかなければならないものでございますので、今後とも御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、「津波防災まちづくり」のソフト事業につきまして、御報告申し上げます。

自治会役員の皆様や自主防災会の皆様、発災から2年が経過した被災地の状況を、御自分の目で見て、肌で感じてもらうとともに、被災した方からお話を聞く貴重な機会を提供し、今後の自主防災会の活動に活かしてもらうために、6月27日から29日までの3日間、岩手県の釜石市、宮古市、普代村を中心に、「吉田町自主防災組織視察研修」を実施する予定でございます。この視察研修には、地元自主防災会の代表者を初め、約30名の参加を予定しておりますので、今後、この研修に参加された方々が各自主防災会などで、被災地の現状を町民の皆様へ報告していただくことによりまして、防災意識が伝播されていくものと考えております。

また、視察研修とは別に災害時において、地元住民を守るリーダーを養成するための「地

域防災指導者養成講座」につきましても、9月28日、29日及び10月5日、6日の合計4日間の日程で、当町において開催する予定でございます。今後、自主防災組織や企業の防災担当者の方を中心に、幅広い方の参加を呼びかけ、より多くの方に受講していただくよう、周知してまいりたいと考えております。

平成25年第1回議会定例会における施政方針でも述べさせていただきましたとおり、私は当町が進める「津波防災町づくり」の主役は、町民の皆様お一人お一人であると考えております。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の醸成を図り、地域の防災意識の高揚と防災力の向上をさらに高める事業の展開を図ってまいりたいと考えております。ソフト事業の核となるのは、「人を育てること」でございます。ハード事業のように、すぐに可視化できるものではございませんが、「津波防災町づくり」に向けて、議員各位を初め、町民の皆様と一緒に「災害に強いまち」を築いていく所存でございますので、御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業につきまして、御報告申し上げます。

初めに、健康づくり事業でございます。

健康づくりを進める上で、自己の健康状態を確認し、早期発見と早期治療、さらに予防をすることはとても重要なことでございます。特に、主要死因の代表である「がん」につきましては、がん罹患することが生命にかかわり、生活そのものを大きく左右することだけに、早期発見、早期治療が欠かせないものでございます。そこで、本年度から受診しやすい環境整備として、1回の受診で複数のがん検診を行うことができる「総合がん検診」や「複合がん検診」の体制の導入をいたしました。現在、6月中旬から始まる「総合がん検診」につきまして、受診券のほか一定の年齢の方には無料クーポン券を配付したところであり、8月に始まり「複合がん検診」につきましても、順次配付する予定でございます。町民の皆様が気軽にごがん検診を受診できるよう、6月から12月の期間に、各地区の会場を検診車が巡回いたしますので、お一人でも多くの方が御自分の健康を意識し、いつまでも健康で元気に暮らせる社会の実現のために、受診をしていただきたいと願っております。

また、今後につきましても、受診しやすい環境づくりや検診のPRを積極的に行いながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援事業でございます。

「子どもが健やかに育つ環境をつくる」ための施策として、整備を進めております「すみれ保育園建設事業」でございますが、4月中旬に造成工事に着手いたしました。本体工事につきましては、5月31日に請負契約の締結の御承認をいただいたところでございますので、本年度内の完成を目指して工事を進めてまいります。

また、新しいすみれ保育園に併設されます発達支援施設の運営に関しましては、各保育園の保育士で組織しましたプロジェクトチームを発足させ、現在、定期通園の具体的な支援、運営の仕方など、開園に向けて具体的な検討を重ねているところでございます。

今後とも、発達が気になる子に対しまして、きめ細やかな支援ができるよう体制を整えてまいります。

続きまして、「安全で安心、快適な町づくり」を目指す「生活環境」の整備につきまして、御報告を申し上げます。

まず、上水道事業でございます。

地震災害に強い安全で安定した水を供給し続けるため、本年度におきましても施設整備や老朽管の布設がえ等の工事を順次、発注できるように準備を進めているところでございます。

施設整備につきましては、各配水系の水量比率の標準化と水源の確保を目的として、第9水源の新設を計画しているところでございます。現在、その新設に当たっての測量設計業務委託に向け、準備を進めているところでございます。

老朽管の布設がえにつきましては、本年度、延長460メートルを実施する予定でございます。

また、道路改良工事等に伴う布設事業等につきましては、東名川尻幹線及び榛南幹線配水管布設工事を含め、延長3,745メートルを実施する予定でありますので、順次、発注を行い、災害に強いライフラインの確保に努めてまいります。

続きまして、「心豊かな人を育む町づくり」を目指す「教育・文化・交流」事業につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「通級指導教室」についてでございます。

本年度の教職員の人事異動により、静岡県から通級指導教室の運営のために教職員が自彊小学校に配置されましたので、4月からは自彊小学校の会議室を利用し、児童3人の通級指導を行っております。現在は自彊小学校の児童だけを受け入れておりますが、7月からは他校からの児童の受け入れを実施するため、現在、準備を進めております。

また、来年度の本格的な開設を目指して、自彊小学校の1階会議室の改修工事を計画しておりますが、この改修工事は、子供たちの良好な学習環境を阻害することがないように、夏休み期間を中心とする工期を設定して準備を進めてまいります。

次に、住吉小学校の校舎補強についてでございます。

住吉小学校の校舎補強につきましては、平成25年第1回吉田町議会定例会終了後に、県が独自に定めました耐震診断基準を満たすべく、校舎の耐震補強対策の調査を行ってまいりまして、このほど、補強工事の入札の準備が整いましたので、現在、制限付き一般競争入札の手続を進めているところでございます。この補強工事につきましても、子供たちの良好な学習環境を阻害することがないように、夏休み期間を中心として12月までの土日及び祝日を活用して整備を進めてまいりたいと考えております。

住吉小学校の校舎は、学校に通う児童が、安全で良好な環境の中で学習するための施設ですが、災害時には避難場所としての機能もあわせ持つ施設でございますので、子供たちのために良好な学習環境を提供するとともに、周辺住民のために避難施設として必要な補強工事を早急に実施してまいります。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしい町づくり」を目指す「都市整備」事業につきまして、御報告申し上げます。

初めに、避難路整備事業についてでございます。

災害時において、町民の皆様がいち早く安全な場所に避難できるよう都市防災総合推進事業を活用し、避難路として整備を実施しております町道中瀬北原1号線、町道西の坪大浜1号線、町道東向2号線、町道平島8号線につきましては、4月に測量設計業務委託を発注いたしました。

次に、幹線道路の整備でございます。

平成25年度末の完成を目指して事業を進めております都市計画道路榛南幹線、東名川尻幹線の2路線につきましては、それぞれ順調に工事が進んでおります。

榛南幹線の町の事業区間につきましては、道路改良工事や排水路工事の発注を終え、これらの工程を考慮しながら、仕上げとなる舗装工事を発注する予定でございます。

また、東名川尻幹線につきましては、町の事業区間であります町道高島線から国道150号までの区間の舗装工事や国道150号との交差点の改良工事を8月中に発注する予定でございます。

また、大幡川幹線につきましても、川尻地内の横手橋から南側の整備を進め、5月13日に車道部分を開通いたしました。町道本田線や本田線を交差する町道大幡川尻2号線を含めまして、7月末までには工事を完了する予定でございます。

次に、北区防災公園の整備でございます。

北区防災公園につきましては、5月に設計業務委託を発注したところでございます。

また、平成25年3月には6名の地権者の方の御協力により、10筆、5,854平方メートルの用地を取得させていただきました。残る用地につきましても、年度内の取得を目指し、地権者の皆様に御協力いただけるよう、丁寧に御説明させていただきます。

次に、河川改修でございます。

平成20年度から改修を進めております準用河川大窪川につきましては、国道150号から上流部の河川改修工事を進めてまいりましたが、本年度は、工事を一時休止して、大窪川の改修事業計画を策定することとし、5月に河川整備事業計画策定業務を発注したところでございます。今後は、策定をされた河川整備事業計画をもとに、平成26年度以降の国庫補助事業として採択されるよう諸手続を進めてまいります。

一方、4月6日の大雨では、町内の道路が冠水にとどまらず、家屋や車の浸水被害も発生いたしました。被害に遭われました皆様には、大変不安な夜を過ごされたことと存じます。

1時間当たりの最大降水量は66ミリで、特に6日午後7時ごろから1時間当たりの降水量が50ミリ前後の降雨が3時間続くという過去に例を見ない大雨でありましたが、今後はこうした事態が起きましても、被害が発生しないような対策を段階的に講じる必要がございます。

このため、宮裏川、問屋川、そして大幡川に堆積しております土砂や水草等を取り除くしゅんせつ工事や今回の大雨のように河川の排水能力を超えるような事態になった場合には、水中ポンプや発電機を借り上げ、強制的に排水ができるような体制を整えるための費用を、今回補正予算に計上させていただきました。

今後は、河川ごとに整備計画を策定し、町民の皆様が安心して生活できるような河川改修に努めてまいります。

最後に、吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進本部について、御報告申し上げます。

県が主導する「防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）」につきましては、平成25年2月15日に内閣府から総合特区の指定を受け、現在、当該地域における規制の特例措置等や地域ニーズを実現するための代替措置、新たな支援措置などを協議する「国と地方の協議会」において、協議が実施されているところでございます。

また一方で、民間におきましては、経済界が中心となり、「内陸のフロンティアを拓く取組」と連携しまして、安全・安心で魅力ある静岡県の実現に向け、民間企業のビジネスチャ

ンスの拡大に資する情報の集約・発信を行うとともに、民間企業の立場から見た政策提言を行うことを目的として、「内陸フロンティア推進コンソーシアム」が5月10日に設立されたところでございます。

このように、内陸のフロンティアを拓く取組は、官・民それぞれの動きが加速してきており、今後、協議がまとまり、制度化された特例措置、支援措置を活用する事業等を記載した「総合特区計画」を作成し、国の認定を受けますといよいよ実行段階に移ってまいります。

こうした状況の中、当町におきましても全体構想に基づいた取り組みを進めていくため、副町長を本部長とする庁内組織「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進本部」を5月10日に設置をいたしました。

今後は、推進本部において実務的な部分である規制の特例措置や新たな支援措置の検討を重ね、計画の熟度を向上させるとともに、各種関係者に参画いただく総合特区推進協議会の設立を目指し、鋭意努力してまいります。

以上、行政運営の一端を申し上げましたが、本年度は「津波防災町づくり」において、正念場の年でございます。町民の皆様が抱えている地震や津波に対する不安を打ち消し、吉田町に住み続けていただくためには、町が行う事業だけではなく、国や県が関与した「津波防災まちづくり」を完成させる必要がございます。それは「暴風雨の中で小さな針の穴に糸を通すようなもの」でございますが、必ずやり遂げなければならないものでございます。

議員各位におかれましては、現下の重要課題に対する行政の取り組みを御理解いただき、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本議会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎議会広報特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会広報特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会広報特別委員会委員長お願いいたします。

8番、吉永満榮君。

〔議会広報特別委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（吉永満榮君） それでは、議会広報特別委員会より御報告いたします。

委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり吉田町議会会議規則第73条の規定により報告します。

1、調査事件

議会の意思や審査の状況を正確にわかりやすく町民に伝えるための広報活動に関する調査・研究。

2、調査の概要

平成23年5月10日吉田町臨時会の議決により、広報活動に関する調査研究を専門に行う機関として設置された。委員会は、平成23年5月17日臨時号と6月発行・第62号「議会だよ

り」から、編集発行を業務として、活動を開始し、平成23年度は、臨時号を含め5回、平成24年度は第69号平成25年5月10日発行まで臨時号を含め、5回の編集会議を合計51回重ねた。そのほか、広報活動の実践に係る研修に参加し、発行目的に沿った企画編集・読みやすさ、わかりやすさへの編集技術など広報紙に求められることを調査しました。

(1) 調査の経過

①議会だよりの発行について、別紙に記載してございますのでお目通しのほどお願いいたします。

②議会広報研修への参加

A 平成23年度 全国町村議会広報研修会

- ・日時、平成23年7月28日から29日
- ・場所、シェーンバッハ・サボー（砂防会館別館会議室）
- ・参加者、増田剛士議員、山内 均議員、平野 積議員
- ・研修内容、
 - a わかりやすい文章表現・表記について
 - b 議会広報～リニューアルの視点
 - c 広報活動での著作権
 - d 議会広報クリニック

B 平成24年度 全国町村議会広報研修会

- ・日時、平成24年7月30日から31日
- ・場所、シェーンバッハ・サボー（砂防会館別館会議室）
- ・参加者、三輪正邦議員、吉永満榮議員、河原崎昇司議員
- ・研修内容、
 - a 伝わる！わかりやすい文章を書く
 - b 広報誌におけるレイアウト表現の基本
 - c 写真の撮り方
 - d 議会広報クリニック

C 平成24年度 静岡県町村議会広報研修会

- ・日時、平成24年11月9日
- ・場所、クーポール会館（静岡市）
- ・参加者、増田剛士議員、杉本幸正議員、山内 均議員、平野 積議員、三輪正邦議員、吉永満榮議員、河原崎昇司議員
- ・研修内容、
 - a 議会広報に求められるものは
 - b 議会広報クリニック

この研修会につきましては、よしだ議会だより65号のクリニックについて提出し、その結果につきましては、

a すぐれている点

ア 教育委員人事が2回にわたり議会で不承認となるのは異例な出来事であり、巻頭ページのトップ記事としたことは妥当。賛否両論は氏名を含めて的確に書き、議決の個人別賛否も公表していることは議事公開の原則からも正しい方法と言える。

イ 一般会計予算、特別会計予算にかかわる記事は簡潔、平易でわかりやすい。QA対比も明確。

ウ 一般質問のページのQA大見出しは具体的で力がある。記事文の要約は適切、文体も

統一し、用語・表現も的確。

ｂ 検討・修正したい点について

ア 読者イコール住民の声と顔が出る常設企画がない。

イ 巻頭見開きから８ページがほぼ記事べた詰めで写真もなく、全体として事務的でかたい印象を与える。もう少し誌面にゆとりを持たせ、写真などを加えてほしい。

ウ 見出しの大きさがページ２から５までとページ６から９では、ひどくアンバランスで記事の重要度を反映していない。

エ 見出しの「吉田町介護条例の一部を改正する条例の制定について」は「介護条例の一部改正」でよい。

(２) 調査の結果

３度の研修及び企画、編集等の議論の結果、「議会だより」に関して以下の項目の改善を図り、議会だよりを読みやすくし、議会に関する情報の広報効率を向上させた。

(内容)

①委員会報告

従来単なる経過報告だけでなく、委員会の考え方、今後の進め方を委員長に依頼した。

②一般質問

ア 町民に訴えたい問答を見出しとして大きく記載し、注目を集め、記事を読んでもらいやすくした。

イ 再質問の内容も記載することとし、課題の深掘りを町民に知らせた。

③政策追跡ルポ

議会で議決した事案のその後を取材することにより、その現状の課題を浮き彫りにして、今後の町の政策について、議決後における状況を伝えるとともに関係者から得られた意見をもとに、今後の議会審議の参考とした。

④選挙結果報告

議長、副議長選挙における各議員の投票動向、投票理由を明記し、開かれた選挙であることを明らかにした。

⑤見出し

記事を読んでもいただくために、注目を呼ぶ「見出し」に工夫を重ねた。

(形式)

①文体の統一

従来、「である」調と「ですます」調が混在していたが、「である」調に統一することにより、読みやすくした。

②用語、表現の正確性

用語、表現を新聞記事ルールに従い、記載するように努めた。

③写真の活用

写真・図表などを活用して、関心を引くとともに、紙面に余裕を持たせるようにした。

(編集方法)

①編集スケジュール

前もって編集スケジュールを作成し、それに基づき行動した。

②校正原稿の事前チェック

校正日前日に原稿をチェックし、校正作業の効率化を図った。

(3) 委員会の結論

2年間の活動を通して議会だよりは大きく改善されたと判断する。

議会だよりに関する改善継続の必要性は認めるが、議会広報に関して、議会だよりのみに頼ることなく、新たな技術・手段も導入して、より多くの町民の皆さんに議会を理解していただくために、本委員会は第69号の発行をもって終了とする。

今後の議会広報は、「議会広報特別委員会」イコール「議会だより編集」との認識を改めた新規な委員会に託すことで一致しました。

次に、別紙でございますが、議会だより発行活動につきましては、臨時号から最後の第69号でございますが、特記事項について申し上げます。

臨時号については、議長、副議長選挙において各議員の投票結果及びその理由を議会だよりとして初めて記載した。表紙を全面写真に変更いたしました。

第62号につきましては、一般質問の見出しとして主たる問答を採用した。「傍聴に行ってみざあ〜」と方言の見出しをつけ、関心を引いた。委員会の考え方を示した。

第63号につきましては、ページ上部にあった「よしだ議会だより第63号」のロゴをページ下に移動し、紙面を整理した。それから政策追跡ルポを導入しました。

第64号につきましては、用語解説を多く入れ、町民にわかりやすくした。議会報告会のアンケート意見を記載して、町民の町政や議会に対する見方を紹介しました。

第65号については、教育委員人事に関する記事を町民に正確に伝えるよう努力した。8人の一般質問があり、紙面を4ページふやして発行しました。

第66号については、議会報告会における報告質問だけでなく、自由な意見交換に関しても記載しました。

臨時号につきましては、4ページ紙面であるが、臨時会終了後、半月で発行しました。

第67号につきましては、実施事業を写真やイラストを用いて紹介し、町民の関心を引いた。

第68号、記事内容に誤りが発行直前に発覚したこと及び色校正時の変更が紙面に反映されていないことから1カ月発行を延期しました。また、議会報告会における質問で当局に調査した結果を報告した。

第69号、議会報告会の形式変更を知らせるとともに参加要請を行いました。

以上で、特別委員会の報告でございます。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これで委員長の報告が終了しました。

報告済みといたします。御苦労さまでした。

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。
12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

それでは、議会改革特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

4月11日、役場4階第2会議室において、午前9時から11時まで、委員13名で第26回委員会を行いました。

議会基本条例案に基づく議会改革に対する自己評価について、協議を行いました。平成24年度を各委員が振り返り、議会改革の自己評価シートに記入し提出を受けました。各委員からは自己評価を、丸、三角、バツで記入したが、具体的な評価基準を統一したり、評価方法を検討する必要がある、評価を公表すべきである等、目標設定して評価する必要があるなどの意見をいただきました。評価内容は先進事例から学びとるなどの意見もいただきました。

協議の結果、評価方法と評価内容について、委員長が先進事例を調べ、次回委員会に提出し、詳細を詰めることといたしました。

また、各委員がバツと評価したところの優先順位として3項目を設定し、それに対する取り組みや課題を抽出し、4月25日までに提出することとし、その内容についても次回委員会で再協議することといたしました。

次に、基本条例案について協議し、再度、正副委員長で当局に回答を要請することといたしました。

最後に、次回委員会は5月9日と決定し、委員会を終了いたしました。

5月9日、役場4階第2会議室にて、午前9時から出席委員数13名で第27回委員会を行いました。

報告事項として、評価事例として、北海道福島町議会、議会白書から議会評価、議員評価について、広島県サガ町議会評価について、内容を報告しました。その後、協議に入り、前回委員会で協議した自己評価に対しての、優先的に取り組む課題につきまして、各議員から提出された内容について、集約したものを説明し、協議を行いました。

協議の結果、優先ポイントが多かった3項目を委員会として、まず取り組む。内容は、第1は議会基本条例案の第5条4項、傍聴者に対する環境整備について、具体的には傍聴者に対する会議資料について取り組む。ルールを決めるに当たり、資料調査のフォーマットを作成し、次回以降にまとめることといたしました。第2は、条例案第9条2項、多様な広報の雑用について。ホームページなどの積極的な活用など広報の充実を図っていく。議会の独自性、多様な広報手段の活用、そして速報性をキーワードに行うことといたしました。第3は、条例案の出前会議の開催といたしました。いまだ開催してなく、開催要項について、再度、協議し実行することを確認いたしました。次回、委員会を5月14日に決定し、委員会を終了しました。

5月14日、役場4階第2会議室にて、委員会開催前に午前9時から午前11時10分まで、議会基本条例案の第5章、議会と当局との関係について、副町長、総務課長外総務課職員に出席をいただき、した協議の内容について説明を受けました。終了後、1名欠席、出席委員12名で第28回委員会を行いました。

議会改革の取り組みについて、協議を行いました。傍聴の環境整備について、議会内資料

の拾い出しを行い、各会議前ごとに配付した本を集めた議員が提出し、その後、全体で検討していくことといたしました。出前会議につきましては、課を決めた開催要項について改善案があれば、配付した検討用紙に記入し提出すること。議会広報につきましては、新たに立ち上げる特別委員会で、前回委員会で決定したコンセプトで推進することを決定しました。

次に、議会改革の自己評価について協議し、課題目標を設定することとし、5月末までに提出することといたしました。

最後に、議会基本条例制定を平成26年3月議会上程することを確認し、また当局と協議に当たり、今後の詳細スケジュールと実務担当者を決定し、次回18日、議会報告会午後の部終了後に決定することを確認し、委員会を終了しました。

5月18日、委員協議会を開催し、議会基本条例制定を平成26年3月議会上程とした上程までのスケジュールを確認いたしました。また、議会基本条例案について、当局との下協議を行うメンバーを正副委員長と4番議員と決定しました。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第50号～議案第52号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 続いて、会議規則第35条の規定により日程第6、第50号議案から日程第8、第52号議案までの3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、補正予算について1件、町道路線の廃止について1件、町道の路線認定についての合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第50号議案は、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成25年度吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,401万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ97億1,301万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第51号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、町道大幡川幹線の一部供用開始に伴いまして、川尻地内の2路線の道路区間を変更する必要がありますから、一旦この2路線を廃止することにつきまして、お認めいただ

こうとするものでございます。

第52号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、町道大幡川幹線の一部供用開始に伴いまして、供用区間が変更された道路を町道として再度認定する川尻地内の3路線、津波避難リレーの避難路として利用するため、新たに川尻地内を整備するニチヨウ町及び現在、整備が進んでおります日の出川尻幹線と塩谷上川原線に次ぐバイパス道路として新たに整備する片岡地内1路線につきまして、それぞれ町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします3議案の概要でございます。

なお、今回の附帯で追加と思いますが、6基分の津波避難タワーの設置工事及び住吉小学校耐震補強工事の入札を6月11日に実施する予定でございます。このため、当該入札が終了し、請負契約の準備が整い次第、今議会に追加議案として上程させていただきたいと思っておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細の説明をお願いします。

最初に、企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第50号議案、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

別冊となっております平成25年度吉田町一般会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思っております。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,401万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,301万5,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項の区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

平成25年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、14款県支出金につきましては、611万5,000円の増額でございます。2項1目総務費県補助金の中の総務管理費補助金、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費として611万5,000円を増額いたします。これは、緊急雇用創出事業として、国が平成24年度第1次補正予算で創設いたしました企業支援型地域雇用創造事業を活性化しまして、地域に根差した事業を実施する企業と地域の魅力情報発信事業を展開するもので、県の補助金を計上するものでございます。この財源は、歳出の2款総務費の1項6目に計上しております大井川 smile ネット事業費に充てるものでございます。

次に、17款繰入金でございますが、1,790万円の増額となります。

これは、平成25年4月6日に発生いたしました大雨による被害を受けまして、緊急的に行う河川のしゅんせつ工事等を行うために財政調整基金を取り崩して対応するものでございます。

以上が、歳入でございます。

続いて、歳出につきまして御説明を申し上げます。4ページをごらんいただきたいと思います。

2款の総務費でございますが、611万5,000円の増額でございます。その中の1項総務管理費につきまして611万5,000円の増額となります。これは6目の企画費について、先ほど歳入でも御説明をさせていただきましたが、緊急雇用創出事業として、国が平成24年度第1次補正予算で創設いたしました企業支援型地域雇用創造事業に対応する事業を行おうとするものでございます。具体的には、大井川流域 s m i l e ネット事業の中核的構成する企業でありますFM島田に緊急雇用創出事業の補助金を活用して、当町にかかわる情報収集及び情報発信を担当するスタッフを雇用いただき、当町の魅力を掘り起こすための調査活動や番組制作活動を行っていただくとともに、実際にラジオ放送を行っていただくための委託料を計上するものでございます。財源は、県の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費を活用して行う全額補助の事業となっております。

続きまして、8款の土木費でございます。

8款の土木費につきましては、1,790万円の増額でございます。その中の3項河川費につきまして、1,790万円の増額となります。これは2目の河川維持費について、本年4月6日に発生いたしました大雨による被害状況を踏まえまして、町内各所の河川の状況を調査いたしましたところ、早急に河川の機能向上を図る対策を講じる必要があると判断できる箇所が数カ所発見されましたので、緊急的にしゅんせつ工事等の対策を講じるための経費のほか、浸水被害発生時に強制排水するための水中ポンプ借り上げ料を計上するものでございます。

ただいま申し上げました内容が、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、八木三千博君。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは、本議会定例会に上程いたしました第51号議案及び第52号議案の2議案について、御説明申し上げます。

最初に、第51号議案、町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の2ページから3ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするものです。今回、廃止する路線については、2路線でございます。

最初に、本田線ですが、横手橋から県道焼津・榛原線までの1,041.5メートル、幅員が3.8から31.8メートルとなります。

次に、横手1号線ですが、西の宮線から横手橋までの延長427.6メートル、幅員が2.7メートルから9.9メートルでございます。

本田線、横手1号線につきましては、川尻横手橋南において、大幡川幹線の交差点改良工事に伴い、一旦廃止し、起点をずらして再認定するものであります。

以上が、第51号議案、町道の路線廃止についての説明でございます。

次に、第52号議案、町道の路線認定について御説明いたします。

資料の4ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものです。今回、認定する路線については、大幡川幹線の道路改良工事に伴う路線、3路線と東名川尻幹線の道路改良工事に伴う1路線及び避難路として利用するために整備する1路線の合計5路線となります。

最初に、大幡川幹線の道路改良工事により認定しようとする3路線について御説明いたします。

路線名は本田線ですが、大幡川幹線の交差点改良に伴い、横手橋南の新たな交差点から県道焼津・榛原線まで起点をずらして再認定するものでございます。延長は964.4メートルで幅員は3.8メートルから16.7メートルとなります。

次に、本田2号線ですが、大幡川幹線の道路改良工事に伴い、本田線の起点が変わったため、新たな本田線から横手橋までの間を本田2号線として認定するものです。延長は85.7メートルで幅員は7.5メートルから23.2メートルとなります。

次に、横手1号線ですが、こちらも大幡川幹線の道路改良工事に伴い、本田線の起点の変更により終点を変更し、再認定するものです。延長は442.1メートルで幅員は3.5メートルから12.8メートルとなります。

次に、平島8号線ですが、川尻の避難ビルに指定しているレックの東となります。川尻地区の浸水予想地域の住民や県営吉田公園の来園者等を津波避難施設に迅速に避難できるよう経路の確保として整備するものです。平島3号線から東向平島線までの間を平島8号線として認定するものです。延長は94.3メートルで幅員は7.7メートルから13メートルとなります。

最後に、西中瀬8号線ですが、吉田町立図書館北側となります。静岡県が整備を始めております東名川尻幹線の道路改良工事に伴い、塩谷上川原線が寸断されるため、東名川尻幹線と塩谷上川原線までの間を西中瀬8号線として認定を行うものです。延長は18.5メートルで幅員は7.5メートルから10メートルとなります。

以上が第52号議案、町道の路線認定についての説明でございます。

都市建設課からは、以上2件について御説明いたしました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で、上程説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま上程されました第51号議案、第52号議案の2議案については、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託し、本会議中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第51号議案、第52号議案の2議案については、産業建設常任委員会に付託す

ることに決定しました。本会議中に審査をお願いいたします。

なお、第50号議案につきましては、18日本会議最終日で審議を行いますので、よろしくお願ひいたします。

◎報告第1号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第9、第1号報告 平成24年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について、報告を行います。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

ただいまより第1号報告 平成24年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の中にあります報告書6ページから10ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、3月議会定例会の平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により平成25年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告するものでございます。

計算書の内容でございますが、提出議案の7ページから10ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業は、計算書に掲げました28事業でございます。

まず、3款1項の心身障害者施設等負担金事業でございますが、これは社会福祉法人天竜厚生会が藤枝市内で建設しております天竜ワークキャンパスの移転改築工事が年度内での完成が困難になったということにつきまして、それに伴う移転改築補助金の221万円を平成25年度に繰り越して執行することについての報告でございます。その財源につきまして、全て一般財源でございます。

次に、3款2項のすみれ保育園の建設事業でございますが、当初から予算計上しております用地造成費及び公有財産購入費等の繰越額1億2,328万5,000円と、国の補正予算に伴い実施する本体工事等の繰越額1億1,000万円の合計額の2億3,328万5,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その場合、財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金7,079万円と町債1億2,910万円と一般財源3,339万5,000円でございます。

次に、4款1項の災害時医療救護対策事業でございます。国の補正予算に対応して事業を実施するものでございますが、201万2,000円を平成25年度に繰り越して執行するもので、その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金100万円と一般財源101万2,000円でございます。

次に、6款3項の水産基盤整備事業でございますが、当初から予定しております地域自主戦略交付金の分の繰越額1,176万4,650円と国の補正予算に対応して実施いたします農山漁村

地域整備交付金の分の繰越額8,000万円の合計額9,176万4,650円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。

その財源でございますが、既に契約し事業を実施している地域自主戦略交付金分につきましては、南駿河湾漁業協同組合から徴収いたしました分担金64万8,000円の既収入特定財源と県支出金となる漁業基盤整備事業費補助金838万240円の未収入特定財源と240万円の町債、そして一般財源が33万6,410円でございます。また、農山漁村地域整備交付金分の財源といたしましては、未収入特定財源として、県支出金の漁業基盤整備事業費補助金5,696万円、南駿河湾漁業協同組合からの分担金440万円、町債1,860万円、そして一般財源4万円でございます。この2つの交付金分の財源を合計いたしますと既収入特定財源分の分担金が64万8,000円、未収入の特定財源の県支出金が6,534万240円、未収入の特定財源の分担金が440万円、未収入の特定財源の町債が2,100万円、そして一般財源が37万6,410円となるものでございます。

次に、8款2項の道路維持費（路面性状調査事業）でございますが、この事業につきましても、国の補正予算に対応して実施する事業でございます。事業費の350万円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源は、未収入の国庫支出金の社会資本総合交付金165万円と一般財源185万円でございます。

次に、8款2項の地方特定道路整備事業、大幡川幹線改良事業でございますが、国における事業採択のおくれによりまして、工事におくれが生じたことから2,923万4,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の町債2,630万円と一般財源293万4,000円でございます。

続きまして、同じ款項の都市防災総合推進事業、高島4号線道路改良事業でございますが、この事業につきましても、国の補正予算に対応した事業でございます。602万3,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金301万1,000円、町債300万円、一般財源1万2,000円でございます。

次に、都市防災総合推進事業、舞台民附線道路改良事業でございます。この事業につきましても、国の補正対応の事業でございますが4,246万9,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金1,415万6,000円、町債2,830万円と一般財源1万3,000円でございます。

続きまして、都市防災総合推進事業、中瀬高畑2号線道路改良事業でございます。この事業につきましても、国の補正対応の事業でございますが、624万5,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金312万2,000円、町債310万円、一般財源2万3,000円でございます。

次の都市防災総合推進事業、日の出線道路改良事業につきましても、国の補正対応のものでございます。事業費666万9,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源は、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業333万4,000円、町債330万円と一般財源3万5,000円でございます。

続きまして、都市防災総合推進事業、中瀬北原1号線道路改良事業でございます。この事業も国の補正対応のものでございますが、事業費2,000万1,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進

事業補助金929万3,000円、町債1,070万円と一般財源8,000円でございます。

次の都市防災総合推進事業、西の坪大浜1号線道路改良事業でございますが、この事業につきましても、国の補正対応のものでございます。事業費425万3,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金212万6,000円、町債210万円と一般財源2万7,000円でございます。

次の都市防災総合推進事業、東向2号線道路改良事業につきましても、国の補正対応のものでございます。事業費378万円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源は、未収入の国庫支出金、都市防災総合推進事業補助金189万円、町債180万円と一般財源9,000円でございます。

次の都市防災総合推進事業、平島8号線道路改良事業につきましても、国の補正対応の事業でございます。事業費941万5,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金、都市防災総合推進事業補助金470万7,000円と町債470万円、一般財源8,000円でございます。

次の8款2項、橋梁維持補修費（橋梁点検調査事業）でございますが、この事業につきましても、国の補正対応のものでございます。事業費につきましてもは300万円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金の社会資本総合交付金132万円と一般財源168万円でございます。

次に、8款3項の榛南幹線水路事業でございます。県工事等の調整等におくれが生じまして9,030万円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源は、未収入の県支出金の都市計画街路事業費補助金2,252万5,000円、町債6,090万円、一般財源687万5,000円でございます。

次に、8款4項の土地利用対策費（平島8号線用地費）でございます。国における事業採択のおくれによりまして、事業着手におくれが生じたと、こういうことからの繰り越しでございますが、事業費は1,467万5,000円でございます。財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金163万円、町債1,200万円と一般財源104万5,000円でございます。

続きまして、同じ款項でございます。土地区画整理事業でございます。近隣の関係者との調整により、事業の実施時期がおくれまして組合申請で実施いたします国庫補助事業が繰り越されたことから、その事業に関連する町からの補助金487万円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、榛南幹線整備事業でございますが、社会資本整備総合交付金の対象事業でございましたが、交付額が要望額を下回りまして、対象事業の中で調整し、事業を進めていたわけでございますが、その後におきまして交付金が増額をされるということになりまして、その増額にかかわる工事について、繰り越しをせざるを得ない状況となってまいりました。このことから事業費2,060万9,600円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,045万円、町債760万円、さらに一般財源255万9,600円でございます。

続きまして、都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業でございます。この事業につきましても、国の補正対応の事業でございます。事業費1億2,078万7,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございますが、その財源は、未収入の国庫支出金の都市防災総合推

進事業補助金4,311万3,000円、町債7,760万円と一般財源7万4,000円でございます。

続きまして、都市防災総合推進事業、北区公園整備事業でございます。この事業につきましても、国の補正対応のものでございますが、事業費1億2,901万5,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金4,505万9,000円、町債8,390万円と一般財源5万6,000円でございます。

次に、9款1項の消防団詰所整備事業でございます。この事業につきましても、国補正対応の事業でございますが、事業費1億3,400万円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金5,000万円、町債5,000万円、一般財源3,400万円となっております。

次に、消防団消防ポンプ車整備事業でございますが、この事業につきましても、補正予算(第1号)で計上いたしました消防ポンプ車につきましても、入札不調ということになりまして、年度内購入は困難となりましたことから1,790万9,000円を平成25年度に繰り越して執行することとなったものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金886万8,000円、町債880万円と一般財源24万1,000円でございます。

同じく9款1項の津波防災まちづくり計画策定事業でございます。国における事業採択のおくれによりまして、事業着手がおくれたという事業でございますが、1,970万円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金656万6,000円と一般財源1,313万4,000円でございます。

同じ款項となりますが、9款1項の津波避難タワー設置事業でございます。津波避難タワー設置事業に伴う5基分の設定委託料及び当初の3基分の精算払い分及び国の補正予算に対応して実施をすることにいたしました12基分の津波避難タワー設置工事費となります47億9,296万3,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金23億4,867万円、町債23億4,850万円、一般財源が9,579万3,000円でございます。

次に、10款2項の住吉小学校校舎補強工事でございます。こちらの事業につきましても、国補正予算対応で行いまして、事業費1億8,674万5,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金の学校施設環境改善交付金6,253万3,000円、町債1億2,320万円と一般財源1万2,000円でございます。

続きまして、小学校理科教育設備整備事業でございますが、国の補正予算に対応して実施するものでございます。事業費159万7,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金の理科教育設備整備費等補助金79万8,000円と一般財源79万9,000円でございます。

最後に、10款3項でございますが中学校理科教育設備整備事業でございます。この事業につきましても、国の補正予算対応のものでございますが、事業費157万5,000円を平成25年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金、理科教育設備整備費等補助金78万7,000円と一般財源78万8,000円でございます。

以上、平成24年度一般会計におきまして、繰越明許費を説明させていただきました事業、28事業の説明をさせていただきました。

翌年度繰越額合計は59億9,760万6,250円となりまして、財源内訳につきましては、既収入特定財源が分担金64万8,000円、未収入特定財源として国庫支出金が26億9,487万3,000円、

県支出金が8,786万5,240円、町債が30億590万円、分担金が440万円、合計57億9,303万8,240円、そして一般財源でございますが2億392万10円となっております。

以上で第1号報告の内容説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

◎報告第2号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第10、第2号報告 平成24年度吉田町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について、報告を行います。

下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

第2号報告 平成24年度吉田町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について、内容を御説明申し上げます。

提出議案の11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年第1回議会定例会におきまして、平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算において、地方自治法第213条の規定により、平成25年度に繰り越して使用することができる経費（繰越明許費）をお認めいただきました。この繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製して報告をさせていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、公共下水道事業特別会計の1款1項公共下水道事業費、公共管渠建設費1億7,800万円のうち、国の補正予算の平成24年度社会資本整備総合交付金に係る予算額4,240万円を平成25年度に繰り越し執行するもので、その財源は未収入の国庫支出金2,120万円、それから町債1,900万円、既収入の受益者負担金220万円でございます。

以上が第2号報告の内容でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

ここで追加日程の配付のため、暫時休憩とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、12番、藤田和寿君から発議案第3号 議会広報推進特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第3号 議会広報推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案については、提出者、藤田和寿君の説明を求めます。

12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

朗読をもって、上程説明といたします。

発議案第3号 議会広報推進特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年6月3日提出

吉田町議会議長、八木 栄様

提出者、吉田町議会議員、藤田和寿

賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君、同、杉本幸正君、同、山内 均君、同、平野 積君、同、三輪正邦君、同、枝村和秋君、同、佐藤正司君、同、吉永満榮君、同、大塚邦子君、同、増田宏胤君、同、河原崎昇司君

議会広報推進特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会広報推進特別委員会を設置するものとする。

記

1、名称、議会広報推進特別委員会

2、設置の根拠、地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条第1項

3、目的、開かれた議会を実現するため、議会広報の推進を図る必要がある。この必要性に答えるべく、多様な広報手段の確立や独自性及び速報性のある議会広報の調査研究のため特別委員会を設置する。

4、委員の定数、委員会の定数は、6名をもって構成する。

5、継続調査及び設置期間、上記事件の調査研究が終了するまでとする。
以上。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終了いたします。

藤田議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報の推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、1番、増田剛士君、3番、山内 均君、4番、平野 積君、6番、枝村和秋君、9番、大塚邦子君、12番、藤田和寿君の6人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報推進特別委員会の委員は、ただいま指名しました6人を選任することに決定しました。

ただいま選任されました議会広報推進特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

互選のため、ここで暫時休憩とします。

再開は委員長、副委員長の互選終了後といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時54分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

ただいま議会広報推進特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果の報告がありましたので、発表いたします。

議会広報推進特別委員会の委員長に1番、増田剛士君、副委員長に4番、平野 積君が決定しました。

以上、報告させていただきます。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第10日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、定めた期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 大塚邦子君

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

[9番 大塚邦子君登壇]

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、本定例会一般質問に臨むに当たり、事前に通告してあります教育行政の舵取りについてを浅井教育長に、そして、放課後児童クラブの拡充についてを田村町長に、それぞれお考えをお尋ねするものでございます。

それでは、早速ですが、質問に入ります。

初めに、教育行政の舵取りについて、教育長にお伺いいたします。

浅井教育長は、平成25年第1回吉田町議会定例会で町長より教育委員の同意を求める議案が提出され、議員全員が賛成し、議案が可決し、その後の教育委員会の互選により、本年4月1日に教育長に御就任されました。改めまして、御就任おめでとうございます。

平成24年4月1日より教育長が不在となった1年間は、多くの町民の方々が我が町の教育行政の停滞を心配するとともに、一刻も早く教育長が決まることを願っておりました。町長

におかれましても人選に大変苦勞されたと再々お聞きをしております。ただ、正直驚いたことは、浅井教育長は本年3月までは吉田中学校の校長先生をお務めであり、この現職をおやめになっての教育長御就任ということでした。

この点、田村町長が浅井教育長に大変御期待をすることがあるのではないかと思うわけがあります。とりわけ我が町が取り組み最中である特色ある教育環境を整える改革、その中で吉田中学校改革に対する浅井教育長への御期待ではないかと私は理解するものです。ぜひ多くの町民の期待に応えるべく教育行政のかじ取りをしていただきたいと願うことから、以下の質問をいたします。

1点目として、教育長は、さきの広報よしだ5月号の教育長からのメッセージで、34年間の教員経験を生かし、さまざまな課題について解決し、学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興を推進していく考えを示されております。教員を途中退職してまで教育長をお受けする決断をさせたものは何だったのか。その胸のうちを知りたいと思うのは私だけではないと思います。

そこで、お伺いいたします。

教育現場から見た我が町の教育行政の課題は何と捉えていますか。

2点目として、児童・生徒のいじめ・不登校問題への対応策についてお伺いします。

全国でいじめを原因とする悲惨な事件が起きており、社会問題化しております。我が町においては、教育委員会、こどもの相談室には昨年度4件のいじめに関する相談が寄せられています。また、不登校児童・生徒数に関しては、平成24年度末において、小学校で6人、中学校で26人となっています。また、教育委員会に43件の相談があったことを教育委員会事務局で確認しております。

このような現状を踏まえて、教育長はどのような対応策で問題を解決していくのか、お伺いいたします。

3点目として、吉田町の将来を見据えた教育構想として、平成19年3月に教育吉田21策定委員会から提言された教育吉田21に掲げてある、現在の町を支え、次代の町を担う町民の育成に努めるという目標に向かっての教育長の基本方針をお尋ねいたします。

4点目として、教育長が就任期間中に特に力を入れて取り組みたいことは何か、お尋ねいたします。

次に、放課後児童クラブの拡充について、町長にお伺いいたします。

私は、子供の最善の利益を考慮し、また働く親たちが安心して子供を生み育てるための環境整備の一環として、学童保育を整備することは行政の大きな責務と考えています。我が町では、働く母親たちの運動により、平成13年9月、初めて中央小学校区で開設、平成15年4月、住吉小学校区、自彊小学校区でも開設されました。その後、平成19年度に、それまで民家を借り上げていた住吉小学校区と自彊小学校区の放課後児童クラブが、それぞれ学校敷地内に新しく建設され、子供たちが安心して遊び過ごせる施設となり、また、平成22年10月には中央小学校区に第2放課後児童クラブが設置され、現在町内4施設で放課後児童クラブ事業が実施されております。このように働く母親たちの運動が今日までにつながっており、学童保育の充実が図られてきております。

一方で、2012年8月に子ども・子育て支援法が制定され、児童福祉法が改定されたことにより、学童保育においても制度の変更が行われ、今後市町村の責任と仕事が大きくなってい

きます。

以上のことを踏まえ、我が町の放課後児童クラブが共働きやひとり親家庭にとって必要な施設であるとともに、児童が安全に、また安心して過ごせる場所であるとの観点から、以下の点について町長にお伺いします。

1点目は、2015年4月に予定されている子ども・子育て支援法の施行に伴い、2013年度は市町村として学童保育の基準の条例化を検討することになると聞いておりますが、条例整備に向けての我が町における課題は何でしょうか。

2点目は、子ども・子育て支援法では都道府県や市町村に地域子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、それに基づいて国から補助金が交付されることとなります。我が町の地域子ども・子育て支援事業計画の策定についてお伺いいたします。

3点目は、地域子育て支援事業計画策定のための一手段として、新しい子育て支援策の重要事項を検討する場とされている地方版子ども・子育て会議の設置について、町ではどのようにしていくのか、お伺いします。

4点目は、子ども・子育て支援法の附則に、指導員の処遇の改善、人材確保の方策の検討が盛り込まれましたが、学童保育を拡充するための指導員の量的・質的確保策をどのように行うのか、お伺いします。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 答弁に先立ちまして、3月まで勤務していた吉田中学校に寄せられた一文を紹介いたします。

吉田中学校は、吉田町民の心のふるさとでなければならない。何かにつけて町民の皆さんが少年の日、吉中で学んだことに懐かしさを覚え、もし困難に遭遇すれば、恩師や旧友に励まされ、校庭の一木一草にも思い出の一こまを持つような学校でなければならないと私は思っている。したがって、吉中は、その風格とか行われている教育活動とか、在学する生徒諸君の学力、態度、行動など、他に誇れるものでなければならないと思うのである。心のふるさとであるべき学校が他からいろいろ非難されるようならば、卒業生にとってこれほど寂しいことはないかと思うからである。

この文からは、吉田中学校が町民の心のふるさとでなければならないこと、在学する生徒の学力、態度、行動などが他に誇れるものでなければならないことがうかがわれます。

我が町において、町の未来を担う人間のほとんどが吉田中学校に学び、育ち、巣立っていくこととなります。よって、吉田中学校を核とした学校、家庭、地域、行政が連携した魅力ある吉田の教育に取り組んでいかなければならないと考えています。

そこで、魅力ある吉田の教育をつくっていくために私の考えを述べさせていただきます。

まず、1点目の御質問、教育現場から見た我が町の教育行政における課題は何かについてお答えをします。

当町の教育現場については、これまでに町長を初め町当局の御配慮いただいたことで、ハード面では町立図書館や、ちいさな理科館の設置、各学校の体育館の建てかえ、吉田中学校の空調設備の整備など、ソフト面では学校への図書館司書の配置、図書費の充実、教員補助

の配置などにより、教育環境の整備が他市町よりも進んでいるといった強みがございます。

このように充実した教育環境を整備していただいている中で、課題といたしまして、二つ上げさせていただきます。

一つ目は、育てたい人間像の明確化でございます。

今後どのような理念でどのような人間を育成していくのか。また、小・中学校の現状と課題から、どのような教育が必要であるのか。人づくりと教育の関連性と位置づけ、各種団体、教育機関が連携して実施できる教育などを考え、育てたい人間像を明確化していく必要がございます。このことで、行政、保護者、町民、各種団体の皆さんがそれぞれの役割分担を理解でき、教育活動の円滑化につながると考えております。

二つ目は、学校への指導、支援の充実でございます。

社会が多様化する中で教育も多様化し、教育委員会事務局による学校への指導、支援は重要な役割を果たしています。学校に対しまして、さらに充実した指導、支援を実施していくことが課題と考えます。

次に、2点目の御質問、児童・生徒のいじめ・不登校問題への対応策はについてお答えをします。

いじめは陰湿化が進み、不登校の原因は多様化している時代背景にあって、その発見がおくれ、対応が不適切であると、取り返しのつかない事態になりかねないものでございます。よって、その未然防止、早期発見の徹底、発生時の速やかな対応が課題となってまいります。この課題を克服することで、児童・生徒が安心して通える学校づくりができることだけでなく、保護者、地域からも信頼される学校になると考えております。さらに、将来のこの町を担う人材育成がより進んでいくことにもつながります。

そこで、いじめ問題への対応策として、まずは、いじめの未然防止及び早期発見に取り組まなければなりません。主な施策を申し上げますと、いじめに関する調査をこれまでも各学校で実施しております。学校がいじめにつながる言動や行動などのサインを把握し、対策を講じるためのツールとして効果的なものでございますので、今後も継続していきたいと考えております。

また、いじめの起こらない学校環境づくりや心づくりのため、各学校において道徳教育、人権教育を初めとした心の教育の充実に学習単元の内外で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、実際にいじめの兆候が見られたときや、いじめが発生した際の対応でございますが、児童相談所、牧之原警察署、町の社会福祉課などの関係機関と連携することで、それぞれの専門的知識を持った方々からケース・バイ・ケースの御指導や御支援をいただき、円滑に解決を図ることができるよう体制の整備に取り組んでまいります。

最後に、総合的なものになりますが、平成25年1月に静岡県教育委員会が作成した静岡県いじめ対応マニュアルを受け、吉田町いじめ対応マニュアルを本年度中に策定するよう考えております。

いじめ対応マニュアルは、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた基本的な対応方法などマニュアル化し、あらかじめ教職員に示し、それぞれの場面で速やかな対応ができるようにするものです。特に未然防止の手法が教職員に浸透することで、今後いじめのない児童・生徒が安心して通うことができる学校づくりの一助となるよう、早期策定に向け努力

してまいります。

また、今後も日々の学校生活の場面だけでなく、インターネットの掲示板やブログ、携帯電話のソーシャルネットワーキングサービスなどを介したいじめなど、時代の変化と同時に多種多様化するいじめの実態に即した未然防止、早期発見、早期対応のそれぞれの対策を講じていきたいと考えております。

次に、不登校問題への対応でございますが、現在のところ、指導方法の工夫・改善、家庭への働きかけ、学習機会の保障を実施しております。教育相談員、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒の個別の状況に配慮した専門的な指導に当たることが効果的であるとのデータがございますので、このような指導方法の工夫、改善に取り組んでおります。

また、児童・生徒やその保護者が、これらの専門家に相談しやすい環境の整備や定期的な家庭訪問などの手法で家庭への働きかけを行うことで、学校と家庭とのつながりを密にし、児童・生徒が置かれている家庭環境や生活環境の改善を図っております。

最後に、集団不適應といった理由により普通教室で授業を受けることができなくなったり不登校となってしまった児童・生徒に対して、学習がおくれることで、あるいは学校や教室からさらに遠ざかってしまうことがないように、町や県の適応指導教室、フリースクール、学校内の適応教室などを利用し、学習機会の保障を図っております。

今後は、このような個別の政策をさらに充実させた上で相互リンクさせ、児童・生徒のそれぞれのケースに応じた効果的な指導を行い、児童・生徒の学校生活における意欲や充実感を高めていくことで、不登校の克服につなげてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、教育吉田21に掲げる現在の町を支え、次代の町を担う町民の育成に努めるという目標に向かっての教育長の基本方針はについてお答えします。

教育21は、平成19年3月に教育吉田21策定委員会から提言を受けたもので、基本目標を、生涯学習を基本理念とし、家庭、地域社会、学校が相互に協力、補完しながら現在の町を支え、時代の町を担う町民の育成に努めるとし、目標に向けて基本方向や実施構想を策定し、教育の充実に取り組んでいく姿勢といたしまして大変意義を感じております。

基本方針といたしましては、生涯学習を基本理念としつつ、これからの吉田町の教育はどうあったらいいのかということ念頭に置いた上で、次の2点を考えております。

一つ目は、町を支え、町を担う子供の育成をしていきます。全ての学校で学習指導要領の内容が定着できるように支えてまいります。公立学校の使命は、人格の形成にあります。子供はさまざまな人と出会いながら成長していくものですが、学校での子供たちの人格形成において、最も大切なのが授業であり、授業を通して学力向上に取り組んでいく教員を支援してまいります。

もう一つは、生涯にわたって楽しく学ぶ環境づくりをしていきます。学校教育だけでは教育は完結できません。いろいろな立場からの支援があって初めて教育は完結していきます。そのためにも社会教育、文化振興、生涯スポーツを計画的、総合的に推進してまいります。

以上、二つの方針のもと、魅力ある吉田の教育の推進のために全力を尽くしてまいります。

最後に、4点目の御質問、特に力を入れて取り組みたいことは何かについてお答えをします。

私は、小中接続連携一貫教育を視野に入れた教育の推進に力を入れて取り組みたいと思

ます。小中接続連携一貫教育は9年間の学びを一体のものと捉え、発達段階を踏まえ、一貫性のある継続的な指導を行うことができ、小学校から中学校に進学する際の学習内容や指導方法の違いといった段差、いわゆる中1ギャップを乗り越えるための効果的な施策として位置づけられております。

また、その効果といたしまして、発達段階に応じた計画的、継続的な学習指導及び生活指導の充実を図ることができること、不登校や問題行動を減少させることができること、学力や体力の向上等の高い教育効果を上げることができることなどが期待できます。我が町は、町内3小学校の児童が1小学校に進学しているというメリットを生かし、その導入を推進していこうとするものでございます。

このような施策を通じ、学校教育分野では確かな学力の育成、社会教育分野では生涯にわたって楽しく学ぶ環境づくりが実現できると考えております。

以上のような方針、重点施策のもと、町の今後の教育振興を図っていくことで、吉田町民の心のふるさととしての学校、魅力ある吉田の教育をつくってまいりたいと考えております。議員におかれましても、御理解、御協力をお願いいたします。

以上が質問項目1の答弁とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 続きまして、質問事項の2点目の放課後児童クラブの拡充についてお答えします。

まず最初に、平成24年8月に成立しました子ども・子育て関連3法についてでございますが、これは子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、この三つの法律を指すもので、これら3法に基づく制度を子ども・子育て支援制度と称しております。

子ども・子育てを取り巻く課題は、これまで親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育、保育を受けられることが望まれてきたこと、核家族化や高齢化、または地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していること、都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在する一方、子供の減少で近くに保育の場がなくなった地域もあることなどがございます。

こうした課題に対しまして、子ども・子育て支援制度では、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及を進めることや、子育て相談や一時預かり及び放課後児童クラブの増加をさせるなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させること。市町村が認定こども園や保育所などを計画的に整備するとともに、少人数の子供を預かる保育ママや小規模保育などの地域型保育を組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進めることとしております。

この制度の実施に当たりましては、国における子ども・子育て会議で具体的な検討を進め、平成27年度をめどにスタートする予定でございます。この制度改正により、放課後児童クラブの役割に変更が生じてまいります。現在の放課後児童クラブにおきましては、昼間労働などにより保護者がいない家庭の小学校に進学している児童に対して、遊びや生活の場を提

供し、その健全な育成を図るもので、共働きが一般化している中で、子育て支援対策の一つとして事業を推進しているところでございます。

放課後児童クラブの規模としましては、子供の情緒の安定や事故防止の観点から、1クラブ40人程度が適切であり、最大でも70人とされており、指導員の数も児童数に応じて20人から35人までは3人、36人から70人までは4人が適当であると県のガイドラインに示されております。

それでは、第1点目の質問の条例整備に向けての課題は何かについてお答えします。

子ども・子育て支援制度の施行に伴い、条例で定めることが法律上義務づけられているものは、市町村における子ども・子育て会議の設置、公立の認定こども園、幼稚園、保育所の設置、地域型保育事業の認可基準、放課後児童健全育成事業の設備運営基準などであり、御質問の条例整備は、この放課後児童健全育成事業の設置運営基準の課題と捉えて答弁をいたします。

国におきましては、子ども・子育て会議、社会保障審議会児童部会を中心に検討をした結果を県や市町村に情報を提供することで、市町村はこれを参考にして地域の実情に応じた事業内容を検討することになります。

なお、児童福祉法の改正によりまして、放課後児童健全育成事業の対象が小学校に就学している児童になりましたことから、おおむね10歳未満の児童である小学校3年生から小学校6年生に拡大しますが、高学年の利用ニーズの把握方法を含め、国の考え方が本年度中に示される予定となっております。今後さまざまな課題が見込まれますが、国の考え方が示された段階で適切に対処してまいります。

次に、2点目の地域子ども・子育て支援事業計画の策定はについてお答えいたします。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域における子ども・子育て支援の基盤整備の基礎となるものでありますので、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえることとなります。また、潜在ニーズを含めた地域での子ども・子育てニーズを把握した上で、町内における新制度の給付事業の需要見込み量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を策定することになりますが、国の考え方が示された後、子ども・子育て会議等で議論を重ね、町の実情に合った計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地方版子ども・子育て会議の設置はにつきましてお答えいたします。

子ども・子育て支援法第77条では、市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会、その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしてされており、特定教育保育施設の利用定員の設定及び特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、または変更しようとするときは、あらかじめ審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子供の保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならないとされ、さらに当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとされております。

子ども・子育て会議は、町が実施する児童福祉法、その他子供に関する法律による施策を審議する機関でありますので、法律の趣旨に沿って条例を整備してまいります。

次に、4点目の学童保育を拡充するための指導員の量的・質的確保策はにつきましてお答

えします。

当町における放課後児童クラブの入所児童数は、住吉小学校区放課後児童クラブが47人、中央小学校区第1放課後児童クラブが35人、中央小学校区第2放課後児童クラブが50人、自彊小学校区放課後児童クラブが50人で、合わせて182人となっております。開設時間につきましては、通常は学校下校時から午後6時30分までで、夏季休業日及び冬季休業日、年度末と年度初めの休業日は午前7時30分から午後6時30分までとしており、夏季休業日等には小学校4年生まで保育を実施するとともに、第2土曜日には午前7時30分から午後5時30分まで、土曜日児童クラブを実施しております。

御質問であります指導員の量的確保につきましては、さきに申し上げました県のガイドラインに基づき、指導員の人数を配置しておりますので、現在の施設の規模と入所児童数を勘案いたしますと、適切な人数であると考えております。

次の質的確保の御質問ですが、現在の指導員のほとんどは小・中学校、高等学校の教諭、幼稚園教諭、保育士等の免許の有識者であり、しかも学童保育に対して熱意を持った方でございます。町では、指導員に対しまして、県が行う研修には積極的に参加させるとともに、独自に講師を招いて研修会を開催して研さんを高め、資質の向上に努めているところでございます。また、放課後児童クラブに通う児童は学校の児童でありますので、学校と打ち合わせを行って児童の情報交換を図るとともに、児童に不利益や不都合が生じないように十分に配慮をしております。

なお、児童福祉法の改正によりまして放課後児童健全育成事業の対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生となり、小学校6年生までが対象となりますことから、高学年の児童のニーズ調査を行って需要を把握するとともに、指導員の確保につきましては、家庭における子育てが終了しました幼稚園教諭、保育士等の資格を有している人を中心に働きかけを行い、入所児童の増加に対応していく所存であります。

今後とも子供が元気に遊び、楽しく過ごすことができる環境を整え、保護者が安心して仕事に専念できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 御答弁ありがとうございました。

御答弁いただいた中で少し再質問のほうをさせていただきたいと思っておりますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

初めに、浅井教育長にお伺いしていきたいと思っております。

初めて教育長のお考えをお伺いしたわけでございますけれども、もう少し、少し具体的にお聞きをしたいと思っておりますので、御答弁のほうをお願いしたいと思います。

教育長は、吉田町の小・中学校においてはハード面とソフト面に関しては県内でも有数と言っていいと私も理解しておりますが、整備が両方の面において進んでいるという御認識でございました。そしてまた、その中で教育長は、吉田の教育として、育てたい人間像を明確化していきたいというふうにおっしゃられました。具体的にお伺いしていきたいんですけれども、その中で、小・中学校における現状と課題を踏まえて育てたい人間像を明確化したいというふうにお述べになりましたけれども、現在、小・中学校での現状と課題を教育長はど

のように捉えておられますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現在の小・中学校の現状と課題というところだと思いますが、現状としては、大半の生徒・児童は落ちついた生活をしているというのが現状でございます。ただ、きょうの質問にもありました不登校だとか、そういったものは現状でも出ていることは確かでございます。

もう一個、課題といたしまして、やっぱり学力の向上ということが一つの課題ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 児童・生徒の問題行動というところにちょっと触れたいと思います。

24年度の実績が出ておまして、それを見ますと、小学校で問題行動を起こす児童がいる、また中学校でもいるということで、それは喫煙、飲酒、授業放棄、対教師暴力・暴言、生徒間暴力、万引き、火遊び、家出等々ございまして、これらの問題行動を起こす児童・生徒への対応というのは、これはやっていく必要があるというふうに私も認識をしております。

そうした意味で、今後教育長が小・中学校の現状と課題をしっかりと捉えて、そして教育長が言われた育てたい人間像というのを明確化するというところで理解をいたしますけれども、実際こうした問題行動を起こす児童・生徒への対応というのは難しいことでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 問題を起こした児童・生徒への対応ということでございますが、それぞれの学校で対応をしているのが現状でございますが、ケース・バイ・ケースによってかなり難しい面もございます。したがって、やはり学校とか家庭とか、地域とか保護者とか、そういったところが連携をして指導していく、あるいはそうならないように事前に指導していく、そのことが先ほどお話をした小・中連携というか、9年間を見通した中でやっていくということがつながっていくと考えておりますが。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そしてもう一つ、教育長がおっしゃられたことといたしまして、学校への支援と指導を充実していくということでございましたけれども、これまで、やはりこの点が不足していたということではよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 先ほどの答弁の中でもさらに充実していくというふうに申しましたので、不足しているとは、現場によって捉えておりません。ただ、社会が多様化していてさまざまな問題が起こっているの、やはり学校として、そのことを相談をして指導、支援していただくのは、学校のほうから見ると教育委員会、教育委員会も学校のそういう問題についてキャッチして指導、支援していくということを継続していくということです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そうしますと、具体的にはどのような学校に対して支援、または指導をしていこうと教育長はされておりますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 一つは、問題行動等起こったときの早期対応として、教育委員会の人間がそこに行って現状を把握していくようなこと、これも今まで続けてやっていただいて、私たち学校にいたころは大変ありがたかったかなというふうに思っています。ですので、そういった現場と密着をした指導、支援というのが一つ必要ではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 続いて、ほかの質問をしていきたいと思えます。

今、いじめに関しての教育委員会、教育長としての取り組み、そしてまた不登校の児童に対する対応策等の答弁をいただきました。この中で2点お伺いしていきたいと思うんですけども、いじめに関しては調査をしていくということ、それから道徳・人権教育をしていくというふうに述べられておりますけれども、こちらのほう具体的に、どのように学校現場に指示をしていくのか、お考えがお決まりですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 最初の質問の調査については、これは県教委のほうから定期的に実施するというもので、実施しているものもありますし、各学校が独自に生徒との面談、教育相談等の前にやっている学校もあるし、学期に一度とか、そういった定期的にやっている調査もあるので、そういったデータをもとに対応してまいりたいと思っています。

その次の質問の心の教育の充実ということですが、道徳教育は道徳という時間でやっております。もう一つ、人権教育というのは、全ての教育活動あるいは教科の中で行っておりますので、それぞれの教科の中に人権にかかわるような題材もあるし、人権と絡めてやっておりますので、授業のほうで取り組んでおります。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 確かに授業の中で行われるということなんですけれども、その教えるほうの教員です。教員の道徳教育あるいは人権教育というものが大変子供に与える影響というのは大きいと思えますが、その点は、学校の指導の中で教育長がどのようにしていけばその教員のふさわしい教育がなされるというふうに考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 道徳教育については、それぞれの学校に道徳推進教師という者がおりまして、その教師を中心に道徳の授業あるいは道徳教育を進めていくようになっております。私どもは学校訪問等で道徳の授業を見る機会がありますので、そういったところで見に行くということが一つできるかなと思えます。

人権教育においても、それぞれの学校に人権教育の担当がおりますので、その方を中心に推進されていますし、県の教育委員会等でも人権担当教諭の研修会等を通じて伝達されてきたものをおろしていくというような、そういった関係で実施しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 不登校の問題で、教育長は、学習機会の保障をしていくというふうにおっしゃっていただきました。これは大変大事なことだと私も思っております。

今、その学習機会の保障として、ステップルームというのがございまして、ここに関してどのようなお考えをお持ちでしょうか。また、それ以外にも何か手段があればお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 学習機会の保障ということで、それぞれの学校で取り組んでいる例を少し紹介させていただきますと、中学校のほうでは学校の中に適応指導教室という別室を設けてやっております。そこに町のほうから派遣されている教員補助の方がついて学習を見たり、不登校の生徒に自分の時間を決めさせて勉強したりとか、そういったようなことをやっております。小学校においても保健室ないしは別室でそういったことをやっております。

あとは、ステップルームのことが出ましたけれども、どうしても学校へ近づけないとか学校に入れないという場合があるわけですよ。そういったときに、やっぱりこういう学校外にそういうステップルームというものがあるということは、非常に不登校の児童・生徒にとっても安心できる場所であるし、そこでまた学習ができるということで、そこでは教育相談員が対応して実施していますので、私はよいことだなと思うし、何よりも大切なのは、大塚議員さんもおっしゃったように、学習の機会を保障していくということが基本ベースとして大切なことではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 絞って聞きたいと思います、時間の関係もございまして。

教育長に、二つおっしゃったことで興味深く思ったものがございました。教育長の御答弁の中で、小中接続連携一貫教育というところ、ここに力を入れていくということで、これは一つの吉田町の教育の特徴になるかなというふうに思うんですけども、ここは導入を推進していくというふうに述べられましたけれども、具体的にはどのように進めていくおつもりでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 小中接続連携一貫教育ということで、答弁の中でも申しましたように、これをやっていくことで、今課題となっているさまざまなことが解決できる可能性が非常に高いというふうに考えていますので、チャレンジしてみたいなというふうに思っています。

それと同時に、やはり9年間を見通していくということが大事であって、どこかでつまづくことはあるんじゃないかなと思うし、それでも9カ年の中ではそれは解決できていくというようなことがあると思います。

具体的な導入はどんなふうにしていくのかということですが、その点はまた今後検討していくことが多いというふうに考えていますが、また検討させていただいて、具体的に実践していきたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大変期待するものでありますので、また検討の段階で議会にお示しいただければありがたいと思います。

もう一つ、ハード面の話がございまして、吉田中学校は空調設備が整っております、こ

これは大変近隣の中学校からうらやましがられると言っていると思うんですけども、この中学校の活用方法としてはどんなふうを考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 中学校の空調設備の活用方法についてですが、大きく分けますと、通常の活用方法、これは中学校ではある一定の温度設定以上になった場合には、通常の教育活動の場合でも空調設備を活用させていただいております。

もう一つは、休業中におきましては、学力補充のための勉強会とか、そういったものを設けておりますので、去年の例でいいますと、夏休みにやらせていただきましたが、そういったときに教室を使うときに空調設備を使わせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ぜひ今答弁されましたように、休業中であるとか、授業以外にも学校施設が開放されて有効に使われるということをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

そうしたら、次に、放課後児童クラブの拡充についてお伺いしていきたいと思っております。

まだ法律のほうは施行までに、まだ国のほうでの指針が示されないということで、それ待ちだなというふうに思っております、事前にできることもあると思うので、事前に、やはり今の吉田町の放課後児童クラブの現状と課題をしっかりと分析をして、新制度に備えていく必要があるし、またそれをしなければならぬとお願いをする気持ちが強いんですが、その点について課長はどのように考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいまの御質問でございますが、国のほうからの管轄がもうしばらく先ということになりますので、その前に、現時点では子ども・子育て会議の構成メンバー等の人選を進めている段階でございます。

本年度ニーズ調査を行うわけですが、その予算もついておりますので、その準備のほうも今現在取りかかっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 地方版子ども・子育て会議のメンバーを今検討しているということでございましたので、そこは承知をしておきたいと思っております。

また、本年度の予算でニーズ調査が入っていたということで、やはり2年後の法律の改正、施行に向けても準備が町のほうでも進んでいるということで理解をいたしました。よろしくお願ひしたいと思っております。

指導員のスキルアップのことについて、ここはお伺いするところなんですけれども、やはり平成14年から、それまで吉田町には放課後児童クラブがなくて、働く親あるいはひとり親家庭の子供が幼稚園、保育園を卒園した後、小学校の低学年、家に置いておくことは大変不安だという声が大変多くて、大きな運動をしまして設置をした経過が過去ございまして、大変ハード面では本当に現状に合った放課後児童クラブになってきていると私も思っております。さらにニーズです、子供を取り巻く環境が大変複雑になってきて、子供の利益を最善にということを考えれば、さらに吉田町の放課後児童クラブの充実をしていくことが求められ

ていると思うので、ハード面以上に中身の充実というのは必要かと思います。今、実際に指導員の研修をやられているということでしたけれども、さらにスキルアップを求めたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか、課長として。お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 教育長のほうの答弁にもございましたように、現在県の研修会をやっていますし、それから町が独自に行っている研修会、特にこのあたりは気になる子が結構今増えておりますので、そのように対応しています。

さらに、県が主催しています実地研修というのがございまして、これはアドバイザーを派遣して行っている事業でございますが、昨年1クラブ、本年度また1クラブに派遣を要請しております。こういったことでスキルアップを図っているのをございます。元来、指導員については5時間という勤務体制でいまして、午前中のあいている時間にそういった研修を行っている状況ですが、今、議員がおっしゃられているスキルアップの研修がどのようなものかちょっとわかりませんが、仮に1泊2日というようなものでありますと、指導員のほうにも負担がかかってくるということがございますので、その辺もまた指導員のほうとそんなお話をいただきながら、もし指導員のほうに希望するんであれば検討していきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長にお伺いしていきたいと思うんですけれども、今、課長も答弁いただいたように、気になることを言う子供、あとは障害のある子で普通学校に通っている子供さん、こうした方々の受け入れもされているということで、一番は、事故があってはならない、安全管理の面もございまして、あと、町長、10歳まではその子供の人格がほぼ形成されるということで、将来の吉田町の人材にもなるわけなので、指導員の要件というのが、今、課長が、吉田町は教員の免許を持っているとか保育士の免許を持っているとか高校の免許を持っているとかということでもありますけれども、やはり遊びが主体ということの家庭に帰るところに立ち返ると、それは学校の延長であってはならないなというふうに思うわけで、その点、指導員に求められるスキルというのがもう年々大きくなってきているというふうに考えます。

1泊2日の研修とかということは具体的にはないんですけれども、今全くその予算がついていないと、町がやる研修費としてはついていると思うんですけれども、例えば指導員が外に出かけて行って研修をする予算がついておりませんが、そこは、やはり今後いろんな指導員同士の研修の必要性があるし、情報をとって来たり、あとは指導員同士が外の指導員と交流することによって、自分の悩みとか問題解決につながっていくという期待がされているというふうに言われております。

町長、ぜひ指導員は臨時ではございますけれども、研修を十分できる、スキルアップにつながって、それがひいては吉田の子供たちの幸せのためになるということで私は強く求めたいと思いますが、検討していただくことはできますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今度の新しい子ども・子育て支援3法ですか、それによって放課後児童クラブの対象がこれまで3年生、4年生ぐらいまでであったものが小学校6年生まで上がると。ということは、単純な話、人口減少化におけるところのいわば少子高齢化の進展によ

って、産業界において労働人口が減少していくと、これはもう歴然たる事実でございますので、恐らく産業界のほうからも要請、大きな国の施策の要請として、今後ますます女性が社会へ進出していく速度というものが早まってくると、こんなふうに思っています。

そうしますと、当然のことながら放課後児童クラブというものに対する需要というものが今後大きくなってまいりますので、放課後児童クラブにおける、いわばさまざまな政策というものも、やはり内容というものを充実していかないとまずいと思っております。

今、議員から要望がございました先生方の研修につきまして、検討は当然しなければならないことでございますけれども、研修に行くことについては私も必要であると思っておりますので、予算の計上も含めて前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 吉田町には少子化が影を潜めておりますけれども、それでも若い世代の方々が子育て支援が充実しているということで吉田町に来て、引っ越しをしてここに定住をしてくださっております。自彊小学校区あたりは本当に新しい住宅が建ち、子供たちの数も増えておりまして、当然放課後児童クラブも自彊小学校は満杯な状態で待機もいるというふうに伺っております。

この先、吉田町にやはり魅力があって、若い世代が移り住むということで施策を推進してもらいたいと思います。いま一度、町長にそのお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほども教育長のほうからもございましたけれども、吉田の教育全体を包括的な意味での広義の意味における教育に恐らく放課後児童クラブも入っていくだろうと私は思っています。そういう意味において、吉田町に引っ越してまいりたい、子供がいわゆる吉田町で生活が送れるように、教育を含めて、やはりこの町に越してきたいと、そういうふうないわば子供に対するさまざまな施策というものが放課後児童クラブも含めまして、吉田の売りになるような、そういうふうな方向に持ってまいりたいと思っておりますので、放課後児童クラブも含めて全般的に今後ともさまざまな形での支援というものを充実化してまいりたいと思っております。

○9番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 続きまして、7番、佐藤正司君。

[7番 佐藤正司君登壇]

○7番（佐藤正司君） おはようございます。佐藤です。

私は、町の交通安全対策について質問します。

5月28日に出された内閣府の2013年度版交通安全白書では、交通事故の死亡者が、4,411人と12年連続で減ったとあります。過去最悪であった昭和45年の1万6,765人に比べて4分の1くらいに減っています。しかし、交通事故の発生件数、負傷者数は引き続き高い水準に推移しているとしています。

町の第4次吉田町総合計画に交通安全対策の目標があり、交通安全指導の強化や交通安全施設の整備を通じて事故のない安全な社会を目指しますとあります。町内での交通事故を減らし、子供や高齢者を交通事故から守る対策をお聞きいたしたいと思います。

新しい道路の建設が進んでいますが、交通安全対策がおくれているのではないかと思われまます。牧之原警察署管内の過去10年間の事故発生の推移を見ると、牧之原市は減っているが、吉田町は横ばいです。事故起因者の居住地別事故発生状況は、吉田町が県内市町の中で、平成23年がワースト18位、平成25年3月末で61人とワースト16位です。質問通告書では24年となっていましたけれども、そこは訂正させていただきます。

出会い頭事故と追突事故が事故の7割を占めているが、子供が絡む事故が起きています。道路の安全の整備が急がれる課題です。今後事故ゼロを目指して一層町民の皆さんの交通安全に対する教育、啓蒙することと安全施設の整備が必要だと考えます。

以下、町の対策をお聞きします。

1、建設中の新しい道路の一部利用が始まっているが、道路の安全対策をどのように考えているか。

安全対策のために県や警察にはどのような働きかけをしているか。

3、子供がかかわる事故が発生した箇所について、その後の対策はどうなっているか。

4、住民への交通安全教育の実施状況は。

5、カーブミラーやカラー舗装が必要な箇所の調査、実施状況はどうか。

6として、事故多発地点について、対策はどのようにとっているか。

以上、質問します。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、佐藤議員からの御質問でございます町の交通安全対策についてお答えいたします。

当町の交通安全対策につきましては、吉田町総合計画後期基本計画におきまして、交通事故のない安全で住みよい町を目指すものでございまして、目標年次であります平成27年度の生活指標は、交通事故死亡者数ゼロを目標値としているものでございます。そして、目指す状態であります交通事故のない安全で住みよい町を達成するための手段として、一つ、交通安全施設の効果的な整備、二つ、交通安全意識の高揚、三つ、交通事故対策の充実の三つを施策の柱として位置づけまして、目標達成に向けてそれぞれの事業を実施しております。

平成24年1月から12月までの吉田町内における人身事故の発生件数は242件で、前年より32件減少しておりまして、県内人口10万人当たりの事故発生件数では県内43市区町のうちワースト26位で、前年のワースト21位から改善される結果となりましたが、残念ながら4件の死亡事故が発生をしてしまいました。これらの人身事故の累計としましては、車両相互による出会い頭の事故が92件と最も多く、次いで追突事故が78件であり、この二つで全体の7割近くを占めている状況でございます。

この突出しております車両相互による出会い頭の事故及び追突事故の二つの要因としましては、一時不停止、信号無視、脇見運転が主な要因となっているものでございます。また、平成25年1月から4月までの吉田町内における人身事故の発生件数は94件で、死亡事故はな

いものの前年の同時期に比べ17件も増加している状況でございます。この増加原因の事故は、やはり車両相互による出会い頭の事故及び追突事故で、その要因は一時不停止、信号無視、脇見運転が主なものとなっております。

人身事故が多く、またその事故の直接的な要因としまして、一時不停止、信号無視、脇見運転が多いということは、複合的な要素が相まみえるものでございまして、議員も御指摘されておりますとおり、道路の構造や新たに一部供用した道路などのハード的な問題と車を運転する者及び歩行者などの交通安全意識の不徹底というソフト的な問題が上げられるものでございます。

このため、交通事故をなくそうと牧之原警察署を初め国道、県道を管轄する静岡県島田土木事務所、町内の小・中学校、各小・中学校のPTA、町交通指導員、自治会など、関係団体の皆さんが相互に連携しながらそれぞれの団体で交通事故対策を実施するとともに、交通安全運動を展開していただいておりますが、交通事故がなくなる状況が続いている現状でございます。しかしながら、交通事故ゼロは望ましい姿でございますので、今後も引き続き関係機関と相互に連携をとりながら、交通事故ゼロを目指し、あらゆる対策を講じてまいり所存でございます。

それでは、佐藤議員からの6項目の御質問にお答えしたいと思います。内容的に重複する点がございまして、大きく分けまして、道路などのハード面に係る対策と交通安全教育などのソフト面に係る対策に分けまして御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問の建設中の新しい道路の一部利用が始まっているが、道路の安全対策をどのように考えているか、安全対策のために県や警察にはどのような働きかけをしているか、子供がかかわる事故が発生した箇所について、その後の対策はどうなっているのか、カラー舗装の必要な箇所、実施状況はどうか、事故多発地点について対策はどのようにしているかの5項目につきましてお答えいたします。

現在町では、津波防災町づくりを強力に推し進めているわけでございますが、以前には町づくりの核となるものの一つとして、道路環境の整備を積極的に進め、有効な土地利用の促進を図り、それによりまして町民の皆様との共存を図ることを目的に進められておりましたが、近年は道路整備による町づくりの目的そのものにも変化が生じていることは周知の事実でございます。

このような状況ではございますが、町民の皆様のご生活に直結する道路整備の重要性は変わることなく、現在は国庫補助事業の都市防災総合推進事業を活用いたしまして、幹線道路、生活道路の整備を着実に進めております。新しい道路としましては、平成25年3月に川尻地区の中央幹線を一部供用開始をし、5月には同じく川尻地区の大幡川幹線の一部を供用開始をしております。また、平成25年度末の暫定供用開始を目指し、住吉・川尻地区にまたがる榛南幹線改良工事を国・県と協力して積極的に進めております。

これら道路の完成までには一定の期間が必要となりますことから、整備する段階において一部暫定的な供用開始方法をもちまして、既存の道路とのすりつけを行い、町民の皆様にご御利用していただくといった状況が発生をいたします。道路の供用開始には安全安心が第一と考え、事前に路線ごと吉田町を管轄しております牧之原警察署と交差点協議や必要に応じた打ち合わせを行う中で各種の指導を受け、区画線や標識などの安全対策を実施し、地元自治会との調整も行っております。

町といたしましても、皆様の御協力を得て整備いたしました新しい道路が皆様にとりまして、よいものとなるよう最善を尽くしておりますが、さきに述べました2路線におきましては、供用開始後に数件の事故が発生しているとの情報を得ております。このため事故発生後速やかに牧之原警察署と事故防止対策を再度協議し、路面標示など区画線の設置や交差点のカラー舗装、注意看板の設置を実施することなど、供用開始後の交通事情に合わせ対応を行っております。

具体的に申し上げますと、川尻地区の中央幹線では3月21日の供用開始後に事故が4件発生したことから、牧之原警察署と協議をした上で、3月28日には西の宮公園側から東名川尻幹線への合流点付近の区画線の設置や町道西の宮線側のとまれの強調表示を実施するなど、通行する皆様に視覚的により強く訴える対策を行っております。このほかにも4月15日に中央幹線、町道西の宮線との交差点に、交差点があることを意識させるカラー舗装を実施し、さらに4月17日は停止位置などを知らせる注意看板を設置する対策を実施しております。

また、昨年10月に発生しました小学生が被害者となりました榛南幹線の事故現場の対策としましては、事故後、町では直ちに牧之原警察署及び道路管理者である静岡県に対し、事故防止対策の要望及び協議を行いました。この結果、牧之原警察署では暫定的な道路供用開始などの関係から、早急な信号機の設置は困難な状況ということでしたが、事故があった交差点の近くに新たに横断歩道を設置する対策がとられ、また、榛南幹線の道路管理者であります静岡県では、自動車が速度を落とす路面標示などの運転者の視覚に訴える対策を行っております。

今後も新設する道路が順次供用開始がなされてまいりますので、いろいろなケースを想定いたしまして、事前に町で対策を行うことができるカラー舗装や区画線の設置などの安全対策を効果的に実施するとともに、広報紙でのお知らせや地元説明会の開催など、警察関係者や地元の皆様とのコミュニケーションを図りながら交通事故を未然に防ぐための体制を整えてまいります。

次に、カーブミラーが必要な箇所の調査、実施状況についてお答えします。

カーブミラーの設置につきましては、新設の道路の場合は道路の供用開始に合わせて、必要な箇所に設置をしております。また、供用開始後の道路や既存の道路へ新たに設置したい場合は、各自治会を通じましてカーブミラー設置の要望書を提出をいただいております。

町では、この要望書を受けまして、実際に現地で調査を行い、必要性や緊急性を確認した後、予算の範囲内で設置しているものでございます。また、今年度は緊急雇用創出事業を活用し、町が設置した全てのカーブミラーの設置場所やミラーの角度、安定性などを含めた安全施設点検調査を実施しているところでございます。この調査結果は今年中にはまとまりますので、翌年度以降に効果的な場所への移設や修繕等を計画的に事業を進めてまいります。

続きまして、住民への交通安全教育の実施状況はについてお答えします。

交通安全対策で一番重要なものは、やはり町民の一人ひとりが交通安全意識を徹底し実践することであると思っております。これは、歩行者や自転車に乗る方を初め、自動車を運転する方々の交通安全意識が徹底され、お互いが交通ルールと運転マナーを守ることが実践されて初めて交通事故のない社会が築き上げられるものでございます。毎年交通安全思想の普及、浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に努めることにより、交通

事故防止の徹底を図るため、県下一斉に交通安全運動が春、夏、秋、年末に展開をされております。

当町におきましても、幼稚園、保育園から小学校、中学校、老人クラブを初め地元自治会の交通安全会、交通指導員の皆さんと連携し、交通事故ゼロを目指してさまざまな交通安全教育事業や交通安全啓発活動を実施をしてきております。今年度は運動の基本を子供と高齢者の交通事故防止として掲げ、交通安全思想の普及の徹底を図る事業を関係機関と連携し、効果的な事業を実施をしております。

まず、幼児に関する交通安全教育でございますが、シートベルト及びチャイルドシートの必要性を再認識していただくために各幼稚園、保育園におきまして、園児、保護者を対象にしたシートベルトコンビンサー体験教室を開催いたします。

小学生に対する交通事故教育では、交通安全の意識を高揚させるため、各小学校におきまして、登校時のリーダーとなる児童と先生方や地域の方々による交通安全リーダーと語る会が開催されるとともに、全校集会などで交通ルールとマナーの呼びかけが行われます。

成人に対する交通安全教育では、地域の交通安全の意識を高揚させるため、各地区の交通安全会におきまして、DVDによる交通事故防止の啓発活動などが実施をされ、また自治会別に交通事故起こさない競争として、無事故コンテストが町を挙げて実施をされております。

高齢者に対する交通安全教室では、高齢者が事故に遭わない、起こさないように町の担当者が各さわやかクラブへ伺い、交通安全出前講座を実施をしております。

企業等における交通安全教育では、牧之原警察署管内の企業15社と榛南地区若者運転者交通安全会を組織いたしまして、企業ごとに交通安全の啓発活動を強化し、交通ルールの遵守と正しいマナーの徹底を図っております。

このように行政だけではなく、子供から高齢者、地区の交通安全会、企業の方々と連携しながら、町民の皆様一人一人の交通安全思想の普及啓発に取り組んでまいります。こうした官民挙げて行われております交通安全教育は、これまでも連続して実施されてきておりますが、交通事故発生件数を見る限り、右肩下がりに減る傾向にはございません。しかしながら、成果がないわけではありません。小学生の登下校時には、笑顔いっぱい運動とあわせて地域の皆様やボランティアの皆様、またさわやかクラブの皆様方が子供たちの安全のために、自発的に交差点などに立って見守りや啓発活動をされている姿を拝見いたします。大変ありがたく感謝申し上げる次第でございます。

この皆様の姿こそがまさに交通安全思想が徐々に広がりを見せているあらわれであり、町民の皆様、関係機関の皆様の成果であると思っております。今後も関係機関と連携を図りながら、交通事故のない安全で住みよい町を目指し、交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図られるよう、引き続きあらゆる手段を講じてまいりますので、議員におかれましても御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、幾つか再質問します。具体的に聞く部分もありますので、よろしく申し上げます。

今、答弁がありましたけれども、来年の3月以後予定だと思っておりますけれども、今答弁さ

れたとおり、榛南幹線も東名川尻線ももう一部供用を開始されているわけで、それから大幡川幹線も一部供用が開始されました。やはりそこで、完全につながっていないし信号も完備していないから、事故が多いのではないかなど私は思うんです。だから、来年の3月まで待ってられないというのが、私は正直なところだと思うんですけれども。

そこで、具体的なことは後でしますけれども、この内閣府の交通安全白書の中で、道路交通環境整備への住民参加の促進というところがありまして、交通安全は住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティーの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と市民の連携による交通安全対策を推進したとなっているんですが、白書では。さらに、安全な道路、交通環境の整備にかかわる住民の理解と協力を得るために、事業の進捗状況、効果等について積極的な公表を推進したというふうになっているんですけれども、今回吉田町では大きく車の流れが変わるような道路整備が進んでいるわけで、それを進めるに当たって、今言われた住民とコミュニケーションをとって図っていくというようなことが、今進めている道路整備について、そういう観点でやられてきているかどうかについてはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、道路事業全般ですけれども、やはり工事に伴いまして地元のほうにおりていきまして、地元説明会というものも開催しておりますので、地元との意思疎通はできているものとちょっと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今のは町道に関してだと思っておりますけれども、県道とか管轄が違くと土木事務所、県とかになる場合でもそういうふうに話し合いがちゃんとできているというふうに御認識していますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 大変申しわけありません。何分県の事業のことですので、はっきりしたことがわかりませんが、多分の話をしては申しわけないんですけれども、同じような形ではとっていると思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そういう県道だと町は余りタッチしないということですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 用地交渉とかそういう段階では、やはり地元ということで同行することもありますけれども、工事のほうに入ってしまうと余り一緒にやるということはない状況です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今現在、ところどころ供用を開始されているところが、やっぱり事故がちょっと多いと私は思うんですけれども、そこは地元徹底していないというか、地元の人ほうはうわさで、あそこは事故が多いよと聞けば注意はされていると思うけれども、よそから来た人はほとんどわからないでぶつかっているというのが実態だと思うんですけれども。

では、ちょっと具体的にお聞きします。

例えば榛南幹線について、信号とか横断歩道は開通された暁には、どの程度信号なんかはつく予定になっていますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

榛南幹線の信号、横断歩道の設置なんですけれども、牧之原署としましては、榛南幹線の幅員が広いということで、単独での横断歩道の設置というのはなかなか難しいということで、信号機とあわせた中での設置を考えているということでございます。その中で、牧之原署と島田土木事務所が公安委員会のほうへ要望しているということにつきましては、4カ所を要望していると聞いております。そのうちの2カ所につきましてはほぼ決定ということを知っておりますけれども、川尻・住吉間を合わせて4カ所を要望しているというふうに聞いております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 何かこの間新聞に出ていましたけれども、榛南幹線と吉田交差点のヤンマーのところともう一本南のほうにつくというのは2カ所と聞いているけれども、それ以外にまだ地元からの要望があるということですね。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 将来的にわたりましては、住吉幹線の交差点が将来できると思いますので、住吉幹線の交差点のところに1カ所と、それから海岸幹線、菊池工業のほうになりますけれども、寄りのほうになりますけれども、その交差点についての2カ所を要望していきたいというふうに聞いております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そのうちの2カ所が今年度でできるというふうに理解すればいいですね。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 先ほど議員さんがおっしゃいました大幡のヤンマーですか、その区間のところと大幡川幹線の東部分の交差点、その2カ所へつくということでもあります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） さっきの話だと、横断歩道については信号のところじゃないと横断歩道はつけられないようなことを警察が言っているということですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 先ほど述べましたように幅員が広いもんですから、単独での横断歩道の設置というのはなかなかすごい危険性があるということで、あくまでも併設ということを考えているということです。

ただ、一部、現在、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、山八区間ですか、1カ所、現時点では横断歩道が設置されている状況でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、東名川尻線について聞きますけれども、これもインターから県道までつながる予定ですね。ここについては、地元の要望とか、どのような計画になっているのでしょうか、あの信号について。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 東名川尻幹線につきましても、牧之原署と島田土木がそれぞれ協議をしまして、要望を公安委員会のほうへ上げている状況でございますけれども、この場所につきましては、1点目が国道150号線との交差点、2番目が富士見幹線との将来的には交差点のところ、3点目がお夏橋を渡りましたオカモトの寮がございますところのその交差点です。それと、あと3カ所につきましては、竹橋を渡るところの交差点、図書館に入るところがありますけれども、その交差点。それと、浄水場がございます、その上の交差点になりますけれども、横断している道路がございますけれども、町道が。そのところともう一カ所が、やはりその上の山上橋から来ます横断している道路、その6カ所を予定しているような状況でございます。要望を上げているところです。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 150号線とかも当然だと思うんですけれども、それ以外のところ、今の話だと、要望ということだったけれども、その要望は、実現というか、可能性としてはあるというふうに理解すればいいんですか。そこは、警察がどう判断するかわかりませんが。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 土木と牧之原署に後援会を上げているんですけれども、なかなかこの信号機という設置がお金がかかるということと、各警察署管内で取り合いといいますか、その設置の要望がかなり多いということで、確実にこの時点で供用開始につくかというのはちょっとまだ明確な回答はいただいていない状況でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 絵の、地図上では多分いろいろわかる部分があると思うんですが、実際に走って走って見ないとわからない部分というのはあると思うんですけれども、危険箇所は事前にある程度想像はつくと思うんですよ。例えば大幡川幹線と太平橋に向かう県道とのところですが、先ほど件数を何か言われましたけれども、事故の件数をたしか、そのことかどうかわからないんですけれども、事故が多かったというところでは言いましたけれども、特にあそこの大幡川幹線とミニストップの先の信号が、本当に毎週のように、この間の月曜日もあって、その前の月曜日もあってということで、私たまたま10日の月曜日にちょうど通りかかったら事故をやったばかりだったところを通りかかったんですけれども、あそこは事故が多くていろいろ対策は打ってきたのはわかるんですよ、私も通りますから。でも、起きるといふところには、あそこは何か原因はどういうふうに考えていますかね、あそこで事故が起きるといふ、その原因というのが、あそこで起きた事故の件数とか原因についてどういふふうに捉えていらっしゃるんでしょうか。件数なんかわかりますか、あそこ。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） その交差点につきましては、6月10日までに7件発生していると承知しておりますけれども、その原因なんですけれども、あの交差点につきましては、今回供用されたということよりも、中央幹線から南につきましては以前にも供用を開始したような状況でございます。たまたま今回、大畑幹線、横手橋までつながったということもございまして、あの交差点につきましては視認性もよく、とまれの停止表示も設置されている交差点なんですけれども、大畑幹線の横手橋までつながったこともありまして、優先道路との思い込みがあるのではないかと考えております。それで、その交差点がないとい

うような認識でそのまま一旦停止をせずに張りつくということで。やはり運転手の思い込みと長い区間、長い路線でつながったということで事故が発生しているのではないかという認識をしております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 件数は7件ということで、ちょっと多いと思います。原因は、課長おっしゃったとおり一時停止違反だと思うんです。それしかちょっと考えられないと思うんです。だから、やっぱり運転する人がマナーを守っていないという一言に尽きるかなと思うんですけれども。でもやっぱり、それでも何か対策を打たないと減らないと思うんです。

たまたま私がそのときに見ていたときには、1人は藤枝の方が吉田公園へ遊びに来る、それから1人は、これはお孫さんを連れていたんですけれどもね。1人は榛原から焼津へ向かうときに鉢合ったと。この高齢の方ですけれども、一時停止したと言うんだけれども、ぶつかるわけですね、とまっていれば。それをしないで行ったからぶつかったと思うんですけれども。やっぱりそこに何か、一番いいのは信号をつけるべきだと思うんですけれども、あそこは信号はつかないですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今の交差点なんですけれども、先ほどお話ししました榛南幹線の関係で来年供用開始を考えている中で、東から西へ向かっていく中で、東芝ガスを過ぎまして真っ直ぐ来るところの道路が、将来的には交通規制にかかりまして、東から西へ向かうところについては、川尻橋からその交差点までの間は通行できないような格好で規制をかけるという中で、将来的にといいますか、来年以降につきましては、信号機をつけてもちょっと丁字型のあれになりますので、公安委員会としては信号機の設置を考えていないということで、そのかわりに、先ほど言いました大幡川幹線と榛南幹線のところへ信号機を設置するというのを聞いておりますので、信号機の設置はできないということになっております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そういう事情はわかるけれども、今のまま放置したらまだまだ事故が起きると思うんですけれども、カラー舗装するとか、何かそういう対策は打たないんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件につきましては、ちょっとハード的な面でありますので、都市建設課のほうからお答えさせていただきます。

御存じの、議員さんがおっしゃったとおり、あの交差点につきましては、ここ何日かで交通事故のほうがかかり起きております。町としましても交通事故が起きないようにということで対策を講じてきましたけれども、今まで対策をとってきたことをちょっとお話しさせていただきます。

最初ですけれども、交差点のとまれという文字とともに薄くなっていました外側線、こちらのほうを引き直しをしました。

次に、路肩部分に単管パイプを設置しまして、道路の幅員が狭く見えるような形に感じることでスピードを落とすような対策、絞るような対策をさせていただきました。

それから、とまれとか、この先交差点ありといったような、そういう記載をした看板を設置をしたり、またとまれの文字のところにドットというんじゃないですけれども、強調するような、そういうものも行いました。

そういうことで、もうこれ以上やることはないかなということ、もしこれ以上やるとしたらカラー舗装ということになりますけれども、あそこの交差点につきましては相手が県道ということも今ありますので、島田土木事務所のほうに要望のほうをさせていただいて、交差点内のカラー舗装をやっていただけないかという話をしましたところ、やるという返事をいただいていますので、まだいつやるかというのはちょっとわかっていませんけれども、やっていただけたらと思っています。

町ですけれども、うちのほうでも町道が大幡川幹線側ですけれども、そちらのほうにはもう少しとまれというものがわかるような、意識づけるような、そういう標識、表示をちょっとしていきたいなということで、とまれという今、文字がありますけれども、そのとまれの周りをカラー舗装をして、とまれというのが浮き出るような形にして、ちょっと視覚的に訴えるような形をとるのということ、もう一つ、ソリットシートと呼ばれる絵を描いて、それが立体的に見える、よくトリックアートというのがありますけれども、ああいうようなものを、走っていると縁石が出ているように見えるもんですから、あ、危ないと思いながら気をつけると、スピードを落とすと。そういうようなものも有効的じゃないかということで、現在もお願いはしてあって、発注はしてありますので、もう少ししたら、もうそれは現地のほうに整うんじゃないかと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 信号がつけられないということであつたら、至急ですね、もうちょっと対策は、カラー舗装でいいと思うんですけれども、とりあえず。ぜひ早くやっていただきたいと思います。

あと、小学生を巻き込んだ事故についてですけれども、そこのところでは、あの2件あったと思うんですけれども、そこら辺では地域から要望というか、いろいろ意見が出たと思うんですけれども、それに対してはどのような対策をとったかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 榛南幹線につきましては、答弁でも申し上げましたように、横断歩道の設置を公安委員会のほうにお願いしまして、その西側に当たりますけれども、横断歩道を入れていただいたらなっています。また、車線を狭くするような形で島田土木のほうへも要望を上げまして、外側線を引いていただいたと、そういう処理をさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 事故の後、地域から意見というか要望は上がりませんでしたか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 要望としては、今言ったように横断歩道の設置とか信号機の設置、そういうような要望がありまして、信号機の設置につきましては、先ほど述べましたようになかなか大変だということ、横断歩道の設置をお願いしたいということでもあります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それで、東側に1カ所できたということですね。

○総務課長（田村政博君） はい。西側ですね。

○7番（佐藤正司君） 西側。西側でしたか。失礼。

それでは、もう2点だけ具体的にちょっと聞きますけれども、西の宮線と高畑高島線の交差点のところが多かったと思うんですよ。それから、中央幹線と西の宮線、これは新しく中央幹線が開通した後、西の宮公園のABCのこっちへ行く道あの2カ所、西の宮線をずっと行くとその2カ所、そこにあるわけけれども、あそこカラー舗装されましたよね。多分事故が多かったと思うんですけれども、そこら辺の状況はその後どうなんですか、カラー舗装した後、事故の件数とか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、カラー舗装をしてその後、カラー舗装の効果があったかということだと思いますけれども、まず、今言われたところですが、事故が多発していました中央幹線と西の宮線、あと、先ほど言いました高畑高島線と西の宮線の交差点、こちらのほうにカラー舗装を設置したんですけれども、設置してから間もないということもありまして、効果が本当にあらわれているのかどうかというのは、ちょっとは早いかなというところがありますけれども、現実問題、設置してから事故がないということを考えますと、ある程度の効果はあったのではないかなと考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、カラー舗装のことを聞いたもので、例えばカラー舗装というのは幾らぐらいかかるのか。あそこの、その今の2カ所についていうと、大体幾らぐらいかかるのか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） カラー舗装につきましては、平米当たり約6,000円という形になっております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 10メートル掛ける10メートル、60万ぐらいということですね、大体。

それで、あの2カ所は、毎年出ている交通安全施設整備費から出ているんですよね、予算は。そうですね。違いますか。ちょっとそれ、予算の出どころをちょっと。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 今回地元の横とかそういうこともありまして、事故が多かったということが一番の原因なんですけれども、急遽やるという考えがありましたので、交通安全対策費ではなくて、道路維持費のほうでちょっとやらせていただきました。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） その500万、予算をとってあったと思うんですけれども、もうそれはほかに使う予定があるもので、お金が足りないものでそうしたということですか。そう理解すればいいですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、そのとおりであります。交通安全対策費につきましては、計画的に予算をとって事業を実施している事業でございますので、用途が決まっているというようなものであります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ということは、これから新しい道が、どんどんきれいで便利な道がで

きていくと思うんですけれども、そうするとそういう危険箇所が幾つか想像されますよね。ということは、今回その予算はないよというふうに僕は思うんですけれども、それは後で聞きます。

カーブミラーについては設置の要望があると思うんですけれども、何カ所ぐらい出ているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 新規で19カ所くらい出ている状況でございます、カーブミラーの設置は。昨年は17カ所というようなことでございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちなみに昨年17カ所出たけれども、そこで実施できたのは何カ所ぐらいあったですか、昨年は。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 答弁でも申し上げましたとおり、要望が出てきまして全部を設置しているわけじゃありませんので、現地を担当が見まして、その中で設置をしておりますので、要望はかなり来ていますけれども、見通しがいいというようなことで、一応判断するシートがございまして、その判断に基づいて設置をしておりますので、先ほど言った数字につきましては設置した数でございます。昨年17カ所設置して、ことし19カ所設置しましたよということでございます。

○7番（佐藤正司君） じゃ、要望はもっと多いということ。

○総務課長（田村政博君） 要望はもっと多いです。ですけれども、見通しがよいところにつきましても要望として上がってくる場合がありますので、それにつきましては、お答えできませんという回答をさせていただいているような経緯がございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、19カ所つくってくれたということですね。

では、また戻って悪いけれども、カラー舗装は、要望というか、どのぐらい実現、今年度はやられる予定ですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ先ほど来から言っていましたように、既に実施をしたところがあります。4月以降既に実施したところは3カ所になっておりますけれども、本来カラー舗装の予算としましては、先ほど言いましたように交通安全対策費のほうでやるように考えておりますので、そこでは、今のところ交差点内のカラー舗装ということではなくて、今、グリーンベルトのカラー舗装、そちらのほうを考えております。そういうことですので、件数でいきますと1カ所という形になってしまいます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） さっきも言いましたけれども、新しい道ができていくと、想像つかないような危険箇所ができるんじゃないかと思うんですけれども、町長にちょっとお聞きしますけれども、今、課長に聞いていると、カラー舗装2カ所はほかのものを利用したよという答弁があったんですけれども、やっぱり毎年500万ずつですよ、この維持管理費は毎年500万ずつです。それは都市建のほうで使っていると思うんですけれども、今年度、来年度にか

けて大きく吉田町の道路が変わってくると思うもので、その道路維持管理費が500万円で、足りないと言っていると思うんですけれども、やっぱりそこは増やすべきじゃないかと思うんです。もう予算決まっていますけれども、補正するなり。何かそこは必要だと私は思うんですけれども、町長、どう思いますか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 町長への御質問でございますが、予算については、もう既に3月議会で予算について議員にも御了解を得たものと思っておりますし、もし必要であれば、そのときに言っていたかったというのが素直な感想でございます。もし今後、議員のおっしゃるような必要な部分があれば、補正予算もありますから、その際に必要なものについては適時適切に措置をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） おっしゃられること、私もそれは認めてきているんですから、言いにくいのはわかりますけれども、でも、こういう事故が増えるのが予測されるような事態になるとはちょっと思ってもいなかったもので、やっぱりあの新しい道が開通していくのが目に見えているわけですから、そこはきちっと対策をとっていただきたいと思います。必要な箇所にとということですから、住民から、地域の方から、先ほど自治会とかいろんなところと相談をしてやっているよというふうには聞いていますので、地域の要望をぜひ聞いて、事故が増えないように、一番いいのは信号とか横断歩道がつけられればいいんですけども、なかなかいろいろ構造上大変なところについては、せめてカラー舗装するとか、一時停止をはっきり見えるようなものをつけるとか、ぜひしっかり対策をとってやっていただきたいと思います。

最後に、交通安全対策の一人一人の安全教育ということですが、先ほどの答弁の中でも、見守りとか学校での教育とかいろいろやっているから、ここでおさまっていると私も思います。それがなければもっと増えているのかなと思いますので、そういうふだんの皆さんの努力というのは大変ありがたいと思うし、引き続きもっとそれを広げていただきたいと思います。

これ、教育をしている、確かに交通安全総会とか、年4回やっているとかというのはあるんですけれども、それでもまだよくなるというところが実際あるから事故が起きていると思うので、事故の件数は前年よりは減ったというけれども、もう本当ここ10年間、ずっと横ばいなんです、吉田町は。だから、そこをやっぱり一人一人の意識を高めるということがどうしても必要だと思うんですけれども、その辺について何か方法は、教育はしているという部分もある、学校ではしているんだろうけれども、あとはパレードとかイベントがあったときは、そういう関心はあるんですけれども、何かもっともっと町民に関心を持っていただけるような交通安全対策についての知恵はないものでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 答弁でも申しましたとおり、保育園とか幼稚園とか、小学生、それぞれ高齢者も含めまして、例年教室等を開いて交通安全の意識を高めてもらうようにやっております。また、小山城まつり等につきましても、警察でもやっています自己発光式のそういうものを着用して、交通事故に遭わないようなこともしておりますので、

それらを徹底して1件でも少なくなるように努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） やっぱり広報でしっかりやってほしいと思ひますよ、毎月広報を出しているわけだから。回覧で事故の件数だけは回ってくるけれども、もっと私、生の具体的な交通事故の悲惨というか、余り難しいところはあるかもしれませぬけれども、もっと事故の内容を、やっぱり追突、出会い頭で7割というところは、追突も出会い頭も本人が注意するしかないんだけど、それでもやっぱり7割起きているというところは、まだまだ意識がいつていないというところだと思ひますので、毎月広報するとか、何か対策を考えるべきだと思ひます。

やっぱり、最初に言ったように、子供や高齢者を守るためにぜひ交通安全対策についてはしっかりやっていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 引き続き、一般質問を行います。

4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 4番、平野です。

本日は、吉田町第2期地域福祉計画について質問いたします。

吉田町第2期地域福祉計画の基本理念は、支えあい、ともに暮らせる町です。その基本理念を実現するために四つの基本目標が設定されています。基本目標1が、ともに支えあう、住民参加による福祉の町づくり、基本目標2が、だれもが安心して利用できるサービスの提供、基本目標3が、地域福祉推進のための体制を強化する、基本目標4が、地域で安心して暮らせるまちをつくるです。それぞれすばらしい目標だと思ひます。

その実態はどうなんでしょうか。目標を目指し着実に向っているのでしょうか。掛け声だけに終わっていないのでしょうか。そういう、そのあたりをきょうは確認したくて質問をさせていただきます。

一般質問の通告書を読み上げますが、本年3月に吉田町第2期地域福祉計画が策定されました。この計画は、広報よしだ5月号によりますと、地域の問題を、地域で把握し、地域で

主体的に解決を図るといふ考えを基本に、町による支援で暮らしていけるような町を実現するために、支えあい、ともに暮らせる社会の実現を計画の基本理念として掲げ策定されました。

また、この計画は、平成20年に策定されました吉田町地域福祉計画以降の社会情勢等の変化や吉田町における地域福祉を取り巻く環境等を踏まえ、第2期地域福祉計画として策定されたものであります。この計画に関して以下に質問いたします。

この計画によれば、町が実施していること、実施しようと考えていることは理解できますが、その前提となる現状分析が不明確です。現状何が不足しているのか、この計画に記載されている施策を実施していこうとしているのか、御教示ください。それにより町の施策の妥当性というのが町民によく理解されて、賛同していただけるというふうと考えております。いろいろありますので、第4章4の(4)防犯活動の推進というのを例として御教示いただければというふうと考えております。

2番目といたしまして、第4章3の(1)に地域活動の推進と見守り体制の強化に記載されております昨年度設立されました高齢者見守りネットワークの現状、発足して間もないわけではございますけれども、具体的な活動及びその実績を御教示くださいということでもよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町第2期地域福祉計画につきましての御質問のうち、第1点目のこの計画によれば、町が実施していること、実施しようと考えていることは理解できますが、その前提となる現状分析は不明確です。現状何が不足しているのか、計画に記載されている施策を実施するのかを御教示ください。それにより町の施策の妥当性が町民により理解していただけるものと考えます。

第4章4(4)防犯活動の推進を例として御教示くださいにつきましてお答えいたします。

吉田町地域福祉計画は、児童福祉法第107条に基づく計画であり、吉田町総合計画を上位計画として、各個別計画と連携を図り、地域福祉を推進するための基本理念と指針を定めたものでございます。この吉田町地域福祉計画に関連する個別計画としましては、障害者分野では障害者計画、障害福祉計画、児童分野では次世代育成支援行動計画、高齢者分野では高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画などがあり、対象ごとに分野別の計画が作成をされております。地域福祉計画は、これらの計画と基本的な理念を共有する計画であり、さらに地域福祉の視点から総合化したもので、福祉の視点から町民の生活支援を目指す基本計画でございます。

平成20年に策定いたしました第1期地域福祉計画では、支えあい、ともに暮らせる社会の実現を基本理念とし、住民自身が努力をしていただく自助、地域住民の助け合いであります共助、行政や社会福祉協議会などがサービスを提供する公助、さらに住民と行政などがそれぞれの特徴を生かして福祉の推進を図る協働、これらをキーワードに地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

第1期計画を策定後、リーマンショックを契機に経済状況の悪化により、生活困窮者の増加や年代を問わず社会とのつながりを失った人たちのひきこもりの増加などにより、現代社

会はますます複雑化が進んでおり、加えて平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、地域に甚大な被害をもたらすとともに、社会情勢にも大きな変化をもたらしました。

第1期計画中の5年間で地域福祉を取り巻く環境が大きく変化し、地域課題を解決するには地域の力がますます重要になってきたといえます。第2期計画では、住みなれた地域で個人が尊重され、生き生きと暮らせるように支えあい、ともに暮らせる町を進めるという第1期計画の基本理念を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を目指しております。この基本理念をもとに、計画の体系として、以下の四つの基本目標を掲げております。

基本目標1としましては、ともに支えあう、住民参加による福祉の町づくりを掲げております。これは、地域の住民がともに支え合える地域をつくるためには、町民一人一人の助け合い意識を育てていくことが何よりも大切であり、そのためにはさまざまな啓発活動が必要となります。生活の場では、見守り、話し合い、助け合うという意識を高め、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進してまいります。

基本目標2としましては、だれもが安心して利用できるサービスの提供を掲げております。社会構造が複雑多岐にわたっている中、個人では解決できない問題も増えており、町民が行政に期待を寄せる声は日に日に大きくなっていますことを実感しておりますので、相談体制を充実させて各種情報の周知を図ることで、利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるものと考えております。

基本目標3としましては、地域福祉推進のための体制を強化するを掲げております。最近の人々のライフスタイルの多様化により、かつてのような地域とともに暮らす仲間という共同意識は薄れつつあります。したがって、これからの地域福祉を推進するためには、地域の組織活動の活性化や社会資源を有効活用するなど、身近な地域での福祉環境を充実していくことがより重要になってまいります。

基本目標4としましては、地域で安心して暮らせる町をつくるを掲げております。現在は、地域の中で高齢者や障害者の社会進出が進むなど、誰もが安全で安心して生活できる環境づくりが求められております。しかしながら、高齢者世帯における悪質リフォーム販売や振り込め詐欺などの消費者被害が相変わらずマスコミをにぎわせており、加えて子供の連れ去りなど、安全を脅かす事件も起こっております。こうした地域での犯罪を防止するために、身近で発生した事件や事故などに速やかな対応ができるような体制や地震などの災害にも障害者やひとり暮らしの高齢者が安全に避難でき、安否確認が行えるような地域での防災体制づくりが必要となります。

以上が第2期地域福祉計画の骨子でございますが、本計画の策定に当たりましては、地域の特性に合った町づくりを進めるために、町民の皆様方にさまざまな御意見をいただき、参考とさせていただきます。

町民の代表といたしましては、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、身体障害者福祉会、精神保健福祉会、手をつなぐ育成会、牧ノ原やまばと学園、さわやかクラブ連合会、PTA連絡協議会、女性団体連絡協議会の10団体を選定し、事前に調査票をお送りし、その後ヒアリングを実施したところでございます。

それでは、御質問にございます基本目標4、地域で安心して暮らせる町をつくるのうち(4)防犯活動の推進を例に挙げて申し上げます。

第1期地域福祉計画における防犯活動の推進では、町の取り組みといたしまして、高齢者

消費者被害防止のために見守りネットワーク、ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業、吉田町笑顔いっぱい運動、防犯灯の整備、防犯教室の開催、安心安全推進運動、ウォーキング・ボランティア、青色防犯パトロールの八つの施策を取り上げ、これらを積極的に推進してまいりました。また、地域住民の取り組みといたしましては、自分の安全は自分で守るを基本に、日ごろから防犯意識を高め、向こう三軒両隣のつき合いを大切にすることを目標としました。

これに対しまして、現状の問題点や課題について各種団体からヒアリングを通しての御意見としては、道路における車道と歩道の識別や夜間の道路における防犯灯の明るさの重要性、道路脇の草や土手の草を刈って清潔にしておくことも犯罪防止につながるのではないかと。さらには、笑顔いっぱい運動を推進してきたことにより、声かけ安全ベスト着用者が増え、犯罪防止の効果が出ているので、今後も同運動を継続して、地域の問いかけ、見守り活動を推進すべきであるとの御意見をいただきました。

また、隣組などの地域活動が減少しているが、見守り等は隣近所や地域の協力が不可欠である。自治会、町内会の事業の充実や祭典など地域の催しにより、地域の世代間交流を図り、福祉、防災、防犯に住民参加の環境づくりを推進していくことが大切である。日常の中で隣近所の触れ合いを大切に思い、心がけているというような御意見も寄せられております。

このようなことから、各種団体の皆様方は町の取り組みの成果を肯定的に捉えていただいておりますことから、町では今後も、支えあい、ともに暮らせる町という基本理念に沿いました政策を引き続き推進していく所存であります。

なお、地域福祉計画は素案を公表した上で、平成25年3月1日から8日までの意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施した上で、吉田町障害者（児）福祉推進委員会における協議を経て承認され、成案といたした次第でございます。

次に、2点目の第4章3(1)地域活動の推進と見守り体制の強化に記載されております昨年度設立をいたしました高齢者見守りネットワークの現状での具体的活動及び実績を御教示くださいについてお答えします。

本年5月末に県が公表しました平成25年度高齢者福祉行政の基礎調査では、静岡県のご総人口に占める高齢化率が過去最大の伸びを記録して、24.9%という結果になりました。これは、昭和22年生まれの団塊の世代の方々が65歳を迎えたこと、そして75歳以上の高齢者人口が10年間で急増している影響であると考えます。

平成25年4月1日における吉田町の65歳以上高齢者人口は6,301人、ひとり暮らし世帯は599世帯、高齢者のみの世帯が613世帯であり、高齢化率は20.85%になります。高齢化率が最も低い長泉町から数えて県内でも5番目に低い状況となっておりますものの、昨年8月に高齢化率が20%を超えて以来、当町においても高齢化率は上昇をしております。ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯も年々増加しており、高齢者の皆様が地域で安心して生活できるような施策を展開する必要があります。

このような状況の中、高齢者見守りネットワーク事業は、高齢者が地域社会から孤立することを未然に防止するとともに、高齢者の異変を早期に発見して必要な援助を行うために、町、関係団体、協力事業者が相互に連携して高齢者に対する日常的な見守りを行うネットワークを構築することを目指したものでございます。この事業は、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯を対象に、関係団体や協力事業所の方々が日常の生活の中で高齢者のお宅

を訪問した際に、郵便物で新聞が数日分たまるなど、通常とは違う異変に気づいた場合には、高齢者支援課や地域包括支援センターへ連絡をお願いしているもので、この事業のために協力事業所の皆様がパトロールなどの特別なことを行っていただくものではございません。

したがって、ふだんの生活の中で、無理のない範囲で気軽な声かけなどを行っていただくことにより、高齢者の皆様が住みなれた町で孤立することなく、地域のつながりを感じながら安心して暮らし続けていけるよう見守りをお願いするものでございます。

こうした中、町では高齢者見守りネットワーク事業を適正かつ円滑に運営していくため、昨年12月19日に吉田町高齢者見守りネットワーク連絡会を発足いたしました。当日は郵便、電気、ガス、新聞、牛乳販売業者、医療機関、介護事業所など、30社の協力事業所の皆様と社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、さわやかクラブ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察署などの12の関係団体の皆様、そして、高齢者見守りネットワークに関係する職員総勢で54人の皆様が出席し、協力事業者証の交付式を初め、静岡福祉大学の清水教授を講師でお招きして、住民同士の支え合い活動の必要性について研修会を開催し、連絡体制の確認と対応マニュアルを提示をさせていただきました。事業所の皆様におかれましても、これから急速に進行していく高齢化への対応を深く認識しておられ、当事業の趣旨に快く賛同していただき、有意義な連絡会となりました。

見守りネットワークでは、高齢者のみならず、障害者や児童など、年齢や障害の有無に関係なく、異変を見出した場合は高齢者支援課、または包括支援センターに連絡いただき、関係する各課に情報を伝達する体制になっております。関係各課と連携をさらに密にすることにより、支えあい、ともに暮らせる町づくりを目指しております。

御質問にございます現状での具体的な活動及び実績でございますが、当事業所を立ち上げてから今日に至るまで、事業所の皆様からは高齢者の異変に気づいたという連絡はございません。見守りネットワークに関係した相談件数は、地域包括支援センターに2件いただいております。地域包括支援センター職員が御自宅を訪問し、必要なサービスに結びつくように専門的な支援を行っております。

この事業を立ち上げたことにより、高齢者の異変を発見したときの連絡先を高齢者支援課、もしくは地域包括支援センターと明確にしたことにより、協力事業所及び関係団体の皆様から、困難事例に対応するときの不安さが払拭されたとの声をいただいております。さらに、地域包括支援センターの役割も理解していただくことができ、PRにもつながったものと感じております。何となくいつもと様子が違う、少し心配な方がいる、気がかりなことがあるなど、一般の方からの通報も徐々に地域包括支援センターへ寄せられるようになってきており、地域で見守る仕組みが再構築されてきたことは大変喜ばしいことであると実感しております。

現在、協力事業所として登録していただいている事業所は31社でございますが、今後は町内のコンビニエンスストアやガス事業所に協力事業所の登録をお願いし、ネットワーク体制を充実をさせてまいりたいと考えております。今後も高齢者見守りネットワークの事業のPRに努め、住民同士が地域で支え合う意識を高めていただくとともに、地域とのつながりが希薄化している中で、支え合いやつながりの大切さを町民の皆様とともに行政も再認識し、時代を超えた助け合いにより行われる共助の構築に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 御答弁ありがとうございました。

防犯対策に関しましては大きな問題はないというようなことだと思います。

まずは、その基本的な質問からさせていただきます。

広報よしだ5月号に、この福祉計画をつくった考えとして、先ほども申しましたけれども、地域の問題を地域で把握し、地域で主体的に解決を図るという考えを基本に、町による支援で暮らしていけるような町というふうな記載がございました。これはどのような町なのか。基本とする考えというのは理解できるわけではありますが、その後続く町の支援で暮らしていける町、このつながりがよくわからないんですが、この辺、どなたが書かれたかわかりませんが、説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 地域福祉につきましては、自分たちの住む地域に、これを主眼に置きまして、そこに住んでいます町民の皆様が住みなれた地域でいつまでも生き生きと生活できるような、こういったことで町民とか事業所、行政も入った中で協働をしていくという趣旨のものでございます。ですから、行政だけが行うといったものではございません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その考えは私も同感で、それを基本的な考え方として、町の支援で暮らしていける町というのは、その流れがわからない。地域のことは地域で解決しましょうと、みんなで考えていきたいと思います。そこには私は賛同です。それに対して、町の支援でという、その町の支援というのはどういう支援を想定されているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 現在、町におきましては、福祉の関係は扶助費等もございませう。いろいろな支援を行っています。こういったことを含みまして町が行う支援というような意味合いでおとりいただければ結構です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 地域の問題を地域で主体的に解決すると、そういう状況をいかにつくるかということ町がしっかり考えていくということが重要なことじゃないかと思うんですが、そこに関してはどういうふうにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 先ほど言いましたように、地域福祉につきましては、行政が全面的にやるということではございませんので、地域とともに行動。だから、地域でも考えていくというのが必要であります。したがって、今回でも地域の方に代表者にヒアリング等を行って御意見をいただいていく中で、今回の計画も策定しているという経緯がございませう。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、具体的な質問に入っていきます。

防犯灯の整備についてです。

施策として防犯灯の整備として上げ、内容は、夜間の安全を確保するため、防犯灯の整備

を行うというふうになっています。現実には各自治体が管理とか新設を担当していますけれども、町自身の防犯灯整備に関する基本的な方針というのはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） これにつきましては、地元と協力してやっていくということで今現在やっているようなところでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 金は出すけれども、口は出さないということですか。それはいいです。

先日行われた議会報告会で防犯灯をつけてほしいという要望が何カ所か出たんですよ。そういうときには、我々の答えとしては、町内会とか自治会を通して申請してくださいというふうなお話をしているんですけども、現在、吉田町に1,900本ぐらい防犯灯が設置されていますけれども、町として防犯灯の設置、この数、設置場所というのは妥当なところに設置されているのかどうか。要望は結構出てくるんですよ。町としては、もうそれは余り気にせず自治会任せという状況でこのままやっついこうとしているのか、もっとここは明るくしていかなければいかんというような考えで調査をするとか、そういうことはやらないんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 防犯灯につきましては、自治会に任せているのが現状でございます。あと、街路灯につきましては、町のほうで新規路線とかそういうのも関係ありますので、つけているような状況でございますけれども、防犯灯は自治会任せと言ってはおかしいんですけども、そういう資料、情報を自治会でとった中での設置をお願いしているような状況でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう中で、やっぱり多くの町民がつけてほしいという要望が前からずっと続いているわけなんですよ、議会報告会をやるたびに。そういうことに対して、やっぱり、まずはどこに持っていったらいいのかわからない。その議会報告会というのがあって、たまたま我々行っているわけですけども。そういう町内会、自治会を通してしっかり申請していただくというようなPRというか、そういうのは、まだそれは浸透していないんじゃないかなと思うんですが、そういうことをしっかりやるのも自治会任せなんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今そういう御意見をいただきましたもんですから、それにつきましては今後自治会とも相談して、その設置に向けてのフロー的なものを町民の方にわかっただけのような形で自治会と話をしていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私としては、やっぱり町の安全、防犯ということを考えた状況において、町として危険な箇所というのは認識して、本当にそこに足りなければしっかり設置していくというようなことを考えていただきたいと思うんですが、その辺に対してはお考えはどうですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 予算的にも700万という限られた予算の中、4自治会のほうとお話をして進めていっている経緯がございますので、それらにつきましても検討していきたい

と思います。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その防犯灯に関して、ある自治会では自主的にLEDにかえていっているところがあります、全灯。光熱費削減とか二酸化炭素の排出を抑えるとか、交換の手間を省くとか、そういうことを考えると、LEDというのは今のものに比べれば適したものじゃないかなと思うんですが、町として、防犯灯をLEDにかえていこうというような考えはございませんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） LED化につきましても、自治会連合会の中でお話が出ておりますけれども、先ほど言いましたように700万という年間の限られた予算の中で自治会で割り振った中で、場所によってはLED化しているところもあるんですけども、それはあくまでもその自治会の持っている予算の範囲内の中でやっていただくような形で進めておりますので、それにつきましては、連合会の中でも、本体がすごい高いもんですから、どのような形がいいのかというのを検討しているような状況でございますので、もう少しお時間をいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 予算というはあるんでしょうけれども、しっかり町の方針としてLED化していくよということであれば、予算を確保してそれをやっていくことだって可能だと思うんですけども、今後検討していくということですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） LED化以外にも、まだ安くなる方法もあると思いますので、そういうものも含めた中で、それじゃ来年すぐLED化する予算を組むのかということになってしまいますので、そういうことではなく、今後検討していきたいということです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、そこに関しては検討していくということなんですが、納期的にはいつごろを想定していますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） その時期的なものについてはちょっとこの場では御容赦願いたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 了解します。

では、別の次の問題。

ウォーキング・ボランティアですけれども、これ、何か具体的にどうしているんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） ウォーキング・ボランティアにつきましては、この資料のところに書いてありますように、ウォーキングする際、パトロールを兼ねて声かけとかとかそういうもの、あった場合につきましては協力して報告していただくような形の中でやるものがウォーキング・ボランティアだと感じております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) そういうボランティアを町が募集しているんですか。勝手にやってくださいと言っているんですか。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長(田村政博君) この計画の中には記載してありますけれども、仕組みとしてはやっていないような状況でございます。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 計画に上がっているわけですから、担当としても総務課が上がっているわけですから、しっかりやっていただきたいと思うんですが、自治体によっては募集するわけですよ。そして、それが適正な人であればキャップを配るとかジャケットを配るとか、進んだところだったらボランティア保険も掛けてどんどんやってくださいと。犬の散歩でもそういうのをかぶってしっかりやってくださいというようなところもあるわけで、そういうことも参考にして、本当にそういう防犯という観点でウォーキング・ボランティアをやっていこうとするのであれば、そこはもう真剣に考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長(田村政博君) 議員さんの御意見をいただきましたので、参考にさせていただきますと思います。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) では、次の話にいきます。

高齢者消費者被害防止のための見守りネットワーク、先ほど答弁で何かあるかと思ったんですが、何もなかったんで、具体的に何をやっているんでしょう。

○議長(八木 栄君) 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長(山村丈太郎君) 産業課でございます。

見守りネットワークにつきましては、平成19年11月に中部県民生活センターが志太・榛原地域高齢者見守りネットワークとして消費者被害防止対策として立ち上げたものでございます。消費者、特に高齢者被害が想定される中で、関係者が連携をとりながら被害の早期発見、また早期救済、被害の拡大防止などを迅速な対応を図ることを目的に設置されたものでございます。

以上でございます。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) この内容に記載されているのは、高齢者を狙った悪質な訪問販売業者等による消費者被害が増加していることを受け、日常の業務を通じて高齢者の暮らしの変化や被害の拡大防止を図るといふふうにかかれてはいるわけですが、日常業務を通じてというのは具体的にどういうことをやりながらこれをやろうとしているんですか。

○議長(八木 栄君) 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長(山村丈太郎君) 見守り者として想定されておりますのは、ホームヘルパーが家庭を訪問した折、また、ケアマネジャーも同様です。それから民生児童委員、それからさわかクラブの、これは友愛訪問ということですから——を想定して、各お宅を回ったときに、そういうものが発見されたら町なりに通報を勧めるというようなことでございます。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 高齢者消費者被害防止のための見守りネットワークは、そういうことをやられていると。それに対して同じページに、防犯に関する意識の高揚というのが出てまして、ここは手口が巧妙化している振り込め詐欺や悪徳商法による防犯対策を学ぶと、そういう悪徳業者に対しては総務課が担当しますよと。高齢者は産業課がやりますよ、同じような、先ほどもあったんですが、高齢者見守りネットワークは、趣旨は違いますが、似たような名前で、それは高齢者支援課がやると。何かその辺の区分というか、各課の担当の区分というのは明確になっているんですか。

○議長(八木 栄君) 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長(山村丈太郎君) 状況に応じてですので、明確にここからここまでが守備範囲というものではございません。高齢者消費者の見守りネットワークのほうですが、特にこれは高齢者とは限りません。消費者被害に関するものは全て対応したいと思っています。

それから、詐欺です。今よく話題になっていますオレオレ詐欺とかそういったものは、基本的には消費者相談ではなくて、犯罪ということで当所のほうへ連絡をいただいても、警察のほうへというふうに御案内しております。

ですので、重なる部分ではありますが、どこへ連絡をいただいても、その対応をしたいということ考えております。

以上でございます。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) これに関して、総務課はどういうことをやられているんですか。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長(田村政博君) 町としましては、防犯まちづくり推進協議会というところがございますので、それでもってやっております。

また、コミュニティー指導等で毎月1回やるものなんですけれども、出しているもので、それらについても、そういう被害があるよということで、町民については啓発活動しております。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 高齢者消費者被害防止のための見守りネットワークで高齢者見守りネットワークは似たような名前なんですよ。産業課長は去年までは高齢者をやられていたわけで、イメージとして、一緒にしたらどうですかと。要するに見守りとして全てフォローしていくということで。要するに事業者に関しても似たような事業者がやっているわけですよ。それであれば、こっちあっち、こっちはこっちなんてことをやらずに、でも、担当がどうしてもやりたいのであれば、もっとプロジェクトチームをつくってもいいし。何か町民がわかりやすいような仕組みというか、見守りネットワークはここにかければいいと。地域包括センターをやっているのはこの見守り、消費者のやつも担当でやっていますよね。結局地域ケアのほうは両方やっているんだけど、町は別々にやっているというようなイメージなんですけど、その辺がどうですかね。

○議長(八木 栄君) 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長(山村丈太郎君) このネットワークですが、もっと大きな枠組み、先ほど申し上げましたとおり、県の中部県民生活センターが立ち上げて志太、榛原で連携をとってこうというものでありまして、去年立ち上げました高齢者見守りネットワークですね、それとか

なり重複する部分があるんですが、先ほど言いましたように、もっと大きな枠組みということで、その下に入るものというふうに、町の体制を充実させるものというふうな位置づけで考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その体制を強くするために別々にやるということですか。そこがちょっとつながりがよくわからない。大きい流れがあつて、その中で町がそれを充実化させるために別々にやりますというお話ですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） もともと高齢者見守りネットワークにつきましては、本当にいろんな異変、消費者だけじゃなくて、主にこれは孤独死をまず防止するというで立ち上げられたものでございます。その中に、異変を感じて、例えば消費者等の問題が絡んでいるものもあつたら連絡してくださいよというふうなものでございまして、確かに重複する部分はあるんですが、たとえ重複しても、結局相談がこちらへ来れば解決できるということで考えておりますので、そういった形でお願いしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それじゃ、約束だけしておいてください。見守りネットワークで産業課にかけたら、それは高齢者支援課にかけてくれなんていうことはないですね。電話をかけたら、いや、それは高齢者ですよ、だからそっちへ電話してくださいなんていうことはないということでもいいですね。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 消費者問題であれば当然こちらが受けます。ただ、消費者以外のものであつた場合はこちらで対応できませんので、当然そちらのほうへ回すこととなります。それは御理解いただきたい。

○4番（平野 積君） だから、そういうのを避けませんかと言っているわけですよ、町内のたらい回しみたいなことを。

○産業課長（山村丈太郎君） ただ、個人情報もありまして、産業課が手を出せる範囲というのは限られておりますので、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、きょうは抑えます。

次、高齢者見守りネットワーク。

これ、どのぐらい周知されているんでしょう、町民の皆さんに。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 事業につきましては、こちらのほうに連絡がないというふうにお答えしているんですけども、見守りネットワーク以外でも、包括支援センターのほうにはさまざまな問題が相談が入っておりますので、こればかりではないということで、私たちは把握しておりますので。高齢者見守りネットワークといたしましては、うちのほうには連絡がないんですが、それ以外のところでは連絡が入っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これはしっかりやっていただきたいというふうに思ひていまして、そ

のPRという観点で、ちょっとインターネットを見たら、掛川市なんですけれども、結構いいマニュアルをつくっているんですよ。これはいいなと思って、こういうことを町としてもやって、住民の皆さんに周知していくと。そうすると、業者だけでなく、向こう三軒両隣も含めて見守っていくような体制ができてくるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 私もそちらのほうのものは見ておりまして、かなり重層的なネットワークができ上がってくるんじゃないかなと見ております。その中で、当町といたしましても、昨年立ち上げてまだ半年というところで、もう一度連絡会を行いまして、こういう事例があったとか、例を挙げながら、今後どういうふうな形でこれを発展させていくかというところをまた検討していきたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、その辺、しっかりよろしく願いいたします。

最後にしますが、町民の取り組み、町民、地域の取り組みということで、第2期に関しては日ごろから防犯意識を高めましょう、向こう三軒両隣のつき合いを大切にしましょう、ウォーキングをする際にはパトロールを兼ねて散策しましょうと記載されているわけでありませう。当たりさわりのない文章かなと思うんですが、町としては、町民や地域にどういうことを期待しているんでしょう、これ。例えば日ごろから防犯意識を高めましょうとっているんですが、町としてはどういうことをやって防犯意識を高めましょうとか、何かそういうイメージなんですかね。要するに、もう勝手にやってよというイメージなんですか、これ。俺はこうなったらいいな、でも、おまえらに任すよと。町としてはこれをどうやったら高められるというふうに考えているのか、その辺をちょっとお考えを。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 先ほど申し上げましたが、この地域福祉計画の趣旨が町民、それから我々行政、それから当然事業者も入ってきます。こういった中の協働でありますので、町がこうしたいよ、ああしたいよじゃなくて、地域の方の思惑もありますので、その辺を含めた中で協議していくといいますか、共通認識を持っていくと。もちろん防犯については、犯罪等のない社会が一番いいわけですので、それを目指してやっていくという形のものです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町には考えがないとすれば、地域と一緒にそういうことを相談しているんですか、これらに関して。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ヒアリング等におきましてそういった御意見も出ていますので、相談といいますか、そういう中で協議をしています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） だから、地域とともに、地域の問題は地域で考えていきましょうということに対して、町もそこに加わってやっていこうというお考えのようなんです、そこに関しては、こういう問題に関して、地域の方々としっかり話をして、何かそういう意見が出たらヒアリングしているなんていう話じゃなくて、これをやっていくためにはどうしようと、み

んなで考えようやというようなことをやったらどうですかと思うんですが、そこに関してはどうですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、うちの社会福祉関係だけじゃなしに、個別に各課において、こういったまとめをしてございますので、各課においてこの辺はやっているという認識であります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町が計画を立てたわけですよ。でも質問したら答えが数分かかるとか、答弁もあるわけですよ、ウオーキングとかですね。やっぱり書いた以上は責任持ってやる、進めてほしいと思うんです。これは5カ年でしたかね、計画なんだけれども、毎年毎年でその実現に向けて基本目標、立派な基本目標があるわけですよ。それに向けて、この1年は何をやるんだと。しっかりその計画を立てて、1年たったら本当にできているのかどうか、町が言うPDCAサイクルですよ。そういうのをしっかり回して行って基本目標にしっかりつながるようなことをやっていかないと、目標は目標でまた次も同じような目標が上がってくるというようなことじゃだめだと思うんで、着実にこれを進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時59分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 引き続き一般質問を行います。

12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

私は、さきに通告いたしました4月6日豪雨による冠水や浸水の対応について町長にお伺いいたします。

現在台風3号が接近し、昨日のニュースによりますと東海沖に停滞して局地的な大雨が降る予想をされておりましたが、幸い進路がずれて心配に至らなくてよかったなと思っております。また、町は前回の4月6日の豪雨を受ける格好で、今回定例会におきまして1,790万円の補正予算を組みまして、豪雨に対応するような施策をとられております。質問に当たりまして、冒頭紹介させていただきます。

それでは、通告に従いまして、朗読させていただきます。

4月6日19時36分、吉田町に大雨・洪水・波浪警報が発令されました。過去に類を見ないような猛烈な大雨で、13時から19時までの降雨量が78ミリ、その後1時間当たり降雨量が50ミリを超える雨が3時間続き、短時間に大雨が降り、排水が追いつかず、周辺道路にあふれました。この辺のところは、本日お配りの参考資料のほうに、当局からいただいた資料でございますけれども、1枚めくっていただきますと、降雨量及び総雨量のグラフがありますので、参考に見ていただきたいと思います。また、この後朗読します内容につきましては、当局からの災害対策配備体制の資料もございますので、そちらも一緒に目を通していただきたいと思います。

残念ながら過去において、内水氾濫による浸水箇所では冠水や浸水による被害が発生しました住吉川、宮裏川、稲荷川、問屋川等の周辺は、昨年6月19日の台風4号に続き道路の一部が冠水し、今回の局地的な大雨により、多くの住宅や車両が浸水するなど、被害が起きました。

5月22日の町からの資料によりますと、床上浸水10世帯、住家の床下浸水52世帯、非住家の床下浸水21棟の被害状況でした。

また、町の災害対応は、18時10分に20名による水防警戒配備から町内河川パトロールを開始、18時30分住吉下水第4ポンプにより運転を始め、順次3カ所の排水ポンプを稼働、19時54分からは情報収集配備体制をとり、庁内各所からの道路冠水や床下・床上浸水情報への対応を行い、避難所を開設。21時10分、災害対策本部を設置して全職員を参集し、被害状況の確認と対応を行い、21時35分、消防団への水防活動要請など、翌日の未明3時35分まで事前配備体制の解除をし、要員解散まで対応を図られたと報告を受けました。

そこで、今回の局地的な大雨への対応について、以下町長にお伺いいたします。

1、町内各所から役場に寄せられた要請や情報はどのような事項であったか。また、それに対応した内容は。

2、翌日以降に被災された町民へ町が行った対応は。

3、インフラ整備には莫大な費用と長い年月が必要であります。いつ来るかわからないゲリラ豪雨への対応は懸案事項と考えます。発生した災害をいかに減災するかということも重要であり、今回の対応について検証されたと思いますが、どのような課題が上がりましたか。

4、平成24年12月議会で御答弁されました平成25年度以降に行う治水対策の現状は。

①問屋川の排水計画に基づいた河川改修の詳細設計は。

②稲荷川の対策を講じる必要な調査は。

5、今回特に被害が多かった宮裏川と住吉川などの治水対策予定は。

以上、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 4月6日の局地的な大雨による冠水や浸水の対応についてお答えいたします。

まず、1点目の町内各所から役場に寄せられた要請や情報はどのような事項であったか。また、それに対応した内容はについてでございますが、町内各所から寄せられた要請や情報

は、大雨による内水氾濫により住宅内に水が入ることを防ぐため、土のうが欲しいというような建物に関する要請が29件、水路があふれている、道路が冠水しているといった各所の情報提供が8カ所ございました。

6日午後から雨風が次第に強くなってきたことに伴い、町では管理施設の現状把握を含めた事前配備を行い、現地パトロールを開始し、排水機場ポンプの運転など、各種の要請に対応してまいりましたが、強まる風雨状況から新たな配備体制が必要となりました。19時36分に大雨・洪水・波浪警報に切りかえられた時点では、時間降雨量が50ミリ前後という過去に類を見ない猛烈な大雨となり、被害の増大が予測されたため、21時10分には災害対策本部を設置し、全職員を招集し、被害状況の確認とその対応を行っております。

対応の状況を具体的に申し上げますと、現地に出向き状況の確認をするとともに、建物に対しましては浸水被害を防ぐため、土のうの設置を行いました。また、道路冠水が著しく、通行車両のエンジンが停止し、通行できなくなってしまうようなおそれがある箇所につきましては、緊急的に道路を通行どめとする道路規制を行うなどの対応も図りました。

なお、今回の大雨による被害状況につきましては、幸いにも人的被害はなかったものの、住宅の被害につきましては床上浸水が5棟10世帯20人、床下浸水が52棟52世帯162人の皆様が被害を受けられました。地区別で申し上げますと、床上浸水の被害は全て住吉区であり、床下浸水の被害は住吉区が46世帯、川尻区が5世帯、片岡区が1世帯と、大変多くの皆様が被害を受けられました。また、これ以外に田畑の被害では、0.9ヘクタールの田んぼが冠水し、レタスやキャベツの農作物に被害が出たことや大久保川の洗掘が1カ所、吉田田んぼのU字排水路の横転が1カ所、神戸地内での崖の斜面崩落が1カ所の被害を発生しております。

次に、2点目の翌日以降に被災された町民へ町が行った対応はについてお答えします。

今回の局地的な大雨は住吉都市下水路、宮裏川、稲荷川などの各河川の水位上昇により内水氾濫を起こし、道路冠水や建物への浸水など、付近の皆様には大変不安な夜を過ごされたことと存じます。

翌日以降の町の対応につきましては、まず最初に行ったことは、今回の事態の原因究明のため、職員みずから被災された皆様の住宅や施設を訪問させていただき、現状の聞き取り調査による被災内容の把握や情報収集でございます。あわせて、冠水しました道路や内水氾濫が起きました河川の現地踏査も行い、水門の開閉状況、河床や道路側溝の状況など、流れを阻害しているものの分についても調査を行っております。

また、今回の大雨におきまして、土のうの配備を行ったお宅に対しましては、後片づけを行うとともに、今後の出水期に備え、予備の土のうを置かせていただくようお願いした箇所もございます。このほか、住吉自治会からの要請を受け、土のうの配備を行っているところでございますが、緊急時にいち早く対応が図れるよう、住吉区以外の自治会におきましても、施設敷地内の一角に土のうを配備していただくようお願いをしてまいります。

次に、3点目のインフラ整備には莫大な費用と長い年月が必要で、いつ来るかわからないゲリラ豪雨への対応は懸案事項と考えます。発生した災害をいかに減災するかということも重要であり、今回の対応について検証されたと思いますが、どのような課題が上がりましたかについてお答えします。

今回の局地的な大雨は、最終的な放流先となる静岡県管理の2級河川、坂口谷川や2級河川、湯日川が増水を引き起こし、町内各河川からのスムーズな排水を阻害したことが内水氾

濫となった要因のうちの大きな割合を占めるものでございます。また、町内の河川では、問屋川本体と下流河川である大幡川の河床に土砂などの堆積があり、宮裏川付近の水路においても同じ状態を確認しております。このほか当町の人口増加に伴い、田んぼや畑が宅地へ転用されるなどの都市化が進み、保水機能が低下していることも原因として上げられます。

このことから、一番の課題は県管理の二つの河川への放流方法であると考え、取り急ぎの対策といたしましては、有事の際の水防活動に基づく水中ポンプなどによる仮設的な対策、町内河川の堆積土砂のしゅんせつを行い、その後におきまして恒久的な施設による強制排水や河川改修事業などといった抜本的な対策を講じてまいります。また、あわせて、各家庭における降雨時の河川への流出抑制を図る手段として、雨水貯留施設の設置など、官民一体となった治水対策を行っていくことが必要であると考えております。

次に、4点目の平成24年12月議会で答弁された平成25年度以降からの治水対策の現状はの1点目、問屋川の排水計画に基づいた河川改修の詳細設計はについてお答えします。

問屋川につきましては、御質問にもございましたとおり、平成24年第4回吉田町議会定例会におきまして、平成23年度に流下能力を検証し、作成した排水計画に基づき、河川改修の詳細設計を平成25年度に実施し、その後河川改修工事に取りかかりたいとの答弁をいたしました。

問屋川の治水対策は、基本的に進めておりますが、その手法につきましては、下水路事業を視野に入れた検討を重ねましたことから、時期がずれ込んでいる状況でございます。

次に、2点目の稲荷川の対策を講じる必要な調査はについてお答えします。

稲荷川におきましても、過去の大雨や台風などにより、床下浸水の被害が出ていますことから、平成24年第4回吉田町議会定例会におきまして、平成25年度以降に稲荷川と、稲荷川に流れ込む小河川を含めた流域全体の状況を把握する現況調査を実施し、対策を講じてまいりたいと答弁をしております。

今後は、問屋川と同様に河川の整備計画を作成した後に、河川改修の詳細設計を実施し、最終的に河川改修工事に取りかかることとなりますが、これらのもととなる現況調査の早期実施の実現に向け努めてまいります。

最後に、今回特に被害が多かった宮裏川と住吉川などの治水対策予定はについてお答えします。

今回被害が多かった河川への治水対応策としましては、本議会において補正予算の計上をさせていただいておりますので、お認めいただき、速やかに宮裏川や問屋川などの町内河川のしゅんせつや、緊急時におきまして水中ポンプでの仮設排水を実施してまいります。

河川の流れを阻害する要因の一つとしまして、河川内の土砂の堆積や藻などの水草が考えられ、この堆積した土砂などを取り除くことにより、河川内の流水の疎外をなくすとともに、河道面積の確保を図り、内水被害を最小限に防ぐよう努めてまいります。また、大雨のときには河川の流水の状況や潮の満ち引きを確認する中で、水の流れが停滞している河川に対しましては、一時的に水中ポンプを設置し、強制的に排水できるような体制を整えてまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

御答弁ありがとうございました。

今回、4月6日の局地的な大雨に対します一般質問でございますけれども、議会のほうで行いました議会報告会の中でも、意見交換の席上、さまざまな地域から、今回の大雨に対する状況についてさまざまな御意見、御要望をいただきましたので、今回質問に至ったわけでございます。

状況についてあれこれというつもりはございませんけれども、一つの教訓として、今後治水行政に生かせるものがあればなど考え、今回質問に至っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4月7日でございます。それこそ6日の当日でございますけれども、テレビで隣の町では避難勧告が出て、ええっという感じの状況でございます。そのときに役場の皆様方は明け方まで配備体制で、日夜町民のために御尽力されたというのは後の資料で知ったわけでございますけれども、大変頭の下がる思いでございます。

翌日でございますけれども、私も町内を回ってまいりました。新田地区から回ったわけでございますけれども、そのお宅におきましては、浄化槽、単独槽でありますけれども、あふれたものも片づけてあり、今、町長のほうから御答弁があったように、消防団の方かどうかわかりませんが、バンの車が道にとまっておりまして、ロープがけしてあって、動かそうとした跡が残っていたり、幼稚園の裏のお宅のほうで、毎回でありますけれども、畳を上げるようななど、そのような中で、いろんな方々の御意見を聞いてきました。

実際今、御答弁いただいた中で、町への要望という形であったんですけれども、割と土のうの要請が29件、水路の確認が8カ所ということで、余り連絡がなかったのかなと思います。ハザードマップで示されている内水面の氾濫地域というのは、そこにお住まいの方々にとりまして周知の事実でありますし、備えも十分できているんじゃないかなと思うんですけれども、その中で、ポンプへの対応という形で、ポンプは本当に回っていたのかなというような声も聞きました。

役場のほうにポンプ回っているのかと電話したというような話も聞いたわけなんですけれども、この資料を見ますと、下水道課が自主対応で住吉下水第4ポンプ運転開始がスタート、その前に、20分前にはスタートしているんですけれども、スタートになっているわけですね。そういったことを例えば該当する自主防の方、また住吉下水のポンプにかかわる町内会の方、また組長さんなりに連絡して、町としては事前準備として、水位がこれだけ上がっているからポンプを回しましたよと。万全を期しますけれども、十分注意していただきたいというようなアナウンスというのは、できれば、ポンプは回っているのか、回っていなかったのかというような、終わってからいろんな方々からお声を聞くこともないし、そういったことが防げるんじゃないかなと思われるものですから、今回の事象を見て、このポンプを回して、町はそのような対策をとって動き出したよということを広く町民にお知らせすることによって、少しでも減災になった部分があるんじゃないかなと考えるわけですが、そのような取り組みを今後行うお考えはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、議員さんおっしゃられたように、事前に、回したすぐ直後でも結構ですけれども、地元のほうにお知らせすると

いうことは、大変重要な話であると思います。

ただ、今回の4月6日の件につきましては、本当に非常事態的なところがありまして、そういう余裕が現実的になかったということは現実の問題であります。ただ、言われていることはごもつともな話でありますので、今後そういうことができるかどうか少し検討させていただいて、もしできるものであればそんな形。というのは、例えば自治会さんのほうでも、どちらのほうへ連絡したらいいのかというの、これからそういうものを構築していかなければならないと思いますので、そういうことが本当にできるかどうか、検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 十分町の中でもそのような、同じようなことはやっていると思えますよ。保育園、小学校、中学校、非常、台風が来た、急遽下校しなければならないということで親御さんのところに一斉メールという形でやっています。メール登録しておけば、文章は前もってつくっておけばいいもんですから、ワンクリックでその対応する方へ携帯メールを発信すれば、動き始めたんだということで、その後はもう各自治会の方、自主防の方にお任せすれば、全てを町がやるんじゃないかと、きっかけとしてやっていただきたいと思えます。というのは、今回、坂口谷川近くの新田の地区でありますけれども、夜も遅かったということでもありますし、今、課長が御答弁されたように、過去にないような、39年前の清水の七夕豪雨以来の吉田町も大雨だったんじゃないかなと思われるわけで、誰もが安心というんですか、そんなことになっていないということで、家の中にいる方が気がつかなかったというのが非常に多かったと思えます。

先ほどの被害の中に載っていませんけれども、車を動かすことができなくて水没して、買ったばかりのゼットが今はちょっとジープ型の車にかえられたお宅とか、自動車修理工場に出したりといったような形で、移動すればそういった被害に遭わなかったものが被災されたという事実もあるわけなんです。全国的なニュース、いろんな方で、情報があふれているのに、それに気がつかなかった御本人の方も悪いということもあるかもわかりませんが、そういった動きが、動くということも、やはり津波防災で防災最優先でやっている町として、津波ばかりじゃなくて、一つのことでこういった大雨のことに關しましてもつながっていくのではないかなと思えますので、そういったマニュアルというものの検討もしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） マニュアルの話でございます。それこそメールについては、今エリアメールというものを流しておりますので、エリアメールにつきましてはマニュアルがございまして、避難勧告、避難指示、そういったものについて発信できるよと。

今、ポンプを回すよという話の中でどういったものができるかというのは、また今後検討させていただきます。今のエリアメールの中では、なかなか難しいという話だと思えます。

今後、また防災メール等がことしの予算に入っておりますので、それを検討してまいりますので、それも含めながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 防災メールというような形で、大げさでなくてもいいもんですから、

多分もう皆さん、狭い町内でありますので、顔見知りなものですから、回した人がワンクリックして回したよと、知っている人の、近くの該当するお宅の近くのところにお知らせすることによって、そういったことじゃ我が家もということになると思いますので、お願いしたいと思います。

先ほどの御答弁の中にもありました道路規制、車が水の中に突っ込んで動けなくなったということで、今回、吉田町は幸い災害が少ないところでそういった経験がなかったものですから、私も知らなかったんですけども、水がはけないことによって道路に水があふれ、そのところを車が通ることによってさまざまな被害が、2次的、3次的な被害が発生しているということも、町内を回ってわかりました。

今回交通規制を行ったというんですけども、中には、お聞きすると、いや、頼むから車をとめてもらいたい。車が通るたびに一生懸命かき出した水がまたじゃばじゃば入ってしまって、店の中には入るし、冷蔵庫はショートしてしまうし、大変だというようなお声も聞いております。交通規制ですけども、そういった判断というのは誰がどのような形で判断するんですか。それについて、決まっているものが、ルールがあるようなら教えていただきたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、大雨が降るとそういう冠水することが予測されますので、まず住民の方のそういう通報というのが大きな情報源になりますけれども、当然町のほうでもパトロールに回っております。そういうパトロールの中とか、町民の方の情報、そういうものによりまして、現実、道路上に水がもうあふれているような状態であったりした場合には、緊急時ということで、警察にはもちろん一報を入れますけれども、警察に一報を入れた中で、道路管理者としての判断の中で通行どめというような形はとらせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、現地に行った担当課の職員が、これはまずいということとどちらかに電話して、そこから警察、公安に行って、ここの道は封鎖する、規制しますよという形でのルールづけがあるんですか。それは町道、県道、国道とございますけれども、全て一緒ですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、一本一本の道路に対して、ここがあふれたから警察に連絡する、今度はここがあふれたから警察に連絡ということではなくて、緊急時ということでありますので、最初の一報だけは警察に入れます。あとは町内のどの路線が通行規制をかけるかどうかちょっとわからないんですけども、そういう形でやらせていただきますというような形で言いますので、あとはもう、言葉は悪いですけども、フリーな形になって通行規制をかけるような形になります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、天下の印籠じゃないですけども、そういった道路交通規制を行うという、非常時であるということで、都市建設課になるのかどこか、防災課になるかわかりませんが、担当する方々、都市建設課でも職員の人数は限られておりますから、

それ以外の方も出ていくわけですよね。そういった人たちのその場の判断でバリケード封鎖して交通規制するといったことでよろしいんですか。その封鎖したときの、通行どめ規制を行ったときの事後連絡とか、そういったルールも決まっているんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいま言われたように、もうその時点になりますと、川のような状態に道路がなってしまいますので、危険という判断はもうその場へ行った人間が判断できますので、その場に行った人間の判断で交通規制をかけます。

次は何でしたか。

〔「報告」の声あり〕

○都市建設課長（八木三千博君） 報告のほうは、事後ですけれども、警察のほうに報告するような形をとっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、通行どめでバリケードをやっていたんですけれども、バリケードが足りなかったかもしれないんだけど、普通、車は左側通行で通りますよね。ですから、左側だけをウマをしてあって入れないようにしているんだけど、そういう非常時になると道の真ん中を走りますから、バリケードがあっても、そこをくぐり抜けて行ってしまう方もいて、そういった車が立ち往生している、自己責任かもしれないけれども、そういった車の影響で、その近くにあるお宅がまた水が波のようにダバンと入ってくるということで、本当に困ったと。何とかしてくれということでは言われました。

ですから、そういった通行どめ規制を行うときのルール、非常時だからというのはあるかもしれないけれども、今回はしょうがないですよ。次回以降、通行どめするときには完全に道がわかるように二つウマをやるとか、夜間だったら照明をつけてパカパカして、通行どめがわかるような格好になるとか、そういった工夫も必要ではないかなと思われるんですけれども、そういったことを今回の事故が起きた後、課の中で何か話し合いとかしましたか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、確かに議員さんがおっしゃるように現実問題として、ウマのほうの数足りなくて、現地にもう起点、終点の1カ所ずつの二つだけというような形をとっておりました。その関係で、議員さんがおっしゃるようにウマをよけて入っていったということも聞きました。

そういうことの中で、今後どんな対策をするかということですが、まず、ウマの数が足りなかったというのは、これはおかしい話ですので、もう即ウマのほうは用意させていただいております。今後どんな形でも対応できるような形はとっていきたく思いますけれども、ただ、ウマにつきましても、一つ結構いい値段がするものですので、無限に買えるということ、用意できるということじゃありませんので、やはり限度がある中で現場のほうは対応していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そのような形で早速もう対応していただいているということで、本当に安心しました。そうも、あと50年後かもしれません、またこういつたことがあることがわかりませんが、そういったことでルール化してあって、過去のそういったこうすればよかったなということを改善していけば、これは洪水ばかりでなくて、いろんな災害にお

いても応用はできると思われるものですから。ぜひともお願いしたいなと思います。

土のうにつきましても、もう早速配備していただいて、私も見ました。毎回つかるといえるようなお宅には、そこの近くに置いてもらったり、非常に助かっているよという声も聞いたものですから。これはまた町民の方から、ありがとうございますといった声も聞いてきましたので、ここで御報告させていただきたいと思います。

あと、電話連絡が29件の8カ所であったわけなんですけれども、非常時であったから、お互いに受けるほうも言うほうも、もう非常に緊張しているというか、テンパっているといった形で、いろんな言葉の行き違い等もあったと思うんですけども、同じことをまた言わなければならなかったよというような電話の対応。最初は夜であったから、ガードマンの方が出られたのか、どこの方が出られたのかわかりません。そういった配備体制になってから、水防警戒体制になってから、電話が、情報が入ったのがたしか19時54分ですね。情報入電という形で町内各所から情報入電になったんですけども、そういったときの電話の対応というのはどういった形でやるんですかね。たまたま出た人がとってメモして、もちろんどういったことがあるかというのは、行政でありますから、しっかりメモしていると思うんですけども、その言い継ぎ、申し送りというのはどうだったんですか。ちょっとその辺について確認したいなと思います。

これは、今回のことじゃなくて、私はあくまでも想定は、今後起きるかもしれない地震、津波等々の被害を考えたときに、絶対今回の対応がいい教科書になると思っているから、あえて言わせていただいておりますので、どうだったんですかね。その言い継ぎとかメモとかそういったものは。電話に出た者がその人の判断で反応してどういうことを行ったということをやったのか。でも、今、町長から御答弁で、土のうの要請が29件、水路の8カ所ということで記録はちゃんと残っているんですね。残っているということですので、ちゃんと対応されたと思うんですけども、そのことについてどのような中での対応をされたかというのを、これはどうでしょうか、御答弁はどなたになるのかわかりませんが。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 役場のほうに電話が入ってくるわけですが、今は、この時点では、都市建設課のほうで一括、まとめて、そこでメモしたものを当然都市建課長が指示して土のうをどこへ持っていくという話をして対応したということになります。電話を受けている者は、そこ一つですが、防災課のほうにも電話が入るものですから、そのほうは都市建設課のほうへ持っていったり、この部分は防災課のほうで進めるよというバトンタッチはしているところです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、都市建設課は2階、防災課は3階、防災本部は3階、庁議室ですよ。そうしますと、情報が一元化できないですよ。本来ならば大きいホワイトボードぐらいのところにぼんぼん張って行って、ポストイットみたいな格好でどういった地区でということ、誰が後から来ても一目で町内の状況がわかるような格好で対応していくというのが本来の危機管理からいうとよろしいかと思うんですけども、そういったことで、最初に電話したときはたまたま都市建が出て、次に電話したら防災課の方が出たら全然話が通じないということもあるかもしれないし、優先的にどこがとるとかというのは決まっていなくて、情報というのはいろんなものが錯綜してくると思われるものですから。そうい

ったものは何か対応は必要じゃないですかね、ルール事というのは。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災課では、さっき言ったポストイットでのホワイトボードにどういう状況に今なっていますよというのをまとめたものを、御存じだと思いますが、通ったときに見たこともあると思いますが、ホワイトボードに書きながら進めています。

それとは別に、今言った土のうをどこへ持っていくというのはまた都市建設課のほうでやっていますし、どこが浸水しているのかということもチェックをさせてもらって、交通規制についても、この箇所が今交通規制になっていますよというのは把握していると思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） では、そのトータルのまとめ役というのは防災課がまとめるわけですね。ですから、その情報管理というのは、確かに3階へ行きますと、防災課の前に後の日に行くときちゃんと張ってあった記憶も私見ていますし、写真を撮ったこともありますので、わかりますけれども、そういった一元化でやっているということでもありますので、その辺の電話を回したり、そういったところをどういうふうにしたらいいかというのを、非常時であるならば、都市建の職員を上を上げてあいているところで対応してもらいなり何なりということも、今後検討していかなくてはならないんじゃないかなと。今回は人的被害もなく済んだもんですから、一つ本当に、いいシミュレーションになった、被害に遭われた方には大変恐縮なんでしょうけども、庁舎内に関していえば、いい生み出しというか、もうできたんじゃないかなと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、翌日以降の対応について少しお伺いします。

自然災害というのは等しくそこにいらっしゃる方には降ってくるわけで、たまたま家をかさ上げしてあってつからなかった方もいらっしゃるし、昔から住んでいたためについてしまったとか、いろんなことで被害が出たかもしれないんだけど、次の日に行ったら、もう皆さん一生懸命片づけをやっているんですね。ごみが非常にたくさん。それをまとめて置いたら次の日以降ですか、役場の方が、プラントの方がシルバーの方がは知りませんが、きれいに片づいていただいたよ、ありがとうございますという声も聞いております。だから、それはいいことだなと思います。

焼却場のほうに持っていくのも、家庭ごみで今回の洪水の被害によってついたものについては、ホームページにも載っておりました、減免で、無料で対応するというので、すごくいいことだなと。もちろんそういうときにはそういった手段をとるのは当たり前ではありませんけれども、いいことだなと思ったんですが。町民課へ行って私も確認したんですが、事業主さんがね、事業系の方が被災されたときのそういったものは、受け取ってはいただけのんだけど、普通の一般ごみでいきますと家庭の料金に対して事業系のごみは4倍高い、こういう非常時においても、事業系のごみを同じ4倍の値段で引き取ったといった、事業系のごみであるということではなかなかさんあーるのほうで、そういったことがあったから困ったよというお話を聞いて、担当課のほうへ行って担当課の方に聞いたら、産廃もあるし、いろんなことで今回は減免はしなかったよというお話なんですけれども、今回、以降はあれなんですけれども、今後ね、例えばいろんな災害が起きたときに一般も事業も被災をされることには関係がないわけで、そういったものは広くルールを変えていただきたいと思います。これが広域に絡むかもしれませんが、管理町として、その辺のところはリーダーシップ

をとってやっていただければいいかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 事業系のごみの関係ですので、広域組合ということで、私どもの町が、町長が管理者で私が副管理者ということですので、お答えをいたします。

家庭のごみと事業系のごみはどう違うのかというところ、どういう受益と負担をするべきかというところが問題なんだと思いますが、藤田議員、事業をやっていますから、当然わかんと思いますが、我々家庭系は、ごみの費用というのは自分の所得の中から出して、それが経費として税金を払う際に控除される経費じゃないんですね。事業系の方というのは、当然税金を払う際にその費用は、ごみ処理場に払った経費は税金から経費として控除されるわけです。そういったところも踏まえた上で、事業系と家庭系のごみについての料金格差があるというふうに思っています。思っていますというか、そうなっています。それは当然議員も広域の議会として料金を決めたはずです。

ですから、今回に関して、家庭系に関しては、すぐにごみに関しては無料という判断を町長にさせていただき、無料にさせていただきました。今後そういう要望があるとすれば、当然検討はしなくてははいけないんでしょうけれども、そういう状況であると。今回についても、事業系の方の払った費用はその方が払う法人税を計算する際に経費として控除できるわけです。私どもが被災を受けたのは、別に被災を受けたからといって、所得税であれば控除できる可能性もあるかもしれませんが、事業をやっている所得税の方はです。ただ、個人の方は、サラリーマンの方は多分控除もできない、払えばなしですから。その負担の仕方というのは変わってしかるべきだと思いますが、御意見は御意見ですので、もしぜひ広域のほうで議論をする必要があるのであれば、検討はさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 広域のことですので、余りこっちでやるとうまくないと思いますので。ただ、そういったこともありますので、もっと言いたいことはありますけれどもね、法人税のことにしてもいろいろあるんですけども、それはいいです。いいんですが、被害に遭ったのは緊急事態であるから、普通の料金を同じにしろということじゃない。ただ、そういった困ったときに何とか町として、町にある企業の皆さんに何とかできないかという提案です。不可能であれば、できないということではいただければ結構ですので、そういったことでもあります。

あと、今回、先ほどのポンプを稼働したときの話にまたかかわるんですけども、たまたまよそに行っていたとか、自宅がそこと離れていたとか、ずっとそこにいらっしゃる方は水が増えてきて心配だからといって見に行ったり、坂口谷川のところまで行ってどうなっているのを見に行った方も、私聞いておりますので、聞いているんですけども、なかなか、ちょうど時間帯も時間帯で、土曜日の夕方だということで、皆様御家庭でくつろいでいらっしゃる方も多いということで、ニュースを見ていそうなんですけれども、いなかったということで。今回同報無線とかそういったものは、町はこれになると同報無線のことが書いていないんですけども、ちょっと私も家の中にいてニュースだけ見ていたもんですからあれですけども同報無線で何かこれの周知というのは行ったんですかね、今回の。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災無線のほうは流していません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、町内へ行ったときに、町が配給してくれた防災ラジオもあるのに何で機能しない、あそこで言ってくれればよかったしというようなお声も聞いております。せっかく大きなお金で町内全域に配ったものがせっかくいいものがある。同報無線は雨降っているし、雨戸が閉まっていれば聞こえないけれども、防災ラジオがあつて電源入れたのに、この一番使ってほしいときに何も流れなかった。それでFM島田からも流れなかった。というのは、今後の対応として、ぜひとも、家は聞こえたけれども聞こえなかったよといったら、あんたスイッチ入っていないでしょうということ、ああ、そうかスイッチ入れなきゃなというような、せっかく貴重なものを配ってあるのにスイッチが入っていないお宅とか。こんなことを言うとなんかあれだけれども、まだ箱に入っているお宅もあるんですよ、あけていないお宅も。

ですから、そういったときに、隣組で、今回の4月6日の何時に防災ラジオで町としてはこういう情報を流しました、皆さん、アンケートをとりますけれども、聞きましたか。そうすれば防災ラジオがどのぐらい機能しているかというのは、十分確かめられた一つのきっかけになったと思うんですよ。終わったことでありますので、くどいですがけれども、いいです。ただし、今後はそういった情報を一つの手段として、せっかくすばらしいものを町に配ってあるんですから、使っていただきたいなと思いますので、ぜひともよろしく願います。やっていただけますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 同報無線についてはマニュアルがございまして、その中で検討していくこととなりますが、議員の御意見も、私も町民のほうからはそういう御意見を聞いているもんですから。今後検討させていただきます。すみません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今度、エリアメールからメール等の関係もあるんですけれども、静岡県では、こちらにありますように防災情報サイト、サイポスという形で、湯日川の千草橋の上にちょうど湯日川の水位をはかるようなものがあつて、それがネット上で常時見られるようになっています。坂口谷川は150号線のところに置いてあつて、水位の監視をするような格好で配備されているわけなんですけれども、こういったものをうちの町のホームページを見ますと、防災課のところで洪水ハザードマップ、洪水水害に備えてというところのホームページを見ますと、ずっと行って静岡県というところがありまして、以下のホームページからは気象情報等の避難の判断、必要な情報を提供されていますということで、気象庁、静岡県、国土交通省というところがあるんですけれども、そこをクリックしていただくと、このサイポスレーダーのところに行って、自分の住んでいるところ、町をクリックすると状況が出るようなことになっているんです。

これは平成15年から運用して、ちょっと調べてみましたら、吉田町の広報よしだに、この件で情報提供を町民にされているのが平成19年2月、富士山静岡空港サイポスレーダーインターネットURLといった形で、吉田町において、大井川及び湯日川、坂口谷川が氾濫した場合の浸水想定範囲や避難先などを提供したハザードマップを策定中です。集中豪雨発生時にはサイポスレーダーによる情報の把握に備えという形で紹介されているんです。ホームペ

ージで見るというのも便利なシステムでありまして、サイポスレーダーということで検索すると、過去に吉田町のホームページの中で、吉田町の中でこのキーワードが使ったことのある資料というのが出てくるわけなんですけれども、残念ながらこれ1カ所だけなんですよね。

こんなすばらしいものがあるって、よその市町はいいですけども、うちの町もやっぱり町民に知らせれば、それで、これは平成23年6月からは、私も登録してありますけれども、雨量・水位防災メールサービスもメールで、どこの川がどうなっているというのを情報が欲しいという、自動的にメールも発信していただけるようなサービスになっています。町のほうでもやるということでもありますのであれですけども、やっぱりこういったことも、こういった情報が、例えば今回被害を受けたお宅のどなたかが、そのうちの中のお一人でも知っていれば、車が水没する前に車を動かしたとか、さまざまなことができたかもしれない、わからないですよ。見ている、見なければ意味ないわけでもありますけれども。そういったものもやはり、こんなすばらしいもので、私は防災課長から前に一度これをもっているものから紹介されて、こういうものがあるんですよということで、都市建だったかな。都市建に課長がいらしたときかな。もらった覚えがありますけれども、こういったものも情報を周知をして、減災を推進していただきたいと思うんですが、それについてどうですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 私も以前、都市建設課長にお願いしてもらってまして、そのときにサイポスというのがありまして、それこそ広報等でお知らせして、いろいろな情報がそこに載っているものから、カメラも見られるような状況もありますので。海の状況から始まりまして、川の状況もわかるような状況がありますので、また広報をしていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ぜひとも今回被災された方は、また、今回しゅんせつをしたり水中ポンプで排水をしたりして対応が行われるものから、今後はないとは思いますが、過去にそういった被害を、水がついたり、床上・床下浸水したり冠水したお宅には、こういったものがありますよということで、2カ月たっていますけれども、今後はこういったもので、町も独自なものをやりますけれども、こういったものを御利用くださいということで一報すれば、町のほうは動いているなということになりますので、そういったこと、県がやっていることでありますので、ただで登録もできますし、非常にいいことだと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

新聞でこんな形で、気象庁のほうも6月8日土曜日の記事でありますけれども、ことしの夏から十数年に一度ということで、今までの大雨注意報とかそういったものにかえまして、重大な災害が起きる可能性が著しく高まった際に、住民に強い警戒を促す特別警報を8月末までに導入するというような記事が載っておりました。記事の中に、市町村に住民へ周知を義務づけるものと特徴されていると。県内の市町は現在も警報の発表を同報無線などで公表していると書かれていたということですけども、うちの町はしなかったんですけども、そういったことで書かれています。

ですから、世の中がどんどん変わってきて、そんな形で、本当に吉田町も畑とか水田が減ってきて、保水能力が落ちてきているということで、水がどうしても出やすくなる。大きな幹線の川ばかりじゃなくて、生活の小さい川に関しましても排水能力が落ちてきているというこ

とで、地形的な問題があるというのは重々承知で、かねてからの懸案であるということも重々承知なものですから、情報というものを速やかに発していただいて、やはり注意していただく。どうしようもないものはどうしようもないんだけど、少しでも減災につなげていただければなと思ひまして、今回私は質問させていただきました。

治水関係につきましては、現状調査を行いながら進めていくというような形で、問屋川、稲荷川について、また、宮裏川につきましても対応していくような形で、また今回、定例会の中で補正予算の審議もごさいますので、その中で確認していきたいと思ひますので、私の一般質問で少し町民の声を言いながら、もちろん感謝している方も大勢いらっしゃいますので、夜、夜中まで活動していただいた皆さんに感謝している町民は非常に多いということを最後に御報告させていただきます、私の質問を終わりたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内 均でございます。

今回私は、地震、津波被害に対して人命を第一として考えなければならないことを強く感じ、そのために何をすべきかを考え、質問させていただきます。

質問の通告書に沿って読ませていただきます。

吉田町消防団第1分団詰所と第2分団詰所の改築工事は、平成25年度末の完成を目指し、設計及び工事が進められる。第3・第4分団の詰所の計画も順次進めていくとの答弁をいただきました。第3、第4分団の詰所の耐震性能は評価がされておらず、本来の機能を果たせない可能性が大であります。消防団詰所の立地条件は、安全性の確保と同時に災害時などの緊急時には機動力が最も発揮できるものでなければならないし、合理的な位置でなければなりません。

そこで、質問をします。

1、第1分団詰所は、建設地が変わりました。どのようなふぐあいに変更を余儀なくされたのか。そして、新しい場所を選定した過程と海拔の地理的リスクである津波、豪雨に対してはどのような対策を考えているのでしょうか。

2、第3分団、第4分団ともに敷地の面積や位置の問題があると思ひます。どのような計画を考えておりますか。

3、消防団には、住民の生命、身体及び財産を守るなど、大切な使命があります。建設の優先順位及び建設時期はどのように考えておりますでしょうか。

4番、火災時に団員が消火用水による汚れを落とすためのシャワーユニット等の機能を加えることは考えておりませんか。

次に、東日本大震災では、消防団員や職員など、自分の命をかけ、使命を果たそうとして犠牲になられた方が多くいた。宮城県宮古市の津波による甚大な被害を受けました田老地区

では、20分以内に津波が来ると予測されていた宮城県沖地震を念頭に、地震発生から15分で退避すると決めていて犠牲者は出なかった。国土交通省は、消防団員らが現場で避難を判断するタイミングや誰が避難を指示するのかといった基準をガイドラインに盛り込むとした。また、住民の人たちも津波が迫れば消防団員が逃げるのは当然と思うことが必要と指摘している。消防団員、職員及び防災会の方々にも同じ適用が必要であるとする。

1、吉田町では、関係者の避難にどのようなルールを決めているのか。

2、住民の方々皆が関係者の避難を知っておく必要がある。防災マニュアルなどに盛り込むことも考えなければならないと思うが、どのように考えますでしょうか。

以下、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、御答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、山内議員からの御質問につきましてお答えいたします。

まず初めに、質問事項1の消防団員詰所の立地構想と構造機能及び時期についてお答えいたしますが、この質問事項1につきましては、具体的な四つの質問項目がございますので、順次お答えさせていただきます。

消防団詰所は、火災、風水害及び地震災害時には、災害活動の拠点の一つとして機能するべき役割を担っている施設でございます。当町の消防団は、町消防団本部と住吉、川尻、片岡、北区のそれぞれの地区を管轄する第1分団から第4分団の4分団で組織をされております。そして、消防団詰所は、消防団員の平時における火災予防活動や訓練、また災害時における災害活動の拠点として、それぞれの地域に1カ所ずつ設置をされておまして、安全で安心して暮らせる町づくりに寄与している施設でございます。

この消防団の活動拠点として重要な施設であります消防団詰所でございますが、町内の4施設とも建築されてから30年以上が経過をしておまして、老朽化が著しく、また、平成23年3月11日の東日本大震災クラスの災害が発生した際には、建物の耐震性の観点から、災害活動の拠点としての機能を発揮できない可能性がございます。また、町内の第1分団、第2分団の詰所につきましては、町が1000年に一度の大津波を想定し作成をいたしました吉田町津波ハザードマップでは、想定津波浸水区域内に位置するもので、浸水深は約3メートルと想定をされております。現状の第1分団、第2分団の詰所はともに平屋建てであるため、1000年に一度の大津波では浸水被害に遭う想定となっているものでございます。

このようなことから、消防団の活動の拠点、また火災や地震災害、風水害、津波災害等における地域の防災活動の拠点となります消防団詰所の機能の充実を図り、もって地域の防災力の向上に資することを目的として、国の補助事業の都市防災総合推進事業を活用しながら、消防団詰所の建てかえを計画をいたしました。そして、まずは想定津波浸水区域内にあります第1分団と第2分団の詰所を今年度末の完成を目指し、現在事業を進めているところでございます。

それでは、1点目の第1分団詰所は、建設地を変更された。どのような不合理で変更を余儀なくされたのか。そして、新しい場所を選定した過程と海拔の地理的リスクである津波、豪雨に対してはどのような対応策を考えているのかについてお答えします。

消防団詰所の立地条件につきましては、議員が御指摘のとおり、災害などの緊急時に機動

力が発揮でき、安全性が確保できる位置でなければならないと思っております。こうした考えを踏まえまして、地元消防団であります第1分団を初め吉田町消防団本部、住吉自治会の方々と協議を重ね、複数の候補地の中から消防団第1分団の詰所は、現在建設中のL地区の津波避難タワーに隣接し、都市計画道路中央幹線沿いの旧さくら保育園跡地を建設予定地として事務を進めているところでございます。

それでは、この消防団、第1分団の詰所の建設予定地が選定されるまでの過程につきまして御説明を申し上げます。

第1分団詰所の建設予定地の選定に当たりましては、まずは三つの基本的事項をベースとして、現行の所在地の建てかえを含め検討を行いました。この三つの基本的事項といたしましては、1、いち早く災害現場に行けるよう交通の利便性が高い場所とすること、2、建設する用地は建設敷地のほか、車両等の駐車スペース及び作業スペースが十分確保できること、3、できる限り町有地の有効活用を図ることの三つでございます。

一つ目の基本的事項でございます交通の利便性では、詰所はできる限り幹線道路や2車線を有する町道に面しているなど、一定の道路幅員を有していることが必要となります。これは、いち早く火災などの災害現場に向かうことなどの機動性を確保しようとするものでございます。

二つ目の基本的事項でありますスペースの確保では、消防団員の車両駐車スペース、消防車両、ホースや機材の点検作業等を行うスペースが必要となりますので、一定のスペースを建設地、または建設する隣接に確保しようとするものでございます。

なお、このスペースの確保につきましては、災害時などにおいては災害用の資機材や土のうなどを集積するスペースにも活用しようとするものでございます。

三つ目の基本的事項であります町有地の活用では、現在の建設地の建てかえを含め、できる限り新たな用地を取得することなく、町有地を有効活用することで、最少の経費により建設予定地を選定しようとするものでございます。

これら三つの基本的事項を踏まえまして、候補地の検討を行い、現在地での建てかえ、現在地に隣接する小藤路公園横の町有地、旧さくら保育園跡地の三つを候補地として絞りました。

それぞれの候補地につきましては、消防団第1分団、町消防団本部及び自治会の皆様と協議を進めていく中で、当初は現在地への建てかえ用地として検討に入りました。この建てかえを前提とした場合、仮設の詰所を設置し、現詰所を解体することになるため、建てかえ期間中に使用する仮詰所の設置や現行の詰所の解体工事など、必要な経費がかかるわけですが、協議の中で、地元自治会としては、現詰所を防災倉庫として使用したい要望や、消防団としては詰所から仮詰所への移転が2度もあるなど、建設期間に時間がかかるなどの意見が出されました。

このため建設的な面及び施設の有効利用の観点から、現在地の建てかえではなく、隣接する小藤路公園横の町有地及び旧さくら保育園跡地の2カ所に絞り、消防団第1分団、町消防団本部及び自治会の皆様と検討を重ねた結果、第1分団詰所の建設予定地は旧さくら保育園跡地とすることになったわけでございます。

この建設予定地の決定の主な理由としましては、地理的要因があります。第1分団が管轄する住吉地区は、主として東西軸に集落が形成され、住吉上組町内会、東村町内会の南北軸

を踏まえ、L字型の集落形成となっております。このことから、東西軸である都市計画道路中央幹線、南北軸の吉田港幹線を基軸とすることで、消防団活動の機動力が確保できるということが上げられます。

また、さきの4月6日の集中豪雨時には、住吉地区の数カ所の道路が冠水し、現在の詰所及び小藤路公園付近でも道路冠水がひどく、消防ポンプ車が出動できない状態でした。また、旧さくら保育園跡地付近の中央幹線は、道路の一部が冠水したところもございましたが、消防ポンプ車が出動できる状況にあり、消防活動に支障が少ないことなどが上げられます。

しかしながら、住吉地区は住吉上組町内会のごく一部を除き、そのほとんどが想定津波浸水区域になります。このため火災、水害等に対処することを第一義として建設場所を決定しましたが、当然のことながら津波対策につきましても検討しております。

第1分団詰所は2階建てを計画しておりまして、1階は車庫、2階は消防団員の詰所、会議室等を備蓄倉庫とすることによりまして、2階部分を吉田町津波ハザードマップにおける浸水深よりも高くなるよう設定しております。

また、津波対策にありましては、町内の道路交通網が整備されつつあり、また、20.84平方キロメートルという平坦で既存のまとまりがある吉田町の特性を生かし、それぞれの個々の分団詰所で対策を考えるのではなく、想定津波浸水区域、想定津波浸水区域以外というそれぞれの地理的要件を踏まえ、津波による被害があった場合の消防団による災害対応の活動拠点を第3分団、第4分団とすることなど、町全体として津波対策を講じていくことなどを町消防団として検討しているものでございます。

このように第1分団の詰所の検討に当たりましては、地域特性による課題、町全体として捉える課題を踏まえ、それぞれ対応策を検討しながら詰所の立地を考えているものでございます。

次に、2点目の第3分団、第4分団ともに敷地の面積や位置の問題があると思う。どのような計画を考えるかにつきましてお答えします。

第3分団、第4分団の詰所の建設場所を選考する際の考え方についてお尋ねになっているものと思いますが、こちらにつきましては、第1点目の御質問で回答をさせていただきましたとおり、三つの基本的事項を踏まえ、道路網の整備状況や管轄地域の集落形成などを考慮しながら、地元の分団の方々、町消防団本部、地元の自治会の皆様と協議をしながら建設場所を決定してまいりたいと考えております。

次に、3点目の消防団には住民の生命、身体及び財産を守るなど大切な使命がある。建設と優先順位及び建設時期はどのように考えるかについてお答えします。

冒頭でも述べさせていただきましたが、消防団詰所は、火災、風水害及び地震災害時には災害活動の拠点の一つとして機能するべき役割を担っている施設でございます。現在、国の補助事業の都市防災総合推進事業を活用し、想定津波浸水区域内にあります第1分団、第2分団の詰所の建設を優先的に進めておりますが、第3分団及び第4分団の詰所の建設につきましても同様に国の補助事業を活用し、平成27年度末までの完成を目指し、今後整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の火災時、消火用水による汚れを落とすためのシャワーユニットを機能に加えることは考えないかにつきましてお答えします。

消防団の詰所に必要な設備類につきましても、これまでも消防団本部と協議を重ねてきておりますが、シャワーユニットの整備につきましても要望はない状況でございます。また、消防団の活動は常備消防ではなく、非常備消防となりますので、ふだんから団員が常駐しているわけではございません。また、非常備消防であるため、災害活動や訓練活動等の消防団活動が終了すれば帰宅することになるため、シャワーユニットの必要性は低いものと考えておりまして、現時点ではシャワーユニットを設置する予定はない状況でございます。

今後も引き続き地元分団を初め消防団本部などと消防団詰所に必要な機能や設備につきましても協議を重ねてまいりたいと思っております。

次に、質問項目2の災害時における津波に対し、消防団員、職員及び自主防災会などの人たちの行動指針についての御質問のうち、1点目の吉田町では関係者の避難にどのようなルールを決めているのかについてお答えします。

まず、初めに災害時における津波に対し、消防団員、職員及び自主防災会の行動についてでございますが、以前は漁港周辺における津波堤の陸閘について、津波による内陸部への海水の進入を防止するための緊急的な措置として、町職員、漁協職員及び地元自主防災会が手動で閉鎖作業を実施するという申し合わせをしていたところでございます。しかしながら、津波が迫りくる中、人の手によって陸閘を操作するという困難さがあるとともに、何よりも人命を保護しなければならないことから、平成17年度から平成21年度にかけて、津波・高潮防災ステーションを整備し、陸閘や水門の自動化、遠隔操作化を図ったところでございます。

このように自動化される以前は、陸閘の閉鎖作業を担う関係者は、陸閘を閉鎖してから避難行動に移るということを申し合わせておりましたが、自動化された時点から津波災害に対して即座に避難行動を起こしていただくことをルール化してきたところでございます。

さて、津波からの避難につきましても、消防団員、職員及び自主防災会の皆様を含んだ町民お一人お一人の率先避難が大前提となる中で、当町といたしましては避難街区ごと、地域ぐるみの助け合いによる避難を基本としております。津波が短時間で到達すると予想される当町におきましては、避難を最優先とし、まずは御自分の安全確保を図っていただいた上で、避難後に初めて消防団員、職員及び自主防災会などによる諸活動が実施できるものと考えております。津波からの避難につきましても、町民お一人お一人がみずからの命を守ることに責任を持っていただき、率先避難の重要性を周知徹底するとともに、最善の避難行動がとれるようさらに明確なルールづくりを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の住民の方々皆が関係者の避難を知っておく必要がある。防災マニュアルなどに盛り込むことも考えなければならないと思うが、どのように考えるかについてお答えします。

1点目の御質問に対してお答えさせていただきましたが、当町におきましては、津波が短時間で到達すると予想され、消防団員、職員及び自主防災会の皆様を含んだ町民お一人お一人の率先避難が大前提となります。

こうした中で、消防団員、職員及び自主防災会の皆様も、一般住民の方々と同様に、まずは避難を優先するということを明確にした上で、避難のルールを吉田町津波避難計画に盛り込み、町全体に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) では、再質問させていただきます。

初めに、このA4の1枚、参考に持ってきました。今、町長が説明していただいた第1分団の位置と第2分団の位置、これは位置が確定しております。第3分団と第4分団の位置は、現在の位置です。

それでは、質問させていただきます。

今、町長の答弁の中で、場所を選定するに当たって分団の方といろいろ懇談をさせていただいたと、そういう答弁をいただきました。そのときの分団の方というのは、例えばどのような方なんでしょうか。

いや、実は、第3分団と第4分団の方たちといろいろお話をさせていただいた中で、その中でちょっと、図面もを見せていただいたんですけども、その図面とちょっと希望が違っている部分があるんです。そうすると、実際にここを使う人たちというのは分団員の方です。その人たちの意見も非常に重要ではないかということで、ちょっとお話を聞かせていただいたんですけども、消防団員、分団員の方というのは、例えばどのような方がその協議の中に組み込まれていたんでしょうか。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長(田村政博君) 総務課でございます。

本年度建てかえする分団詰所につきましては、第1分団と第2分団の詰所を予定しておりますので、消防団の本部役員です、団長を含めました消防団の本部役員、団長、副団長3名、それとあと、第1分団、第2分団のそれぞれ分団長、副分団長、その方たちと打ち合わせをさせていただきました。ですので、第3分団、第4分団につきましては、まだ打ち合わせをしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 多分その予測はできたんですけども、確かに第3分団、第4分団はこれからの形になるんですね。ところが、このアンケートというか、ちょっといろいろな意見をいただいた中では、これ実際に使っている団長さんとか副団長じゃなくて、団長さんが団員の方にいろいろ話を聞いていただいたんですね。そうすると、例えば第1も第2も畳が2階に敷いてあるような形をとってあるんですけども、団員の方たち、今の若い人たちというのは、畳ではなくフローリングにしてほしいとか、そういう現実的に実際に使う人たち、その人たちがやっぱりそういう要望を出しているんです。そうすると、やっぱりそういう要望を聞いていただくことというのは非常に大事なことになるんじゃないかと思うんですけども、その辺に関してはこれからの方針としてはいかがでしょうか。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長(田村政博君) 内装的なものにつきましても、団員等意見、第1分団、第2分団につきましても意見が出ていますので、そういうのを含めた中で設計のほうへは反映していきたいと思っております。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) それは今、聞いたのは畳の部屋だったんですけども、一例として。

それもやっぱり出たんですか、フローリングにしてほしいとか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） フローリングにしてほしい、そういう個々の細かいのはちょっと出ていないです。あとは、出たようなものにつきましては、人目につかないところで明かりが少ないものですから、カメラをつけてほしいとか、車の駐車スペースの台数を確保してほしいとか、それとか緊急時の車両がすぐに入出入りできるような通路を確保してほしいとか。そのほか、消防自動車が入りまして、火災ごとに救助へ出るような状況でございますけれども、現在シャッターになっているんですけれども、そのシャッターの構造につきまして、既存のシャッターがいいのか、持ち上げてやる、オーバースライダーですか、そういうものにつきまして検討してほしいというような、そういう御意見等が出ているような状況でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、団員の方からいただいた意見の中では、シャッターに関しては、やっぱり同じ意見があるんです。ところが、今言った床の部分に関しては、今の本当に若い人たちというのは、建築もそうなんですけれども、畳の部屋を子供たち、好まないわけですよ、最近。

それで、そのときにやっぱり一番大事なのは、そこに実際に当たっていただく方々、団員の人たち。その人たちの希望をできるだけ入れてやることによって、当然団員の方をどうして勧誘できるかとか、増やしていただくような方法にもつながっていくと思うんです。そういう意味で、実際に使っている、実際に携わる人たちのそういう意見をもっと広い範囲で聞いていただくような方法はとれませんかということなんです。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今のフローリングと畳の件なんですけれども、第1分団と第2分団につきましては畳にしてほしいという要望が出ている状況でございます。第3、第4については確認をとってありません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。

今、そのどの辺かということで、今の意見を聞いているのが団員ではないですよ。その辺で考慮していただいたほうがいいんじゃないかな。要するにこの建物というのは鉄骨でつくっていきますと40年ぐらいもちますから。そうすると改装することは非常に無駄なことにつながっていきますので、その辺でぜひもう一回意見を、団員の方の意見も聞く必要があると思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 先ほど申し上げましたように、団員はちょっとその会議の中へ入っておりませんものですから、今回団員も含めましたような形で、団長等からも御意見を吸い上げていただいた中で検討を図りたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひその辺をやってみてください。団員の方ができるだけ多く入っていただくような、入りやすいような形をしていただければと思います。

あと、これから駐車場のスペースなんかも、やっぱり10台くらいのスペースが欲しいよと

いうことだったものですから、その辺も実際聞きながらやっていただきたいと思いますと思うんですけども、第1と第2は何台ぐらいずつ駐車スペース、団員用のスペースというのはどのくらいとれるんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 第1分団につきましては、1区画の決められた敷地の中ということで、1,000平米ぐらいあるような状況になっています。ですので、駐車スペース、縦列駐車をすれば10台以上は確保できる確認をとっております。第2分団につきましても、団員のほうから最低10台は確保していただきたいということを言われていますので、町としましては、最低10台確保できるような状況で配置を考えて、今設計をしているところでございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、その10台という数字が、まさに意見を言ってもらった中で、やっぱり10台から12台、15台という話が、ちょうど同じスペースが出るんです。だから、やっぱり感じていることは大体同じですもんで、ぜひその辺でまたさっきの広い範囲でやっていただきたいと思います。

あと、先ほど町長の答弁の中に、できるだけ第3、第4に対しては町有地を利用したいという話が、答弁がございました。聞いた中で、例えば第3分団というのは、確かに今、現在は吉田中学校の通学路で非常に子供たちがたくさん通るところなんです。あそこを集中して通ります。そうするとあとが、周りが狭い、道が狭いということです。第4分団もちょうど自彊小学校の入り口になっていまして、あそこはもう避難所になっていますよね。そうすると、実際に起きたときに、多分混乱というか、非常に危険な部分ができるだろうと。この中でちょっと、第4に関しては、町有地ではないんですけども、今度防災公園ができましたので、その防災公園の隣接地であるとか、機能的には非常にそういういい機能が、機能発揮ができると思うんです。そういう要望があるんです。

ですから、あとは、片岡に関しても非常に道幅が狭いですが、町長の答弁にあったように、第一が機動力ということを考えると、今は、ここに至って聞いて要望を出したいと思っているのが第4の人たちが、そういう具体的な部分を出してくれと言ったときに、やっぱり具体的な部分を出してくれて、彼らの実際団員の意見を聞いてくれることによって、満足感とか士気とかいうものは当然影響してくると思うんです。特に建物が40年ぐらいもつということですので、確かに町有地でできるだけ経済的にやるのもいいんですけども、一番合理的な機動力が発揮できるような場所をぜひその検討の中に加えていただきたいと思うんですけども、町のほうではどのような考えを持ちますかね。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 第3、第4分団の設置場所につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、まだ決定しておりませんが、過日、第4分団につきましては、地域の自治会から、地元の消防団とも何か自治会としてお話をしているということで御意見等を承っている状況もございますので、それらも踏まえて検討しますよということをうちのほうも考えておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） いきますという返事はできませんか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私も従前からそういうお話を聞いていますが、私は町有地優先は当たり前というふうに考えています。わざわざ、建物については都市防災事業を活用して国庫補助でやりますが、当然底地については取得するために、いわば税金を投入する。常備消防であれば、それは町民のため、緊急時にまず出動していただく常備消防については、必要であれば用地も取得しますし、場所も変えることはいといたませんが、できれば消防団については町有地を活用して、なるべく町民の負担を少なくして、わざわざ固定資産税をいただいている土地を取得して消防団の用地にするというのは、今本当に皆様が求められていることかどうか。それは、必要であれば検討するというのは、本当に町有地がなければ、それは取得せざるを得ないというのは、我々行政を預かる者の立場として当然でございますが、まず町有地を優先して活用し、使っていないです。本当に足りない場合は取得するというのが、我々も山内議員も、町民の方からの負託はそういうところにあるのではないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 立場上、非常によくわかります。ただ、僕が思うのは、その消防団の方々は確かに非常勤であるんですけども、夜警であるとか、夜中もかなり頻繁に使うわけです。そうすると、その常勤、非常勤というよりも、もちろん大事なことなんですけれども、やっぱりあの寒さの中とか、そういう今現状で、ああいう建物の中で実際使ったときに使っていただく回数というのはかなりの回数をこなしながらしっかりと活動していただいているんです。だから、ぜひその辺を考慮しながら、確かに財政が伴うことですので、いろんなリスクというのは出てきますけれども、ぜひその辺で考えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほども答弁いたしましたとおり、私どもが持っている町有地で本当に不便なところがあるのであれば当然検討してまいりますし、検討せざるを得ないと思いますから、ぜひ第3分団、第4分団のときに消防団の御意見もお聞きし、山内議員、御意見があるのであれば、提言として言っていただければ、私じゃなくて後ろの総務課長かもしれませんが——のところに言ってきていただいて、候補地選定の際に御参考にさせていただくのはやぶさかではありませんし、私が申し上げているのは、基本的態度としてなるべく貴重な税金を追加し、投入しないで、今の機能を保持できるような消防の活動が、常備消防の補完ができるような活動をきちっと保障ができれば、町有地で十分できるのではないのでしょうかということを申し上げただけでありますので、よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひいい方法を考えていただきたいと思います。

あと、これが一番僕のきょうの大事なことだと思っているんですけども、先ほど聞いた避難の部分です、待避の部分で、先ほど町長はまず避難、そしておさまってから活動ができると。それはまさにそのとおりだと思うんです。先ほど言った宮古市、東北の場合には、距離があったもんですから確かに時間がありましたので、ああいう形で。今、日本国中がそういう想定をしながら、津波の想定をしながら、非常に、新聞報道によるとそういう形で設定を今マニュアル化しています。その中で、まずちょっとそれにもっときめ細かい部分は欲しいなと思うんですけども、例えば阪神・淡路大震災のときには総務省の発表で6,434人、これは津波ではなくて地震と火災の原因で亡くなりました。そして、東日本では死者が1万5,844、行方不明者が3,155、この中にはほとんどが津波です、津波の被害で、御存じのと

おり津波によつての犠牲者が多く出たということです。

静岡県の想定の中では、データではこれよりもはるかに大きな被害想定が出ているわけです。そうすると、今言った地震というものに関しては、例えば確かに先ほど町長が申されたハザードマップの中で、津波が影響する地域と津波が影響しないだろう地域、当然海岸線地区と近くの地域。この部分に関しては、もっときめ細やかな指示ですか、指示というか方針ですか、そういう検討をしていただきたいと思うんですけれども、その辺はどのように考えますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それこそ自主防災会のほうにいろいろな活動をこういうふうにしてくださいよという話をさせてもらっているところなんです、それこそ各自自主防災会のほうには、こういうマニュアルを配っております、その中で、逃げ方についてもこの中でうたっております、津波の区域も1万7,000人住まわれているよということで、津波ハザードマップのほうで話をさせてもらいましたが、その方たちと津波が来ない地域の逃げ方、その辺については逃げ方が違いますよという話をさせてもらっています。これを見ながら、津波が来るところについては避難大優先と、命を守ってもらおうという話になります。それから、津波が来ないところ、片岡、北区のほうについては、従前から話がございしますが、まず初めに身を守ってもらって、その後、家が倒れているような状況であれば外に出てもらって、広場に避難していただくという話になってきますので、その辺は従来どおりという話になります。2つに分かれてということになると思います、逃げ方です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひきめ細やかな部分を欲しいと思います。一番難しいのがその中間でどうするかという、非常に微妙な部分が出てくるんですけれども、ぜひその辺は本当に十分な検討をしながら、静岡県の想定というのはこんな生易しいものじゃありませんので、これに関しては本当に細心の注意、細心というか、みんなで協議をしながら、十分な協議をしてやっていただきたいと思います。

それで、特に今回ここに出させて、自分にとって非常にこれは大事だろうと思うのは、例えば津波によって消防団員の方で亡くなった方、一生懸命やっても亡くなった方、一生懸命やっても助かった方、田老地区のようなものがありますから。ところが、これは、町の人たちが、今言われたこれから出てくるどうやって逃げるのかとかすぐ逃げなさいとか、このところは落ちついてから逃げなさいとか、すぐ逃げなさいという部分で、その地域の人たちとか町の人たちがそれを知っていないと、僕はその中で一番犠牲になられた消防団の方々でも、助かった方、その中でも本当に責任感の強い、責任感を背負った人とか、そのときは恐らくおそらく批判というのは出ているはずなんです。そういう心配がすごいあるわけです。

そうすると、それをあらかじめやっておいていただかないと、本当に一生懸命やった方が、責任というものを一生引きずっていく可能性だって発生してくるわけです。それが一番自分の中での心配をする部分というか、考えなければいかん部分だと思うんです。

そうすると、やっぱり今言われた、これから、先ほど町長が言われた答弁の、今、全体分、そのやつをきめ細かな部分をつくっていただいて、そしてそれを町の人たち、その地域の人たちがしっかりと消防団、特にこの防災会の人たちもこれから役割が大きくなっていくと思うんです。だんだん被害が近づいてくるということになって、そのときにぜひ、その今言っ

たどうやって逃げて、すぐ逃げなさいよというのを徹底しておいて、地域とか。そういうところまでぜひやっておいてほしいんです。みんなに知ってほしい。その住む人たち、町の人たちもそう、消防団もそう、自主防災会の人たちもそう、そこに住んでいる人たちもそう。その人たちが同じ、ちょうど田老地区の第28分団がやったようなものを、みんながわかっているようなものをつくっておかないと、後でまた、その後で非常に心配な部分が出てきますので、それをやっていただきたい、できればやっていただきたいと思うんですけれども、その辺はちょっとどのような考えを持ちますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほど町長のほう、答弁もさせていただいておりますが、昨年24年の5月から避難計画の説明会をずっと回らせてもらって、一刻も早く、大きな地震が来たときには逃げてもらいますよという説明をずっとさせてもらってきています。その中には当然消防団も含まれておりますし、役場の職員も含まれているということです。

先ほど陸閣のちょっと話で、消防団のほうがという話があつて、ちょっと答弁もさせてもらってあるんですが、17年から19年にかけて自動化というものをさせてもらいました。その前までは手動でやっていたわけです。今あいているところは1、2、4、6を四つあいていますが、全てが自動化になっているものですから、その部分についてはもう置いておいて、初めに人命をとということで、避難してもらおうという状況で、消防団等とは言っていないんですが、マニュアルはないわけですが、説明会の中でそういう話をさせてもらってきていますので、今後どうするかという話なんです、消防団のマニュアルをつくるのかという話だと思っておりますが、それについては今後検討させてください。一応うちのほうは、説明会ではそういう話をさせてもらってきています。中に入れるとなるならば、津波避難計画の中に消防団はこんな活動を、こういうふうにしてくださいよというのを一文入れるかという話になると思いますし、職員はこうしなさいよという話になると思います。まず初めに命を守ってくださいよというのを一文入れるかという話になると思います。

今後、この避難計画については見直しのほうを考えていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひやってください。それは本当に一生懸命やって亡くなられた方とか助かった方、亡くなられなかった方、そういう亡くなられなかった、ずっと生きて、何ていうんですか、そういう人たちがとにかく引きずっていかないような、そういう状況を。多分今の課長の話を聞いていると、多分海岸地域のイメージが頭の中にあると思うんです。ところが、先ほど言った地域というのは全く違うと思います。

実は、報告会の際に女性の方が、大幡の方がいたんです。大幡の方が、ちょっと聞かれて、すぐどこへ、津波でどこに逃げるのと、やっぱりそういう返事があつたときに、逃げてはいかんと言ったんです。それは時間がありますから、来るときに。そうしてからでも対応ができると、北は。要するにそういう部分をぜひマニュアル化というか、していただければと思うんです。

あとは、最後に、団長の話がちょっと聞いた中で、今、消防団の方というのは団員の方たちが入団の勧誘に行きますよね。そうすると、やっぱり若い人たちが興味を持ったときに親御さんがみんな反対するんです。どうしても津波のイメージがあつて、自分の子供たちがということで。そのときに、やっぱり先ほど言ったルールをしっかりして安全であるとい

う確認ができていれば、団員の方を増やすこともできると思うんですね。その辺でぜひ、先ほどのしっかりした避難マニュアルをつくっていただきたいと思います。

あとは、町長にお願いをしたいんですけども、この団員の方たちに聞いたときに、やっぱり女性の団員を入団を応援をしてくださいということなんです。女性入団のぜひその応援というか、町長のほうから何かその、入っていただきたいとかという。町長の言っている女性の活用という部分でも、女性をちょっと応援をひとつしていただきたいと思うんですけども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） ダイバシティー、多様性の確保というのが基本的に組織の維持発展には必要なことであることは、近年重要性が指摘されているわけでございます。消防団につきましても、みんながみんな現場に出てどうのこうのということばかりではありませんので、例えば消防予防の活動であるとか、またほかにも女性がやったほうがむしろ効果的、効率的な活動もありますんで。そういう意味においても、やはり女性の方にも入ってもらいたいと、こんなふうに思います。

やっぱり女性の方が入れば、男性というものはまたちよろちよろ後ろから入ってきますんで、やはり男性ばかりということよりも、女性が入っていればまた皆も入りやすくなると思いますんで、ぜひとも議員の皆様にも、議員お一人お一人が1人の団員を連れてきていただければ13人増えますんで、ひとつよろしくお願いします。

○3番（山内 均君） 第4分団の団長さんの切なる思いですので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。終わります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時25分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第11日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第53号～議案第59号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 町長から第53号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（C工区）請負契約の締結について、第54号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（D工区）請負契約の締結について、第55号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（G工区）請負契約の締結について、第56号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（M工区）請負契約の締結について、第57号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（P工区）請負契約の締結について、第58号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（R工区）請負契約の締結について、第59号議案 平成24年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校校舎補強工事請負契約の締結についての7件の追加議案が提出されました。

会議規則第35条の規定により、日程第1、第53号議案から日程第7、第59号議案までの7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第2回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第53号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（C工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額4億5,150万円で株式会社橋本組、代表取締役橋本勝策と請負契約を締結することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第54号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（D工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額2億6,565万円で株式会社山田組、代表取締役山田寿久と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（G工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、川尻地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額2億365万円で五光建設株式会社、代表取締役山嶋好章と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（M工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、片岡地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額2億8,665万円で鈴与建設株式会社、藤枝営業所所長渡辺正明と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（P工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額3億7,275万円で須山建設株式会社、東遠支店支店長高柳 裕と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（R工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワー設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額1億3,125万円で株式会社エコワーク、代表取締役社長大河原高広と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、平成24年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校校舎補強工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉小学校校舎の耐震化補強工事につきまして、一般競争入札により、契約金額1億5,225万円で大河原建設株式会社、代表取締役朝倉純夫と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程いたします7議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課から追加議案として上程させていただきます第53号議案、第54号議案、第55号議案、第56号議案、第57号議案そして第58号議案の6件について御説明いたします。

最初に、第53号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置

工事（C工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の1、2ページと参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

5月初めに実施伺い決裁後、制限付一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、5月16日から5月24日までの募集期間に10社の申請がありました。この10社について、5月28日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、この10社の参加資格が確認されたことから、確認決定を通知するとともに設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、6月11日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、株式会社橋本組が4億3,000万円で落札し、6月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります4億5,150万円で仮契約を締結しております。なお、工期は6月19日から3月20日までとしております。

工事箇所は、住吉のひばり幼稚園西の住吉幹線2号線沿いにある町有地に設置しますが、住吉幹線2号線に覆いかぶさるような施設となります。

参考資料ナンバー1の工事等概要書をごらんいただきたいと思います。

5月31日の懇談会で、約9億円が足りない説明をいたしました。今回の6工区分の工事を完成させるには予算が約9億円足りないということであります。今回の発注に当たりましては、予算が足りない中で約9億円の差額分を減工して、予算の範囲内で工事発注をしております。そのため、工事等概要書の中の米印がついている項目に関しては、今回の工事対象外となります。

それでは、予算の範囲内の工事概要ですが、大まかに言いますと、鋼構造物の工場製作と基礎ぐいの打設までという形になります。

3の工事内容ですが、鋼橋架設工事として工場製作と架設工事があり、工場製作は全て実施いたします。架設工事では、工場製品輸送工は対象外となり、道路土工は、床掘りとくい打ちで発生する残土処理です。また歩道橋本土工は、主に基礎ぐい打設になります。橋梁付属土工は、今回の工事対象外となります。仮設工は、土どめ、鋼矢板圧入となります。

5の構造形式ですが、上部構造は鋼床板箱立体ラーメン構造で、下部構造は円形鋼製橋脚となり、全て工場製作となります。基礎構造ですが、タワー本体は支持ぐい、階段は直接基礎となり、今回はタワー本体の支持ぐいを打設するまでが対象となります。階段については、工場製作のみとなります。

6の主要材料ですが、上部構造は普通鋼材で、下部構造は溶接構造用圧延鋼材となり、全て工場製作となります。基礎の構造は鉄筋コンクリートと基礎ぐいとなっており、基礎ぐいの打設は実施しますが、基礎コンクリートは対象外となります。

7の橋面工としましては、今回は全てが対象外となっております。

工事概要は以上となります。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第53号議案の説明でございます。

続きまして、第54号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（D工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の3、4ページと参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

D工区もC工区と同様に、5月16日から5月24日までの募集期間に9社の申請がありました。この9社について所定の事務手続を実施後、6月11日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、株式会社山田組が2億5,300万円で落札し、6月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります2億6,565万円で仮契約を締結しております。工期は6月19日から3月20日までとしております。

参考資料ナンバー2の工事等概要書をごらんいただきたいと思います。

工事箇所は、東浜公会堂東、榛南幹線沿いに位置します。今回の予算の範囲内の工事は、C工区と同様となっております。C工区との違いは、5の構造形式の上部構造が立体ラーメン鉄骨構造となり、6の主要材料では、下部構造が一般構造用炭素鋼管となり、C工区とは異なっているところです。工事概要は以上となります。

今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が54号議案の説明でございます。

続きまして、第55号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（G工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の5、6ページと参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

G工区もさきの2工区と同様に、5月16日から5月24日までの募集期間に8社の申請がありました。この8社について所定の事務手続を実施後、6月11日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、五光建設株式会社が2億1,300万円で落札し、6月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります2億2,365万円で仮契約を締結しております。工期は6月19日から3月20日までとしております。

参考資料ナンバー3の工事等概要書をごらんいただきたいと思います。

工事箇所は、浜田区画整理内の東名川尻幹線沿いに位置します。G工区においても、予算の範囲内の工事はC、D工区と同様となっております。5の構造形式、6の主要材料ともD工区と同様となります。

今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が55号議案の説明でございます。

続きまして、第56号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー

設置工事（M工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の7、8ページと参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

M工区もさきの3工区と同様に、5月16日から5月24日までの募集期間に9社の申請がありました。この9社について所定の事務手続を実施後、6月11日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、鈴与建設株式会社藤枝営業所が2億7,300万円で落札し、6月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります2億8,665万円で仮契約を締結しております。工期は6月19日から3月20日までとしております。

参考資料ナンバー4の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、主要地方道焼津榛原線と町道中臨港線の交差点より中臨港線の50メートルほど北に位置します。M工区においても、予算の範囲内の工事はC、D、G工区と同様となり、5の構造形式はD、G工区と同様となりますが、6の主要材料の基礎ぐいはD、G工区と異なり、M工区においては場所打ちぐいとなります。これは、ボーリング調査の結果、最大200ミリメートルのれきの混入が判明したことから、通常のくい施工ができず場所打ちぐいとなりました。

工事の概要は以上です。

今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第56号議案の説明でございました。

続きまして、第57号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（P工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の9、10ページと参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

P工区もさきの4工区と同様に、5月16日から5月24日までの募集期間に8社の申請がありました。この8社について所定の事務手続を実施後、6月11日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、須山建設株式会社東遠支店が3億5,500万円で落札し、6月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります3億7,275万円で仮契約を締結しております。工期は6月19日から3月20日までとしております。

参考資料ナンバー5の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、主要地方道焼津榛原線沿いのジュッコク橋南の交差点から約130メートルほど東に行ったところになります。P工区においても、予算の範囲内の工事はC、D、G、M工区と同様となっております。5の構造形式、6の主要材料とも、D、G工区と同様となります。

工事の概要は以上です。

今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が57号議案の説明でございます。

続きまして、第58号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（R工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の11、12ページと参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

R工区もさきの5工区と同様に、5月16日から5月24日までの募集期間に6社の申請がありました。この6社について所定の事務手続を実施後、6月11日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、株式会社エコワークが1億2,500万円で落札し、6月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります1億3,125万円で仮契約を締結しております。工期は6月19日から3月20日までとしております。

参考資料ナンバー6の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、学習ホール付近の東村児童遊園地になります。遊園地内に設置する関係で、完成後も遊園地として利用できるように考えております。R工区においても、予算の範囲内の工事はC、D、G、M、P、さきの5工区と同様となっております。5の構造形式、6の主要材料とも、D、G、P工区と同様となります。

工事の概要は以上です。

今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第58号議案の説明でございます。

今回上程させていただきました6議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、教育委員会事務局長、増田惣一君。

〔教育委員会事務局長 増田惣一君登壇〕

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局でございます。

教育委員会事務局から追加議案として提出させていただきました第59号議案 平成24年度（繰越明許）学校施設環境改善交付事業住吉小学校校舎補強工事の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の13、14ページ及び参考資料ナンバー7をごらんください。

4月下旬に実施伺い決裁後、制限付一般競争入札に付するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、5月17日から24日までの募集期間に11社の申請がございました。この11社について5月28日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、この11社全ての参加資格が確認されたことから、確認結果を通知するとともに設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、6月11日に町民ホールにて入札が執行されました。

この入札の結果、大河原建設株式会社が1億4,500万円で落札し、6月12日に落札額に100分の5を加えた金額であります1億5,225万円で仮契約を締結しております。なお、工期は6月19日から12月25日までとしており、そのうち工事作業は学校休業日を原則とし、学校教育上支障のないよう実施するものとしております。

参考資料7の工事等概要書をごらんください。

2及び3の工事箇所及び施設概要は、吉田町立住吉小学校校舎のA棟及びB棟であります。

4の耐震診断結果であります。A棟のIs値は、X方向で0.61から1.21に、Y方向で1.18から1.27に向上、またB棟のIs値は、X方向で0.64から1.67に、Y方向で0.92から1.35に向上させるものとなります。

5の工事内容ですが、校舎A棟、B棟において鉄骨ブレース及びコンクリート補強壁の工法による耐震補強工事であり、鉄骨ブレース設置工を44カ所、コンクリート補強壁設置工を8カ所、柱鉄板巻補強を1カ所行うとともに、付随する内外装工事、解体工事、仮設工事、電気設備工事、機械設備工事を行うものであります。

工事概要は以上であります。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上、第59号議案の説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開き提案説明の内容確認を行いますので、議員の皆さんと当局の皆さんは、第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時30分

再開 午前11時22分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

第53号議案から第59号議案までの7議案につきましては、18日、本会議最終日で審議を行いますので、よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時23分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会16日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は13名、全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第51号及び議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第51号議案及び日程第2、第52号議案を産業建設常任委員会へ付託し、委員会審査報告書が提出されましたので、会議規則第35条及び第38条の規定により、この2議案を一括議題といたします。

初めに、この2議案について、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） それでは、産業建設常任委員会付託案件の報告を申し上げます。

産業建設常任委員会に付託されました第51号議案、第52号議案、2件の議案審査について御報告申し上げます。

平成25年6月10日9時より役場4階第2会議室におきまして、委員7名と当局から町長、副町長、理事を初め、所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

第51号議案 町道の路線廃止についてを議題とし、審議に入りました。

委員。町道の廃線に伴う内部的処理はどうなるのか。

当局。道路用地は行政財産として取り扱いをしている。町道の廃止については、道路法10条2項に基づいて議会の承認を得て行う。

委員。行政財産であるので、手続としての履歴は残るのか。

当局。事務処理上のことについては道路台帳を整備している。変わったものに関しては、更新する形をとっている。

以上で審議を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、第52号議案 町道の路線認定についてを議題として、審議に入りました。

委員。本田2号線を新たに設定するに伴い、三角状の残地が発生する。どのような形になるのか。

当局。そのまま換地として残る。行政財産であり、道路の一部となる。また、道路が変わったということで分筆登記はしない。構図は道という形で残る。

委員。分筆しないということは、廃止になっても行政財産として残るということか。払い下げない限りは一度取得したものはいつまでも町が管理していくのか。

当局。道路の廃止をした段階で、今までの本田線ではなくなるが、土地台帳では公衆用道路という地目として残るので、町が管理していくことになる。

委員。貴重な財産でもあるので、払い下げをして収入として考えることも検討していただきたい。

当局。公有財産には行政財産と普通財産と二つがある。行政財産は、公共を目的に使用しているから処分できない。普通財産については、必要でない土地があれば売却すればいい。これが端的な考え方である。

委員。本田1号線、2号線について、中瀬大井川線、西の宮公園のところでは混乱をした状況があり、事故や批判があった。以前に起きた混乱を再び招かないためにはどう周知しているか。資料を町の人たちに提示しておく必要があるが、資料を提出していただけるか。

当局。広報とかを使い事前にお知らせはしている。町の資料であるので、開示請求の手続を踏んでいただくことになる。

委員。歩行者の安全は考えているか。歩道橋とかは。大幡川幹線については、警察との協議の中で横断歩道を引くことは信号機が少ないと、それ以前に危険であるのでつけないと決まっている。大幡川幹線に歩道がないということだが、学童の登下校に影響はないか。

当局。大幡川幹線を通学路とするという計画はないと思う。

委員。仮に大幡川幹線と本田線の交差点に横断歩道をつくとしたらどこがやるのか。町が横断歩道を設置することはないのか。

当局。規制をかけたものについては警察との関係で町は手を出せない。新たな道路をつくり、供用を開始するときに工事の中で警察と協議し許可を得てやることはある。一旦供用を開始してしまうと警察になる。

委員。平島8号線は、東側に隣接する倉庫には、開発のとき、将来道として供用できるようにしたようであるが、町の指導があったのか。

当局。隣の土地の開発する段階で町の指導のもと、道路敷地部分を下がっていただいた。

委員。開発した道を施主が工事を行い、町に寄附をして管理は町がやるのはよく聞かすが、町が指導したのであれば、道路整備をしたものを寄附してもらってもよかったのではないか。

当局。開発には接道義務が必要であるが、今回の案件は東向平島線という道路があり、接道義務を果たしている。接道義務がある場合は開発者に道路整備をしていただくが、今回はそれがない。

以上で質疑を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

産業委員会に付託された2件の議案審査を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第51号議案 町道の路線廃止について、これから討論を行います。
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第52号議案 町道の路線認定について、これから討論を行います。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で委員会へ付託した議案についての審議を終了します。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第3、第50号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 歳出の地域の魅力情報発信事業委託料611万5,000円に関してお伺いします。

上程説明の中では、当町の魅力を掘り起こすための調査活動を行うという発言がございま

いしたけれども、具体的にどのような調査活動をやろうとしているのか説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回の緊急雇用を利用するの事業でございますが、FM島田が放送者側として当町の魅力をどう伝えるかという視点を持って、当町をまず外から見て魅力のある点をストックしながら情報をストックするための活動を行っていただく。それと同時に、FM島田を通じて、それを放送していただきながら、FM島田という放送媒体を通じて吉田の情報を発信していただくというのが事業の目的であります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その際、雇用するスタッフというのはFM島田にお任せなのでしょう。それとも、当局のほうからこういう人をスタッフとして入れてほしいというようなことは伝えてあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） あくまでも雇用者は当町になりますので、当町がハローワークを通じまして募集をすると、こういうことで行いますので、FM島田と必要な支出がどうなるかというところを相談しながら募集をしていくということで人選をしたというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それでは、どういう人を雇用したいというふうに考えているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 緊急雇用ですので、第一には失業者が対象になるわけでございます。その失業者の中でも、今回の場合は、実際に魅力を情報として収集してそれを発信するところまでつなげていただくような、そういう資質を持つ方になりますので、ある程度限定された中で考えなければいけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 委託料ということで、例えば計画を立てるということであれば、その計画ができ上がれば委託完了ということになるわけですがけれども、今回の場合、成果としてどういうものができれば委託、成果として出たというふうに評価するのかということに関しては何かお考えはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回のものについては、吉田の魅力としてどういうものがあるかという、我々も自覚していないような部分の魅力というものが情報として我々のところに残るといったところがまず1点です。

それから、実際にFM島田から情報が発信される。それから、それが発信されて、なおかつこの緊急雇用の事業が終わっても継続して、そういう取り組みが行われていくだろうというところまでの継続性を持たせることが二つ目のねらいだというふうに計画の中では訴えて

いるところでございます。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

土木費の機械借り上げ料115万に關しての質問をいたします。

4月6日の豪雨に対しての結果対応であると思うんですが、吉田町の排水基準は想定30ミリであります。今回の豪雨を受けた上でどのような想定での予算計上であるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、4月6日、大雨が降りました。それによりまして、住吉、川尻地区に災害が起こりまして、かなり多くの方が被災を受けております。

そういう中で、町としましては、今すぐできることは何なのか、そういうことを考えた中で今言われました機械借り上げ料なんですけれども、実はこれ水中ポンプの借り上げということを提示しております。水中ポンプにつきましては、8インチポンプを3基、それからそれを起動させる発電機を1基、それをセットという形で考えておりまして、場所は特に決めてありません。仮設で設置するようなことを考えております。とにかく、もし大雨が降ったときには、迅速に対応できるような形をとっていくという形で今回は計上させていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 限界は当然あると思うんですけれども、4月6日の豪雨を受けて、排水をした箇所、それを含めて、町はこれからどのようなものが必要であるかと考えてはおりますか。問題はどのようなもの、問題解決には何ができるかというのは考えてはおりますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、問題はないかということですが、先ほど一般質問において、議員さんのほうから質問がありましたときに、町長のほうからも答弁、回答のほうをいたしておりますけれども、今後そういうものを調査していきたいということで、調査をし終わったところでどこがどういうふうに悪いのかと、そういうものを判明しますので、対策はその後という形に考えております。

○議長（八木 栄君） そのほか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

ただいまの4ページにあります土木費の河川維持費についてお話がありましたけれども、この14節の機械の借り上げ料というのは、ただいまのお話でも排水ポンプということですが、必要とする場合は急を要する場合であってすぐ手配しなければいかんということがありますが、この借り上げ料の対応については、日ごろの備えとしてどんなことをしてすぐお借りできるのか、ある程度差があいてからやるのか、そういうのを町としてそういう対応の努力といいますか、ある程度業者とほうと話ができて覚書のような形でものがある

のか、その点お聞きをします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、覚書というものは取り交わしは現在しておりません。今予算計上をお願いしている段階でありますので、業者との話し合いというか、業者とは打ち合わせはしてありますので、対応がすぐできるようなという形の中ではお願いというかそういうものはしてありますけれども、今言われたような、その文書化したものというのは現在はまだ取り交わしはしてありません。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 必要とする場合には大変急を要するものですから、ぜひスムーズに運用できますようにお手配をお願いしたいと思います。

それから、15節の維持修繕費であります。これも4月6日の雨による、その後の調査によって計上されたかと思っておりますけれども、しゅんせつの箇所については、箇所づけて予算化したものであるか、ないのか、あるいは箇所が決まっていればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、しゅんせつにつきましては、場所のほう、特定した中で今計上させていただいております。

場所ですけれども、一つには宮裏川、それから問屋川、それから問屋川が出ていく先になります大幡川、こちらのほうを考えております。

以上でございます。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

まず、企画費の大井川流域 s m i l e ネット事業ですけれども、今、同僚議員のほうから質問があったものですから、それについてまた確認したいんですが、地域の魅力情報発信ということで今、町の中にある魅力について集めてFM島田で情報発信していくというのはわかるんですけれども、このそもそも大井川流域 s m i l e ネットって、この大井川流域の域内の交流を大前提にしている事業だと思われるんですけれども、この情報を集めたものを広く発信する相手というのは、やはりFM島田のエリア内の方に対する情報発信ということになるんですか。それについて質問したいと思います。お願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） あくまでも、この緊急雇用創出事業として行う事業でございますが、御質問にありましたとおり、大井川流域 s m i l e ネットの一環の中で考えております。

それで、昨年度はこの発信を行う拠点として八女市のFMと連携いたしまして、福岡の中でも放送したと、こういうような実績もございますし、大井川流域 s m i l e ネット自体はまた継続してございますし、その中でどういう取り組みができるかというところは検討してまいりたいと思っておりますが、その中でできるだけ広い範囲に流せる可能性を求めていきたいと思っておりますが、今のところは域内の放送ということを中心に考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

この事業も3年目になると思います。今、課長から御説明があったとおり、昨年、八女市からもお見えになっておりますし、事業的に展開が大きくなっております。その中で、町の中の吉田の魅力を対外的な外部から見て気づいてもらって中で思っていることと、よそから見ていただいたことをうまくリンクさせて情報発信していくということで非常に素晴らしいことだと思うんですけども、やはり全国的に日本全国吉田町は我が町だけでございますので、その吉田町の魅力というものをどのように発信していくかということまで踏み込んだ調査をしていただきたいと思われるわけなんですけれども、そうしますと、先ほど同僚議員が聞いたように、やっていただく方のスキルのものが相当高位なスキル、そういった経験を有する方が必要になってくるわけでありまして、そうした中で失業者対策の緊急雇用対策事業でやるというのは非常に財源的な裏づけはそうかもしれませんけれども、現課がお考えの今言われた企画的な内容からするといかがかなと思われるものですから、FM島田さんが全面的なバックアップをしていただいてアシスタント的なことでやるようならばできるかもしれませんけれども、その方が前に出てやるということになると、相当の方を人選していくということになるだろうし、島田・榛原管内の緊急雇用でございますから多分ハローワークさんの紹介等に雇用、募集をかけてやるような格好になってくると思いますので、そうなると非常に敷居が高くなってこの事業の遂行事態もどうかと危惧されるところでございますので、その辺についてFM島田さんが相当の情報発信のプロとしてやられているところでございますので、そういったところの依存度が相当高いといったイメージで考えてよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回の緊急雇用は従来の緊急雇用と異なりまして、起業支援型地域雇用創造事業という、これまでと大分様相を変えております。それで、今回の緊急雇用は起業支援ということで、企業も10年以内の企業というところに雇用する場合を対象とするということがございます。それから、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業じゃなければいけないと、こういうようなことがありまして、起業して間もない企業を支援するために緊急雇用、失業者対策も取り入れながら企業支援を行おうじゃないかというのが目的になっております。

それで、この対象に合致するところと我々のメリットと重ね合わせて検討した結果、FM島田の場合は起業してまだ5年でございますので、この対象として十分合致すると、こういうことから起業支援として成り立つということで考えたわけでございますが、そういう企業を支援するためのものですので、企業に対してもやはり同じようなメリットがなければいけないわけでございます。それで、FM島田としても潤沢な資金で人件費まで生み出しているわけではございませんので、そういう中でFM島田が潜在的にストックしている人材もどうもあるようには聞いておりますので、そうした中で人件費まで生み出せずに採用できないという方もいらっしゃるようですので、そうした中から公募の形をとって応募いただければ、目的にかなった人材は集まるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 非常にわかりやすく説明していただきましてわかりました。従来の緊急雇用とは違うという形で起業支援ということで起こす業ですよね、の支援ということでわかりました。

この成果につきましては、先ほど私が申し述べたとおり、町のほうも昨年、対外的に九州のほうに吉田町をPRしたという形でありますので、成果品に関しましては、それ以外の媒体でも使えるような、例えば、ほかにもFMございますので、県内とか全国版の、そちらにもその情報が流れるような格好での契約、それともこの成果については、FM島田さんの専有成果品としてFM島田しか情報発信はできないのか。そこについては、やはりある程度吉田町の裁量でK-mixとかNHKとか、そういったところでも使えるようなデータとして考えているかどうか、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） あくまでも、成果物について、吉田町に関する部分については、当町に帰属するようなものとして残したいというふうに思っております、メディアの中での使い方というのはどういう制約があるかはちょっと考えなければいけないものですから、ただ当町として当町をPRする媒体の不足というのも非常に身にしみて感じております、我々が活用できるような媒体もどんどんストックできていかなければいけないと思っておりますので、我々も使えるし、メディアにも提供できるというようなものができればいいというふうに思って取り組みを考えてまいっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 話題を変えます。

土木費の機械借上げ料でございます。これはさっき一般質問でも、この辺について少しやったわけでございますけれども、迅速な対応で大変感謝しているわけでございますけれども、先ほど同僚議員からの質疑の中でも、内容的なものは把握しました。

しかしながら、運用的な基準ですね、常時その時間雨量何ミリ以上超えたらそういうところに借上げを行ってというルールづけ、優先順位的なもの、これ発電機1基にポンプが3基で1セットでありますので、どうやって運用していくのかわかりませんが、1セットで動くということであると、今地域的な気象情報等もみんな入っておりますので、こういった段階だと待機、例えば職員が前回の4月6日みたいな形で事前配備準備になったら、ここの契約配置先に一報を入れて機材を仕入れてという、そういったルールのものはもうできておるのでしょうか。できておるならちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、ルールのものに関しては、まだそういうものはありません。現在考えているのは、議員さんもおっしゃっているように、現在も、地域でかなり情報がこう発達しております、もう地域ごとにそういう情報が流れておりますので、そういう情報を持って行動に移るといことでありますけれども、現在、言われたようなものは持ってありません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） こればかりは、今ことしは空梅雨でありますので、台風もこの間3

号も大きな影響もなく過ぎ去っていきましましたのでいいんですけれども、いつ起こるかわからんということでもあります。危機管理上のことでありますので、やはりそれはっていうのは、この予算が通り次第、早急にルールをつくってその場で慌てないような格好での体制をお願いしたいと思います。

もう1点ですけれども、これが3基、1基のシステムでどんな容量なのかわかりませんが、それがもつとなつた場合は専決的なことで予算はないけれども、このセットをどんどん増やすようなことも非常時においては対応は考えるんですか。それとも、予算がないからそれは諦めるんですか。ここも欲しい、ここも欲しいというところで町内からいろいろなところから電話が入って、あそこには仮設のものを持っていったけれども、限度もありますけれどもね。もちろん限度があるのはわかっているんですけれども、それぐらいの対応の心づもりでいるかどうか、お示してください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、先ほどちょっと触れましたけれども、今回の水中ポンプ、口径8インチを考えております。8インチ、200でございます。200ミリというと、今現在浄化センターのところと住吉の新田、ミニストップのところについているのが250になります。一つワンランク小さい口径ということになりますけれども、かなりの排水量がありますので、小さい河川にはちょっと不向きであります。今、町のほうで考えていますのは、問屋川とか稲荷川、あと補助的にはなるかもしれませんが住吉川、どことはまだそのときの状況によって設置する場所を検討しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、今言われたような、そういう規模の川のところに設置したいと考えております。

したがって、小さい、小規模な河川でありますと、せっかくのものが有意義に有効利用できないと。かけたらずぐとめな、かけたらずぐとめなというようなことになるともったいないですので、ある程度の大きいところを利用したいと、そういうふうに考えております。それから……。

○議長（八木 栄君） 追加。

○都市建設課長（八木三千博君） すみません。今回につきましては、ある意味、試験的なことも考えております。というのは、果たしてこれがどれぐらいの効果があるかというのは、もうやってみないとちょっとわからない部分もありますので、それによってまた今後検討していきたいと、そういうふうに考えておりますので、ちょっと先のことはまた運用後に考えたいということでもあります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 排水機場をつくと何百億という形で大きなお金がかかるわけで、今回の115万円というお金では1セットができることで200パイの3基で1,800パイが同時に動くわけですよ、考え方によっては。ちょっとどのぐらいの排水量が出るかちょっと私は計算できませんけれども、こういう試験的なことでやって今後、来年度のことになるということは非常にいい取り組みだと思いますので、早急に、そういったものが起きちゃ困るんですけれども、費用対効果をまとめていただいて来年度の予算のほうの資料に間に合う、間に合うということもないかもしれませんが、そういった形でやっていただくということは非常にいいことだと思いますので、これは広く町民の方々にもPRしていきたいと思いま

すので、承知しました。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の同僚議員の質問の中で、起業支援型の緊急雇用というお話があって、その起業は起こす業ですよ。そうしたときに今回採用するスタッフというのは、吉田町の魅力また発信、FM島田の業務も兼ねてやるんでしょうか。吉田町のための雇用が100%、タスクは100%が吉田町のためなのか、FM島田を助けるために少しはFM島田の仕事もするという、そういう意味合いがあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 基本的には雇用者は吉田町になりますので、吉田町の業務を行うということが前提ですが、その一環として発生する社内の業務に携わることまで妨げるような契約は考えておりませんので。ある程度、それに付随するような業務を行うことは認める中で雇用をしていきたいというふうに思っています。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第53号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（C工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この第53号議案の津波避難タワー契約というのは完成までではなく部分発注、分割発注になっているわけですがございますけれども、建物を分割して発注するというのは、私からすると異例な事態だというふうに思うわけですがけれども、このような形式で発

注をせざるを得なくなった今までの経緯、それを事実に基づいて説明していただけないでしょうか。例えば、以前聞いたときになぜこういう事態になったか、予算不足が発生したということでございますけれども、それは緊急時、非常時であるから仕方がないと、非常時だったからというような話があったわけですが、そういう話ではなくて、何がどういうことが起こって何が原因でこういうことになったんだということの認識を正確に説明していただきたいというのが趣旨で説明を求めています。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 事業をこうした分割発注をせざるを得なくなった状況がなぜ生じたかということでの御質問でございましたけれども、この津波避難タワーの事業の進め方につきましては、これまでも議員さん方にも折に触れ御報告はさせていただいたところではございますが、まず津波避難タワーの建設につきまして、都市防災総合推進事業の中で平成26年度までの事業完成を考えながら行ったわけですが、その津波避難タワーの設置につきまして、建設をするに当たっていろいろな基準をひもときましても、津波避難タワーを建設するための設計の基準がないというところに行き着きまして、非常にどういうものを建てれば安全を担保できるのかということをどうしたものでもいいのかと、こういう、これでいこうという線を出せずにいたわけでございます。

ところが、世の中の動き方としては、3.11以降、この津波防災に対するなど予算の制度的なものは国を通じて動いていたということで、緊急防災対策というのは国を挙げての課題になっていて、それに対する国庫補助のメニューとしてはあったわけでございます。ところが、津波避難タワーをつくれれば国庫補助の対象にはなるんですが、どういうタワーをつくれればいいのかというところは国も打ち出さなかったわけでございます。それで、町として津波避難タワーを設置するために町がそこへ住民の方々がその上に避難して、それで大丈夫なんだということを言えるだけの施設にしなければいけないと。もし、公の町がそこへ避難を誘導していて、その避難先において万が一倒壊して人命が損なわれたというようなことでは、町としての責任は果たせないわけでございますので、まずどういう施設をつくるべきだろうかというところをあわせて、事業を国庫補助事業にのりながら、その事業も進めていかなければいけなかったと、こういう背景がございます。

国庫補助事業を待っていますと乗りおくれるような、政治的にも非常に揺れ動いている時期でございまして、しかも世の中の制度に対する動きも非常に早いということから、それに敏感に反応した自治体というのはある程度の仕事はできておりますが、それに反応できなかったところというのは全く対策ができないというような状況に現状でもあることは確かでございます。

当町については、その制度的な動き方というのは、国からも逐一情報をいただけるような体制をとっておりますので、その中でやることができたわけですが、いかんせんタワーの設置基準ははっきりしないということから、予算的にどうしていったらいいのかわからないというような状況でございました。

それで、都市防災総合推進事業の事業計画をつくるのにも事業費を計上しなければいけないという中で、1基当たり1億5,000万という仮の数値を、ほかのタワーの建設事例等も勘案して1基当たりが1億5,000万という数字であれば近似値ではないかという本当の概算を出したわけでございます。その中で15基をつくっていくということで、都市防災総合推進事

業の中に事業計画を盛り込みまして、それを予算化させていただいたというのが最初でございます。

それが、24年度中にK L Oを3基発注いたしまして、3基発注する中で国交省の国総研の御協力も得ながら技術的な基準をつくり上げて、それで実際にK L Oを発注したところが1億5,000万ではとてもできないということがわかったわけございまして、その時点でK L Oの実績に基づいて1基当たり3億2,000万というような数字をはじき出しまして、この3億2,000万というのも全てが1基ごとに積算してみないと幾らになるかわからないと。設置箇所の条件によっても設計額というのは変わってまいりますので、そうしたものが全くでき上がっていない状態で1基当たりの平均を3億2,000万というふうに仮定したというところで、少し過少な見積もりであったというふうに反省せざるを得ないような数字でございますが、その3億2,000万というもので動き出しまして、国に対しても追加の要望をしていくということで、24年度の国の第1次補正がございまして、その3億2,000万という数字を設定したことによって、国の補正予算にもものかかることができたということで、過少ではございましたけれども、3億2,000万の数字を使って国へ補助申請を上げていったということは効果は絶大だったとは思っておりますが、ただ願わくば全ての積算が終わってからエントリーできる状況であればそうしたかったというふうに思っておりますが、そういう状況ではない中で、3億2,000万をはじき出さなければいけないという状況だったために、全体の予算額を過少に見積もってしまったと、こういうことがございます。

それで、24年度の補正予算に計上した額を持って、25年度末までに全て15基津波避難タワーを完成させるということで、議会にも報告をさせていただいて、御相談もさせていただいたわけでございますが、そうした中で、全体の積算の概要が出たところで、さらに予算が不足しているということが判明をいたしまして御相談をさせていただいたという経過がございます。

その御相談をさせていただいた段階では、おおむね9億1,700万ほど予算ベースで不足が出たというような見積もられるというようなことを御相談したわけでございますが、そういう経過をたどりまして、設計積算が全て終わっている状態で事業費を組むことができるのであればこうした事態にはならなかったわけでございますが、国の国庫補助事業にのっかる中でできるだけ早く津波避難タワーを設置しなければいけないという課題を果たすためには、こうした事業費の予算の把握の違いというものが出てきてしまったということで、非常に反省すべき点は多々あるかと思いますが、結果として生み出せるものは、吉田町にとっては非常に大きな安心を手にとりますので、ぜひ進めさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明ありがとうございました。

私はこういうことをもうこれから起こしてほしくないという思いで質問をさせていただいています。9億5,000万ということは2割誤差になるわけですね。そういう大きな誤差を発生するという点において、全部積算してからという、それはそうしたら一番よかったんでしようけれども、時期としては無理。そうした中で、K L Oというのは浸水係数が1.5、15台あるうちの4台が1.5であとは2.0である。それで算出に基づいたのは1.5のK L Oを用い

たわけですよ。

そうしたときに、やはりその状況からして、その係数が1.5であれば、津波の当たる圧力というのはその1.3倍になるわけですね。それはK L Oをやったときにパンフは出ているわけだからわかっているわけですよ。そういうのをもとに1.3倍になったら設計としてどうなるのかとか、やることは結局、全部はできなくてもやることはできるんじゃないか。そういうことをやった上で見積もっていくという、そういうことをやっていくことが必要だと思っているわけです。

そういうことを我々、今話を聞いているだけで本当はもっといろいろやられたんだと思いますけれども、そういう中でやはり町としてはこれを二度と起こさんためにしっかりと、なぜこういうことが起こったかという原因をしっかりと詰めるということが、私は必要なんじゃないかと。それで、そういうことは何でこうなってしまったのか、積算ができなかったからじゃなくて、もっと何がしか原因があると思うんだよね。そこは、しっかり町として追及して行って二度とこういうことが起こらないようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御指摘いただいたことについては、私どもも同じように痛感しているところでございます。状況がそうであって積算がかなり難しい状況にあったということは、状況としてはあっても、違っていい理由にはなりませんので、できるだけ正確な見積もりをもって予算措置をしながら、いろいろな制度を活用して議会の皆様方に御承認をいただくということが鉄則でございますので、今回そうした技術的な精査も十分にはできていないということは確かでございますので、そうしたところを今回非常時の対応として民間のコンサルタントの支援も得るような形で業務を間に合わせるといった緊急的な措置もとりましたけれども、そうした措置ももう少し早く、そうした専門スタッフを立ち上げて対応していくという処理は必要だったのではないかとこのふうには反省しておりますし、こうした緊急の事態が今後たびたび発生するような状況では困るわけでございますが、そうした非常時が発生するようであれば、庁舎内の体制の整備を再検討して、できるだけ早い対応を図って、できるだけ正確なものをはじき出した中で対応していくということで、今回の教訓にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ただいま企画課長のほうから答弁したことに事実上のことは全て含まれているわけでありますが、ぜひ平野議員に御理解をいただきたい点について御説明をさせていただきます。

今回の件、最初に気づけば一番、最初積算をしてきっちりした事業費をはじき出して国のほうに要求をして、今回でいけば24年度補正予算に計上すればよかったんですが、そういう意味では、24年度補正予算に計上していただくために、少し我々は先を急ぎ過ぎたのかもしれない。しかし、その事業費が出るのを待っていたのでは、24年度国の補正予算に載ることはできなかったというのも事実でございます。

ですから、私、本当に今回反省もしておりますし、これからこういったことがないようにしたいと思いますが、その最初にきっちりとした計算をして補助申請をすればよかったという

ことよりも、途中で早く気づいて修正し、24年度補正予算に適正な事業費が計上できれば一番よかったというふうに思っています、その途中途中でいわゆるチェックを議会のほうにもしていただく。我々自己内部でも、行政内部でもしっかりとチェックをして途中であれ、もし気づいたら早急に修正をします。趣旨説明をして。そういう体制を整えていくつもりですが、今回についていえば、何しろ24年度補正予算に至急載せなくちゃいけないという事情があったことを御理解いただいて、24年度補正予算に載ったために、余計なことですが、地域元気臨時交付金も配分を受けることができたという、私はその臨時交付金が欲しいなんていうことは言っていないが、その結果ですからね。我々が一生懸命、ほかに例のない中、24年度補正にこのタワーの予算を乗せたために、結果的に交付金が発生したということも御理解いただいて、今後はぜひ議員のお力もかりて、こういったことがないようにしていきたいというふうに考えています。

○議長（八木 栄君） ほかに。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 事情については大体わかりました。

今回約3分の2の変則な発注になったと思うんですよ。要は足りない部分についてのことなんですけれども、補正を組んでというふうに話を全協でもされましたけれども、これは今回の契約については認めますけれども、3月の時点で完成させなきゃならないということでは一連のことになっていくと思うので、残りの財源についてはいろいろ全協では説明されましたけれども、今後どうされる計画になっているのかは元気臨時交付金なんかも使うのか、どういうふうな考えでおられるのかをちょっとお聞きします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回お認めいただきありがとうございます6基につきましては御説明をさせていただいていますとおおり、全体の額ではない現計予算に合わせたものでございますので。御指摘のとおり、残りのものについては、予算を含めて改めて追加をお願いしなければいけないという状況でございます。

それで、至上命題として捉えておりますのは、26年3月末までに15基全てを完成させるということでございますので、それに合わせまして、全ての工程を組んで、これまでもまいっておりますし、今後ともそうしてまいらなければいけないというふうに思っておりますので、この不足する予算につきましては、今のところ、最も可能性が高いところとして9月定例会へ補正予算を上げさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

その補正予算を計上させていただく中で、財源も当然明らかにさせていただくこととなりますが、その財源として今可能性のあるものにつきましては、財源としての活用をどう考えるかというところで大きな要素になるのが国の財源をどうやって手当てできるかというところでございます。

町長も国との話は早くから始めていただいておりますので、この不足分についても、国庫支出金を充てるということについては、おおむね御了解をいただいているところでございますので、ただ、その国庫支出金を交付金という形で多分いただけることになるとは思いますが、その国の予算が、25年度予算の中には今のところ措置されていないというところが最大の問題でございます。それで、国としても、今後の予算措置において吉田町に対する財政支援を約束するというところでございますので、今後の国の予算というのは、25年度も補正予算があ

るようであれば、その補正予算のタイミングにということになるでしょう。補正予算がないのであれば、26年度の国の当初予算ということになるんだと思います。

いずれにしろ、国庫からの交付金はあるんだというふうに腹づもりをしておりますけれども、ただ9月補正の段階でそれがどういう形になるかということがわかるかどうかというのは、非常にわからない状況のほうが確率としては高いと思っておりますので、まずは国庫支出金が入らないという中で予算を組まなければいけないのではないかというふうに思っています。

その場合は起債をメインに考えていかざるを得ないというふうに思っておりますので、当面の可能性としての財源措置につきましては、都市防災総合推進事業の対象事業ということになりますと、公共事業等債という起債メニューがございまして、その起債であれば、充当率90%の、交付税措置が20%という非常に交付税措置の低い起債になります。ただ、充当率90%でございまして、一般財源の持ち出しというのは当面は少ない措置を行うことができるということから、それを中心にして財政措置をすることが今のところは得策かなと。残りについては、一般財源なり、元氣臨時交付金を充てるということであれば当面は無理のない予算編成は可能であるというふうに思っております。

それで、国の26年度で国庫支出金が入るということになりますと、年度間調整という制度になるわけですが、そうした場合には起債メニューが変わってまいりまして、起債メニューとしては緊急防災減災事業債というような起債メニューがございまして、この起債メニューの場合には充当率が100%になります。交付税措置が70%ということで、これは国の対応いかんによって、こういう有利な起債の対象になることもあり得ると。

それから、もう一つが防災対策事業債という起債がございまして、この起債になりますと、充当率75%で交付税措置30%というような、余り有利とは言えないような制度でございまして、そうしたいろいろな国庫補助対象がどういう形になるかということで起債メニューから全て変わってまいります。

予算措置のときには、その中で可能なものを措置させていただきますが、決算の段階までいってどういう事情変更になるかわかりませんので、その間までに国庫支出金の理由の可能性が出てきたとかいうこと、あと起債メニューを変えることができるかということになれば、その都度有利なものに財源を振りかえていくという対応を図りながら、事業をできる限り有利な中で管理をさせていくと、こういう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） やはり3月までに完成させるということが、どうしてもやらなければいけないことだと私も思いますので、そういう中で、今回3分の2の部分については出ているわけですが、残りのあとの3分の1のところを有利な状況で早く決めなければ間に合わなくなってしまうのではないかとということもありますので、ぜひ一番有利な条件の財源手当を検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑は。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番。

今、副町長さん、あるいは企画課長からのいろいろな答弁を聞いたわけですが、それでは町民に対してどんな形でこのことの説明責任を果たすかと。これは町長さんもいろいろな中で言っているということで大事なことです、その辺をどうするのかということのをちょっとお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 説明責任については当然ついてくるもので、町民の皆様方に御納得いただいた中で事業を完成させていくということは当然必要なことですので、その旨、努力はしてまいりたいと思いますが、どの時点で説明をしていくのが一番わかりやすいかということについては、最もわかりやすい時期を選んだほうがいいのかというふうに思っております。

現在のところの今回の請負契約の締結議案というのは、現計予算内で今お認めいただいている中での工事の請負でございますので、この中で皆様方に説明するというのは非常に難しいのかなというふうに思っております。

それで、佐藤議員からの御質問もございましたが、これを完成させるためには新たな予算、追加の予算をお認めいただかなければいけないわけでございますので、この追加の予算をお認めいただく中では、全てトータルで説明をさせていただいた中で上程をしていくような形をとらないと今、議員の皆様方にも、町民の皆様方にも説明はつかないというふうに思っておりますので、そこでのわかりやすい説明をもって説明責任を果たさせていただくということが一番いいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今説明責任を果たさなければならないということでお聞きしたんですが、じゃ、どんな方法でやるのかということのをちょっとお聞きしたいと、こう思います。どんな考えであるのかということ。

○議長（八木 栄君） 杉本議員ね、議案の質疑ならいいですけども、ちょっと関連とかというのはちょっと横へ行っちゃうもんですから、今それでも企画課長が説明してくれるからということでちゃんと時期を踏まえてしてくれるという答弁があったもんで、それくらいにしてもらいたいと思いますが、よろしいですか。

議案のことを特に、関連じゃちょっと質疑としていただけないもんですから、そういうことでもお願いしたいと思います。

それじゃ、関係したことですな。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） すみません。

そういう中で、この物件は全体発注じゃないわけですね。部分発注ということで、その辺の説明とか、予算化できていない、これからの予算というのをどうするかと、その辺もやはりきちんとやるべきだなと思うし、私としては早い時点で今言ったようにある程度確定しないと、それは入のほうは国庫補助はこうだよ、じゃ起債はこうだよという形でいくのが当然だと思うんですが、ある程度予算がついたときしていただくと、早い時期でということをしていただいたほうが皆さんの不安もないと思うんですが、今のところ、発注したけれども、下の基礎だよ。あるいは、上の部分的なものを製作だよということ来てると、その辺の

話もやはり町民が知るべきだなと、こう思いますので、その辺もちゃんとして何らかの形でしてあるというのが当然かなと、こう思うんですが、その辺についてお聞きしたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 全てについては、議会の御承認を終えてからでないと、まず、最初の公表の機会というのは御決定をいただく議会の皆様方への提案という形だと思っておりますので、議会への提案というのは明らかにするという手段の一つでございます。

これをもって、この議論も当然公開されるものでございまして、公になるものでございませう。町民の負託を受けていらっしゃる皆様方への御提案というのは、その全体の審判をいただくということになりますので、当然これが起点にならざるを得ないというふうに考えておりますので、そこで御承認いただいたことについては、御承認をいただけるのはまだでございますが、その御承認をいただけるか、いただけないかの結果も含めまして、当然明らかにされていくべきものでございませうし、その中ではそうした事情を含んだ議案であるということについては、やはり公表していかなければいけないものだと思っておりますので、その方法については少し検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） やはり町民に不安を持たせないということは、やはりその辺をしっかりとやっていただきたいとこう思って、私の要望とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

るる説明いただいておりますからわかるんですが、やはり今、企画課長から御答弁いただいたように、この本日の議案に関しましての本会議の質疑の内容も、もちろん町民に対する説明の一環でありますので、懇談会等、全協の休憩等で、あと内容についても公な形でしたいと思えますので、かぶるかもしれません、質問させていただきたいと思えます。

答弁の中で、現計予算の範囲内でやるのが町の執行する以上当然であるといったところであるけれども、今回の全体設計が終わらないうちでのということでもう十分その事情はわかるんですけれども、選択肢として、このC工区の箇所というのは町道の上につくところの限られたところで、なおかつ周りのロケーション的に民地が非常に際立ってきているということがあって、ゆったりとした設計ができないと。本来であれば、K L O的な設計を行えば同等金額で、同じようなK工区でありますと、契約が約4億4,900万でございます。今分割発注で約7割の想定だということで、想定不足金額を出すときの金額でいただいたのを掛け合わせすると、予定価格というのはわかりませんが、7割だとすると7億5,000万ぐらい、全体工事的なものがかかってしまうんじゃないかなと。算数的なことをやるとなるんですけれども。

そうしますと、倍までも行かないだけけれども、Kの場合は1,200、Cの場合は1,100人という形でももちろん浸水係数は1.5の2.0ということで上がるんですけれども、上がるころになおかつ、この橋脚の部分が1カ所の広い1,800の支柱で4本で片持ちの工法を行うという形でなるということで、割高の予定価格になってしまうわけでございまして、やはり国の補

助をお願いするに当たって、それ相応の中で全国の地方自治体が競争して枠を取り合う中で、うちの町は勝ち得た貴重な枠でありますので、その得た枠の中で最大の効果をもたらすようなことをやはり検討すべきではなかったのかと思われるわけなんですけれども、その中でこの場所にこういったような従来の他の避難タワーよりも、非常に坪当たりというんですか、単位、1人当たりにしてもそうですし、面積当たりにしてもそうですし、非常に高いようなことのタワーを設置して、なおかつ予算が不足するようなことになっていったというところで場所を変えたり、いろいろなことを検討したということの事実について御説明はどのような形で庁舎内でも、この時点がわかった時点で検討されたと思うんですけれども、もうここで決めたらそこじゃなくて、やはりその辺のところはいろいろな選択肢の中でベストを選んでいただいたと思われるんですけれども、そのベストの部分においても、やはりコスト意識というものはやはり貴重な血税を使うわけでありまして、町の持ち出し分がない、あるじゃなくて、やはりこれは非常なものだものですから有効にさせていただく意味からも、いろいろな選択肢の中でこういった理由でここでしかないんだよというところの説明をやはりしっかりとさせていただかないと、非常にこのタワーの一番浮き出てくるとされるものから、それについて御説明のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 位置の問題でございます。このC工区につきましては、人数が1,100人の規模ということでございます。当然、パスコのほうで以前からちょっと話をさせていただきますが、最適な位置というのを検討させてもらってございます。

全員協議会の中でもちょっと話をさせてもらいましたが、パスコがやったところについては、C区という会社のところでもございました。津波避難契約でもちょっと説明をさせてもらいましたが、健常者で1分間に100メートルという話でございます。それから、要援護者については50メートルというところのスピードで歩いてくるという話をさせてもらってございます。当然その最適な位置に近いほうがいいというところでいろいろ探しました。当然100メートルという円も以前、議会の特会のほうでもちょっと話をさせてもらいましたが、大きな円を書かせてもらって、図面をこうお見せしてこの中でという話をさせてもらってあります。

そういった中で、1分間に100メートルぐらい歩くという話の中でなるべく近い位置というところで、あの位置については、西側に少し住吉幹線沿いの住吉下水沿いのところに830平米ぐらいの開けた土地があるわけですが、その土地の台帳を調べたりしましたところ、東京の方が持っているという状況でもございました。それは5条申請で以前買われているというところでもございました。

800平米といいますと、今先ほど1,100人乗せるよという話がございまして、つくっていく中でこの1,100人を乗せるためには大体1,000平米ぐらいの土地が必要になってくるという状況の中で、あのC地区にはほとんどありませんでした。そういった中でどこがいいかというところで、住吉幹線沿いの町有地がありましたので、そこを適地として話をさせてもらったと、そういう経過がございまして。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） やはりこういった事業というものは計画というものをしっかりと立

て、それに基づいたいろいろなシミュレーションを行い、計画を立てて、うちの町はいち早くハザードマップを構築して街区を設定して順序立てして進行しているわけではございませんけれども、ここ最終的な局面になったところで財源不足が出てしまったというところで、確かに今パスコさんが行ったところで、このC街区の方々の避難契約でここが最適地であるということも地元の方々も言われているのはわかるんですけども、仮にこれを二つ、15基というものに縛られるのではなくてプラスアルファ、もう少しこれを人数を減らすことによって違った考え方もできるんじゃないか。それも一つの選択肢であるんじゃないかと思われるんですけども、違うところからも15基以外にも欲しいよというような声も実際にあるわけで、そうやってきたときに、そのところに津波ハザードマップで想定した浸水域の中で、町がつくった街区である。その中に必ず1個つくって、中心より北側ぐらいのところで大体つくるよと。それぞれの人々が5分以内で集まるところでということの基本前提はあるにしても、当初1億5,000万、3億2,000万、今度これになりますと相当浸水係数が2.0にしても非常に高額なタワーの予定価格になったというところで、それを二つに分けるとか、大きな枠の中の限られた金額の中で違った考え方というのも当然あって、正ではないかなど。検討した結果、やはりここだよというのはわかるんですけども、それ以外はもうなくても、とにかくやるんだというようなことが非常にあるものですから、その検討課題の中ではもちろんそういうことも検討したかどうか、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） タワーCの位置でございますが、このところにつきましては、1,100人ということで物理的にこの位置で1,100人のタワーはできるということでした。ただ構造がちょっと特殊な形で1本の片持ちのような形になるとか、あとは前後のところの家が張りついているからちょっと門型のいうんですかね、柱になるに1本架線になるとか、特殊な事情がございましたが、この場所で1,100人の方を避難できる施設ができるという前提で、この位置ではどういう構造になるかということで、結果的にこの片持ちの円になったということでございます。

この検討の過程で、今の議員の御質問のように、この場所へ固定するならば、一番この場所でやりやすい500名なら500名の部分をつくって、あと残った600名はほかのところへというような御意見でございましたが、私どものほうとしましては、シミュレーションをしまして15カ所と、その箇所につくれるところ、ここではつくれるということがちょっとコスト的な部分の意識が欠けていたんじゃないかというような御意見もございましたが、その前にまず位置を決めたときには、この場所でできるという結論がございましたので、そこでやっていたと。ほかの箇所につきましても、補完して15基以上欲しいというのもございますが、その部分につきましては、今までもこちらのほうとしましては、まず15基つくらせていただいて、避難訓練をした後にいろいろと検証しながら、次のことは考えていきたいということでございます。

この場所が、Cのところにつきましては、今思えば1人当たりの単価からすれば、ほかの区よりちょっと割高になってございますが、それは結果としては申しわけございませんが、この場所でこの地域の方を救うということになれば、ちょっとは割高にはなりますが、この場所で可能だということになってございますので、この場所で進めさせていただいたと。逆に物理的にできないということになれば、ほかの場所を選定する、または2カ所に分割する

ということは考えてございましたが、コスト的な部分にはちょっと割高にはなってはございますが、この場所でタワーができるという結論だったものですから進めさせていただいたという経緯がございます。

ただ、今の御指摘のように、ちょっと割高な形になっているかという部分につきましては、御指摘のとおりでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の答弁の中で15基できた、このCもそうですけれども。この街区にしましょう、この契約ですから。中で避難訓練をいろいろやって需要があれば新たに作るということは15基プラスアルファもある。今後のできた暁の後、さまざまな検証を行ったところで、当初のシミュレーションどおりいかなかった場合は、プラスアルファもあり得るということで理解してよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） ちょっと私の説明のほうでプラスアルファがあり得るということではなくて、今まで各説明会の中で15カ所をつくらせていただくと。その中で15カ所ではなくて分割して16カ所、17カ所にせよとかいろいろな御意見がありました。その中で御説明をさせていただいたのが、とりあえず15カ所はつくってもらって、15カ所で一応役場のシミュレーションからすれば全員が救えると、助かるということでやっております。

ただ、それを訓練の中でやってみたら、別な事情があつて、私どものシミュレーションとは違うような結果が出て、ほかのところはまだ救えなかったという言い方ちょっとおかしいですけれども、避難できなかつた方がおられるとか、今の位置で。そうなれば、新たなことを考えなければいけないということで、結果的にはその15でおさまらないかもしれませんが、今のところはこの15カ所で役場としてはシミュレーションでおさまるという計画でございますので、それで今のところは建設を進めさせていただいているということでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 町としては、増設はないという見解でいいんですか。ちょっとよくわからなかつたんですけれども、再度お願いします。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 現時点についてはこの15カ所でやるということでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 現時点ではそうですけれども、将来的にはそのときになったら検討するということですね。やるということじゃなくて、やるやらない。わかりました。

それと、先ほども同僚議員が聞いているものですから、本当同じような質問になって大変恐縮なんですけれども、国の制度的なもので一つのメニューとして、当初、一番最初に行ったときは都市防災で行って、確かに都市防災もそうなんですけれども、政権が変わったことによって多少メニューのほうが変わって一番いい最適なメニューにどんどん直るということは非常にいいことだと私も思います。最初やったから何が何でもそれでやるというのは、やはりそれは執行上よくないと思うんです。いい選択だと思うんですが、今回の先ほどの答弁を聞いていても、当初に積算から全部できていれば厳密な予算が組めたということは言われました。でも、町の予算というのは全てはそうじゃないですよ。すみれ保育園にしても、概算の担当課の方々が予算立てをして、それから基本設計、実施設計をやって、それ相応の

金額が出て入札を行うといったところの手だてを踏んでくるわけでありまして、先ほど企画課長のほうからも、そういったものができればいいんだけどという話があったんだけど、財政を預かる方から、財政的なルールを特別扱いにしちゃうというのは、これからの予算編成において非常にやりづらくなるのではないかと思うものですから、今回のことについては、特別だという認識でしようがないというか、反省はするけれども、結果は安心を得たからよかったということは、そういったことは町民が言うことであって、予算を編成する者の立場からはやはり反省だけでいいんじゃないですかね。

結果的なものというのは、町民が判断してよかったということで判断するわけでありまして、結果を財政の予算を組むところ、担当課ももちろんそうですよ。企画ばかりじゃないですよ。町全体の執行するに当たって、やはり結果がよかったんだからいいんでしょうじゃなくて、やはりうまくいろいろな事情があるというのは十分わかっています。説明を聞いてわかっています。そこについてまた突くというのも非常に申しわけなく思うんですけども、やはりそれというのはしっかりと副町長からも話をいただいていますんですけども、ただ結果が安心を得たからよかったということを、やはりそれは町民が判断したほうがよろしいんじゃないかと思うんですが。どうなんですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回のタワーの予算立てでございますけれども、これ総額60億を超えるようなものでございます。一昔前の吉田町であれば年間予算でございます。一つの事業でこんなに多額のを動かさなければいけないというのは特殊な状態でございます。予算の技術的なものからいけば、これに誤差があって補正をするというのは、補正というのは認められた手段でございますので、何ら問題はないと思っています。ただし、町が少なく見積もっていてもいいというわけではございませんので、その見積もりの不確かさについては大変反省すべき点がある。

予算というのは原則からいけば、年間の支出総額、収入総額全てを見積もれる限りにおいて見積もったものを総額として提出をするということが前提でございます。それに見積もれる手段で見積もり得る限りにおいてということなんです。見積もれない場合というのは往々にしてあるわけでございます。その補正の手段として補正予算というものが法的にも認められておりますので、別段、経過として財政的な、財政措置の経過として間違っている状態ではございませんし、財政的に予算がない段階で津波避難タワー契約を結んでしまったとかいうこともございませんし、法的には適切な方法をとってやっていると思っておりますので、別段そんなに大変申しわけないことをしてしまったというような財政的にはそういう状況ではないというふうに思っております。

ただ、その見積もりが総額として全体津波避難タワーだけでも60億を超えるような予算を動かす中であって、誤差が非常に大きくなってしまったということで、それが単費だけではなくて国庫補助事業から、起債から全て連動させながら動かしていかなければいけないものであったので非常に説明も難しいですし、見通しも難しいという中で、この津波避難タワーを完成させるということに全て集中して財政運営から、それから建設に向けての努力も全て行ってきて中でありまして、それで安全を提供できると。安全を提供するという目的でこれをつくっているわけでございますので、それを達成できるということは効果があったと、効果があるんだろうと、こういうことを申し上げた次第でございます。自己満足で言って

いるわけではございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

言い方が悪くて誤解を受けたなら申しわけないですけども、最終的な結果は、私も全協で言いましたけれども、最終的に結果がオーケーであれば、我々もその案件に携わる身として非常に満足するものですからいいんですけども、これからの町の運営等もありますので、そこだけは申しわけないけれども、誰かが言わなければまずいかなと思っております。

国の予算的なことはわからないものですからあれですけども、民間なんかのいろいろな申請なんかをしたときには枠どりで申請して、最初概算とかいろいろなもので県とか市町村もそうかもしれませんけれども、枠どりのものはもう決定で、それよりも少なくなる時はいいけれども、多くなるというのは許されない。また違うものを持ってこなければならぬと思われるんですけども、今ここで起債のところも、町長が再々懇談会とか全員協議会の中で私が持っていますと言ったところの御発言をされているわけでありまして、それはこういう席で言えることかどうかもわかりませんが、責任を持って何とかするというような御発言もされているわけで、ただ我々はそれを託して、我々はできないもんですから、託すしかないと思っております。

でも、そういったメニューが、先ほど企画課長からのお話があったとおり、もう今国会のほうはそれこそきょうですか、参議院で国家公務員の給与を下げる、56歳以上の公務員の給与を下げるというのは決まったような形で、もう予算的なものはもう今は済んでいるわけですよ。副町長も十分御承知だと思うんですけども。そうした中で、新たなものを予算、補正も見えていない中で全く違ったもので都市防災の事業について持ってこられるかどうかというのはわからないんですけども、確かに吉田町には持ってくるかもしれませんけれども、本来違う目的で持ってこられたものを犠牲にしてこっちに回されても困ると思うんですよ。今当初からいろいろな今度、都市建設課がかかわっている津波防災以外の事業も国からの事業というのはたくさんあると思ひまして、そういった事業もしっかりと国から、県からお金をもらいながらやっていかなければならない。なおかつ今度不足した部分もまたもらわなきゃならないということで、これを持ってきたことによって、違うところが削られるというのは非常に心配になるわけなんですけれども、そういったことはないという認識でよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 制度がいろいろ変わったという御認識のようでございますが、都市防災総合推進事業という補助メニューは全く変わっておりません。それは社会資本整備総合交付金の中にある都市防災総合推進事業という補助メニューでございます。今この津波避難タワーの建設で国庫補助としてついているものについても、全然変わっておりません。

ただし、国として、最初3.11を受けまして防災減災事業のために特別会計をついたわけですが、そのためだけの単独の。その会計の中で動かしていたのが最初なんです、それはそのときの補助というのは50%補助で、それで裏の地方負担については100%起債がききますということで、80%交付税措置をするという起債もセットでこう出しているわけです。

ところが、その特別会計分というのは非常に民主党政権下の中でいろいろなところで使わ

れて、本当の被災地のために使われていないんじゃないかみたいな批判を浴びて、それで特別会計分というのは被災地専用になったわけです。それ以外のところの都市防災というのは一般会計の中に入れられたわけです。

ところが、補助メニューとしては何も社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業というのは変わっていないものですから、ただ起債のメニューとして最も有利な100%充当の交付税措置80%という、その起債メニューは変わってしまったということで。今度一般会計に移ったときの起債メニューというのは起債メニューでまた国から示されますので、これは全部セットにされています。そういうことで起債と兼ね合わせるといろいろな制度が変わったように見受けられますが、大もとの補助というのは都市防災総合推進事業で変わりありません。

町長が話をしていただいている国庫補助金についても、そのピンポイントの補助金でございますので、ほかに振り分けられる補助金を削ってこっちへ回されるというような性格のものではないということは御説明させていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） あわせてほかの補助に影響を与えないのかとかというような質問もございましたので、あわせてお答えをさせていただきますと、国の予算の限度は当然それぞれの事業にあるわけですね。そのために、その中で我々が優先的に配分を受けようとするために、いわば町長が積極的に前から言っているように、国のほうに、言い方は悪いですが、ほかの首長よりもたくさん足を運び、説明し、うちの緊急性を説明して配分を受けておるわけです。そのために、我々がいるわけです。我々はそのために努力しているわけですよ。

ほかの市より、ほかの町より緊急により早く、より多額の予算を獲得するために活動しているといっても過言ではないと思いますし、私、町長はほかの首長よりも少なくとも、一番だかどうかわかりませんが、非常に働いていると思いますし、ここに私、副町長に就任する前から町長が霞ヶ関にいらっしゃったということはお聞きをしておりますし、非常に霞ヶ関もそうですし、国会もそうですし、そこについてきちんと説明をしていると。そこについては十分理解をしていただくと。

ぜひ議員にも積極的にそういうような予算が我が吉田町に優先配分ができるような方策なり手だてがあったら、ぜひ御指導いただいて、我々その線に沿って活動したいと思いますので、ぜひよろしく願います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） その辺のところは十分認識しておりますし、かねてから町長がいなくなったらこの町はどうなってしまうんだという危機感を持っていますから、そういった危機管理の辺もあわせて、健康には留意されてますます活動していただきたいと思いますが、先ほど今度9月に予定されていますこの今回分割発注でありますので、またここで確認しますけれども、その辺の一連の説明、先ほど同僚議員から質問があったときに詳しく説明していただけるとあるものですから、そのときも県交付金の流れもしっかりと説明していただいて、やはり今回の分割発注というのはやはり町民にとりまして、今はやりの朝のドラマじゃないですけれども、方言で言うと「じえじえじえ」という感じの本当のびっくりするようなことだと思っておりますよ。

今、町のほうは粛々と工事がどんどん進んでいって、年内に15基つくるんだというところで想定して、皆さん、心づもりして、今度の9月の防災訓練に迎えているいろいろな形でやるんだけど、あとの6基が分割だと言っていたところが、やはり町民に与える影響というのは大きいと思われるものですから、9月の補正に当たって、補正のときにはそういったところも含めて、町民の方々に安心していただけるような形での手当てであるということは我々、私もきょうの質問の中で改めて確認させていただきましたし、また私の持っている手だての中で説明させていただきますけれども、そういった今度の補正のときにはそういったものも一括的な形で説明をしていただきたいと思います。

それと、これが完成して会計検査のほうで終わった暁には、どういった検証を行ってどうなったんだというのは過日、町長は町のいろいろなことについてファイルとして一括的なタワーについては、もうそれをひもとけば全部わかるよといったようなものもちゃんと整備して残していくよということで、今までうちの町はそういうものはないために、いろいろなことがいろいろな形であったというのを私も前期には味わっておりますので、私も今回、我々議員もみんな今回それに携わっておりますので、一元的なファイルとしてどういった動きを行ったよというのは、後々町民の方々に説明できるようなもので残していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 当然今回の件だけではなくて、各種資料についても適正に資料を管理することは当然のことですので、同様にしていきたいと思っております。

格段に文書の管理については前よりは進歩しているというふうに思いますし、必要であれば情報公開で情報公開請求をしていただければできるような形できちんと資料は整理していく必要があるというふうにも思っています。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そのC区ですけれども、この海に近いところで。この設計図を見ると、あの位置にこれができるというのが、あの近隣の住民にとってすごく安心感が生まれると思います。それで、この今回3分の2の建設と残りをどうするかということの、全体的な工事の流れについてはどのように計画されているのでしょうか。工程というか流れ、工事の流れを大ざっぱでもいいですから、ちょっと説明してください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、現在、きょうお認め願おうという6基、これについては……

〔「C区でいいです」の声あり〕

○都市建設課長（八木三千博君） Cでいいですか。Cにつきましては、本日お認めいただきましたなら、本契約という形になります。本契約をした後に業者は施工計画というものを提出してきます。その施工計画を町のほうと協議した中で工事の内容が載っているようなものですが、その計画に基づいて工事を進めていくわけなんですけれども、現在のところ、先ほど来ちょっとお話ししたように、途中分割発注という形でありますので、当然残りの工事のほうも出てきますけれども、今考えられて、一番いいと思われるものが、9月の定例会で残りの残工事分の補正予算をお願いするという形になりましたら、その後速やかに工

事のほうを契約していくというような形になります。

現在のところはだまかに言いますと、下部工としましては、基礎ぐいを打設して、そこで終了という形になります。上部工につきましては、工場製作、上部工というか、鋼材関係につきましては、工場製作というような形になっておりますので、それが速やかに滞りなく進んでいけるような形を現在考えて進めていこうというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今回変則な契約になっているわけですがけれども、当然6基について6社と契約するわけだと思えるわけですが、当然あとの残りの分も考えた発注方式になっていると思うので、当然これは受注業者といろいろ話はされて協力を得ているということだと思えるわけですが。今回このCについては特殊な、特殊というかほかと違うつくり方になっているもので、これ3分の2、3分の1の契約で来年の3月を目標にということですが、そこら辺は間に合うというか間に合わせるおつもりというのは業者には伝わっているんですか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今回のCの案件でございますが、一応先ほども言ったように、今回の6基の中では一番難しい構造になっております。工期としましては、全体的な工期ということで今まで御説明しておりますが、3月20日に思っておりますが、これは今の3分の2程度のものでなくて最終的にやるという前提で考えておまして、その部分につきましては、まだ前回の場合には、今のところにつきましては、正式には伝えてございませんが、契約ができれば直ちに協議のほうをしていきたいと考えています。

今回のこの場所はたまたま今回も御説明させてきたところの橋本組というところが受注をしておまして、契約をしておまして、当地区でも決めたというところを、事情をよく察しておられる、打ち合わせはしているわけではございませんが、事情をよく察していただいておりますのかなというふうには個人的には思っておりますし、また今回6基をお認めいただければ、それが前提でございますが、もうあすにでもこの6社の現場の代理人になるような方を今一応内々には声をかけてございます。あしたもうこの辺の部分につきましては、早急に全体で3月20日までにできるというような全体工程をつくってもらえるようなことをもう早急に指示をしたいなというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） ほかに。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先ほどからこの工事の契約ですけれども、分割発注という言葉が出ているんですけれども、基本的にはどのように認識をするわけですか。要するに、分割発注、分離発注、これは実は今聞いたくいを打つ中で、1棟目が4億8,000万、もし分割発注でこの抜けている鋼材であるとか、上物が全部できたときに恐らく7億くらいかかるんじゃないかと思うんですけども、分割でやっていくとなると。くいだけが4億8,000万、その上のが鉄筋コンクリートの基礎を含めて次やるでしょう。実際、その分割という言葉だけちょっと聞きたいんですけれども。トータル的には出ているんですか、どのくらいかかるというものが。いや、そうしないと、この金額って、確かにこれを認めることはかなり大きな金額になるんじゃないですか。それを心配した。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今回の工事を分割発注だというのは、ちょっと当局のほうから一回も言ったことはないと思います。今回の工事の部分で内容的に全体のうち、部分的なものがこの米印、工事概要等にございます米印は含んでいないということで全体のものは一応施工業者さんには示してございます。その後、これを残った米印はどうするかという部分については、今後協議をしていくという形になっております。

今回の入札に至ったものにつきましては、この米印を抜いた部分だけのお金で、議員も御承知のように、規模が大きくなるほど一般管理費とか現場管理費は率は低くなってきます。今回のこの工事も最終的に引き続き、米印のないところで最終全体的になれば全体の工事が大きくなりますので、一般管理費とか現場管理費は安くなるわけです、率的には。そういうことも加味しながら、今後はやっていくということになりますので、また、今回引き続きの工事をやろうとした場合は、今回のこの工事で行きますと、落札率が88%ですか、何かかかっておれば、それもかかった形で契約していくということになってございますので、今回のこの工事は分割ということではなくて、その中の部分的な一部の工事ではございますが、最終的に全部を契約したときには全体の額の部分から今の請負額を差し引いた部分がこの変更なり、随意契約なり、どういう形になるかわかりませんが、全部を契約したときには全体から今の契約を差し引いた部分が次の契約額になるというようなことを予定してございますので、これをやったことによって過大になっているとか、というようなことはないということだけは御理解いただければと思います。

○議長（八木 栄君） 山内議員、全協で聞いたことは聞かないようにしてもらいですがけれども。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、トータルでどのくらいの……、今の説明で、今自分の持っているものを残りの足りなかった部分とか、それを含めてということで認識をしました。

○議長（八木 栄君） いいですか、よろしいですか。

○3番（山内 均君） いいです。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 本年の2月18日に行政報告会をやっていただきまして、防災課から出た資料によりますと、その時点で設計未発注のものは5台なんですよ。Cは設計発注済みになっています。今回そのCがその時点で設計未発注の5台と同じ時期に契約を結ぶというのは、町が考えていたマスタープランというか、もともとの計画に沿った動きなのか、それともCはおくれているのか、そこに関して伺いたい。おくれているのであれば、なぜCはおくれたのかということの説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、Cにつきましては、先ほど来からずっと話をしていますように、特殊な工事というような形になっております。

議員がおっしゃるように、今回の5基の分とは別に委託のほうも出しておりますので、既に間に合っただけというかできていたんですけれども、やはり町の中でも協議していく中で、Cにつきましては、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいというのがかなり出てきました。

当初は前の段階でもう発注しようというふうに考えておりましたが、やはり工法的なものとか、そういうものがいろいろ検討してきた中で時間がかかってしまったということで、最初は早く発注しようと考えていましたけれども、おくれたしまったということでもあります。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

ほかにどうですか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分でお願います。ちょっと時間も押していますので、よろしくお願います。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま当局から発言を求められておりますので、発言を許可します。

理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 先ほど分割発注というような言葉がございましたので、これについてちょっと確認をさせていただきます。

今回、通常分割発注という言葉を使うときには、建築工事の中で建物と空調と電気施設、そういうのを別々にやるときは分割発注という言葉を使います。

今回の工事のほうにつきましては、この後、たまたま予算の都合で全体の7割程度、3分の2程度しか発注できなかったということだものですから、分割発注というふうに役場としては捉えておりません。今後の残った部分の契約のほうも変更契約で増加のような形にさせていただくのか、随意契約をとるのかという部分をまだ中のほうでは議論をこれからさせていただこうということでございますので、そういう意味で、今のこの工事自体から分割発注という形が出したということではございませんので、一工事ということで出させていただいているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時09分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第54号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（D工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本です。

このD工区については、民地を買収するなり何かということなんですが、どの辺までその辺の民地がもう売買契約が終わっているのか、あるいは所有権移転が終わっているのか、その辺について取得の今現在の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 買収の関係です。民地を買収させてもらって進めるということになりますと、今考えているのがAとDと、それからGとHとMとPとRと、この中のDが今民地を買収してやっております。このDにつきましては、2名の地権者がおります。その中の話でございますが、接触をさせていただきまして今、起工承諾をいただいております。起工承諾につきましては、用地を当然契約をさせてもらって、次に工事という、そういう流れになってきますが、本年度につきましては、国庫補助金のほうの関係がちょっとお困っているという状況で今補助審を出してございますが、まだ決定をもらっていないという状況でございます。そういった中で、起工承諾をいただいて、本人に承諾を得てやっているということでございます。外7件についても、全て起工承諾はもらってございます。本人には了承の承諾を得ているという状況でございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番。

今の状況はわかりました。そういう中で、やはりしっかりと契約を結んで所有権移転ということが普通だと思います、どちらかに聞くと。それがまだ承諾ということなんですが、国庫補助が来たら大至急やっていただくということで確実な動きをということでお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 承諾をもらうに当たっては、当然うちのほう、単価のほうの話もさせてもらってございます。この単価につきましては、鑑定士を入れまして単価を決定してございますので、その単価で買わせていただきたいと思いますという話もさせてもらって承諾

を得ています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 了解いたしました。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第55号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（G工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第56号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（M工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 河原崎です。

M工区、これやはり民地を買い上げ、ただいまこれから工事へ入ると、こういう状況であると思いますが、この工法でございますが、基礎くい打ち方が中掘工法から場所打ちくいですか、オールケーシング工法に変わったと、こういうふうにお伺いをしております。

このくい打ちの工法の変更によりまして、工事費に見直しがあったかどうかお伺いをしたいと、このように思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、他の工区ではやはり中掘工法ということでパイが500あるいは600のくいを使っております。ここにつきましては、中掘工法ができないということでパイ自体も1メートルというような非常に大きいものになっております。

それから、ただもう打設していくという簡単な工法ではないということで、要はつくり上げていくという工法でありますので、特殊なものになります。その関係がありまして、ほかの工法と比べると非常に高くなっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 高くなると、こういうことであるかなと、このように思います。

この工法の変更によりまして、今までの中掘工法より違う音ですね、振動あるいはあそこのところは田植えが終わったばかりの農地に囲まれております。そういう状況の中で、地域への迷惑がかからないようにぜひひとつよろしくお伺いしたいと思っておりますが、その点はいかがか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、M工区の周辺は農地であります。現在はちょっと確認していませんけれども、稲が終わって田植えが終わっている状態だと思います。そういう中で、やはり工事をさせていただくということですので、近隣の農地、特に農地の耕作者の方には御迷惑がかからないような形で工事のほうを進めさせていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番です。

あの地域、大変平たんな土地ですが、2回の私もボーリング調査を見させていただきましたが、地盤の状況が地下の状況がわからないわけですが、大変大きなれきがあるということで工法を変えたと、このようにお伺いをしているわけですが、計画変をその中でされたと、工法を変えたと、このように思います。

工事にはやはり迷惑のかからないような慎重なる工事手法をお願いしたいと。そしてまた

31.5メートルのくいを約50本打つということで工法の違いということで今、課長からもお答えいただきましたが、やはり近隣農地への水、これ大変心配するところでございますので、その点を留意されて工事進捗をよろしくお願いをしたいと、こんなように思います。その点はいかがかでしょうか、もう一回。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、ちょっと先ほども触れさせていただきましたけれども、周りの農地の方には迷惑をかけられないような形で考えておりますけれども、一番心配されるのは今、水が入っているという中で水が抜けてしまうんじゃないかということも心配される場所だと思いますけれども、やはり工事のほうというのは、予測できない部分というのも多々ありますけれども、先ほども言いましたように、細心の注意を払った中で工事の施工を進めさせていただきますけれども、もし何かあった場合には速やかな段階で対応していきたいと考えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○11番（河原崎昇司君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第57号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（P工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第9、第58号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（R工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

全協のときにも一度お伺いしておるわけですが、ここは非常に道路が狭いというところで敷地も余らないということで重機を道路上に常に置いて作業を行うということなのですが、この道路が通学路になっておりまして、前回ではまだそこは確認されておらなかったという説明をいただいたので、ここで改めてお聞きいたしますが、その通学路に関しては、どのような措置をされるのかお答え願います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、この路線、南北の路線、こちらにつきましては、東村上組線という路線になります。この東村上組線につきましては、住吉小学校の通学路という形で指定されておりまして、真っすぐ下がってきていただいて突き当たりが東村線という町道になりますけれども、東村線に一度出た中で、右折していただいて住小のほうに行くというような経路が現在通学路という形になっております。その途中であります公園の横の部分が通行どめになってしまう関係で北から来た子供さんたちが通り抜けができないということになってしまいます。

この件につきましては、担当課のほうとしましては、その手前の学習ホールの前の道路、あそこを利用していただければ、一時的な話ですけれども、よいかなどというふうに考えておりますけれども、まだ学校のほうとの協議が済んでおりませんので、今後学校のほうと協議をさせていただく中で決めていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） その点に関しては、本当にせっかくいいものをつくろうとしてやっているのに、工事の途中で事故があったら何もならないということはあると思いますので、ぜひよろしく願います。

2点目なんですけれども、地元の説明会において、この近隣の方で通行どめになるがゆえに駐車場が困るよというようなお話を聞いておるんですが、その駐車場の確保というのは町のほうですか、その業者が請負の中でやっておるのか、その辺を教えてくださいたいの

と、既にもうその確保がされているのか、あと対象のお宅は何件ぐらいあるのか、その辺までもしわかっておるようでしたらお答え願います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 基本的には駐車場の確保というのは、業者のほうが行いますけれども、業者のほうも町のほうの地理に詳しくないとかということもありますので、当然町のほうにもどこか空いているところがありますとか、そういう話は当然今後御相談のほうに来ると思います。そういう中では町のほうはやはり準備をしていかなければいけませんので、紹介はさせていただくようなことを考えております。

〔「駐車場の必要な人は何人ぐらい」の声あり〕

○都市建設課長（八木三千博君） すみません。そこにつきましては、もう少したちますと施工計画書ができてからですけれども、工事に関する説明会というのを開催する予定になっております。その工事に関する説明会の中でもちょっと御説明をさせていただいた中で駐車場の必要な人を把握したいと考えますけれども。また、近隣の家には直接回って駐車場の有無を確認をした中で対応していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今その駐車場に関しては、紹介は町がするけれども、業者がやるんだよというようなお話しになったんですけれども。そうすると、その駐車場を借りることになると思うんです。その費用というのはどのような形になりますか。その契約の中にそれも含まれておるんですか、別個にまた発生した場合はどういう処理がされるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） その駐車場用地が民地であれば、その土地所有者の方と契約を結ぶような形になると思います。

以上です。

〔「その発生した金額は。費用」の声あり〕

○都市建設課長（八木三千博君） 大変すみません。費用につきましては、請負業者のほう負担するという形になります。

○1番（増田剛士君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

この物件、建物の下が見たとおり、児童遊園地になっています。それで当然これは人が下を使うということで建築基準法上の建物と。それと建築基準法上の建物ということになると、当然中間検査、完了検査が入ってくると思うんですけれども、その中で検査の時期と検査の機関、どこがやるのか、国なのか県なのか、ちょっとそこら辺は把握していますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、議員さんが言われたように、ここは建築確認をとった中で工事を進めていくというように考えております。当然建築確認をとりますと、工事期間中には工事監督者ですか、言葉を忘れてしまひましてすみません。工事に関する監督を常にやっていただける方が必要になってきます。それはもちろ

ん資格を持った方ということになりますけれども、町のほうではちょっと対応できませんので、お願いを、委託というのか、金銭でお願いするような形で現場管理のほうをお願いすることになります。

時期的なものにつきましては、現在、施工計画書もまだ出てきていない関係で、どれくらいの時期にどういうものが立ち上がるかと、そういうこともまだちょっと把握できていない状態ですので、そういう時期的なものにつきましては、また今後業者との打ち合わせの中で判明してくるというふうに思われます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 聞いているちょっと質問が違って、検査がありますね。必ず中間検査、完了検査、その検査機関がどこなのか、それと検査の時期はいつなのかという話。それを教えてください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、検査につきましては、町のほうで検査を行うようなことになっております。

検査の時期ですけれども、それは出来形とか中間検査とか、そういう時期になります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） そうじゃなくて、町の検査じゃなくて完了検査、要するに建設基準法上に決められた法定検査があるわけですよ。そして、それはどこかで検査済証をもらって、その次の段階へステップを進むという可能性があるわけですね。それをしていますかということですよ。

これなぜ聞いたかということ、それ以外のものに関しては、こうすることに関しては、理事が先日答えられたように、法的な検査はありませんね。ないですよ。そのときに建築基準法でいくと法定検査が出てくるんです。そのときの工期に関係してきた中で、必ず何日かは、要するに今工期みんな3月20日になっていますよね。ところが、建築基準法上の建物で発生して完了検査をやるときには、やはりそれは出てくるわけですよ。検査の準備期間があります。資料提出、全部つけて、資料を提出して、そして、そのほうの都合を聞いてということになると、その工期のときに当然詰まってきますよね、そのときにそういう把握をしていますかということ。把握をしていなくておくれましたという形にならないかというのを心配しているわけです。そういう意味で、もし調べてなかったら必ずありますから、調べてください。それはそれ以上いいです。当然そういう形での工期の心配をちょっと懸念していたものですから。

あとは先ほど言われた、民間の方に、資格を持った方にやっていただく、非常に当然のこと、それは当たり前なことなんですけれども、ところが一番いいのは設計者がやっていただくのが一番いいんですけれども、そういうあれはないですかね。理事のほうではそういう予定というのを持ちませんか。要するに、設計者で今回初めてできる建物で、その点、初めて非常に厳しい検査というかしっかりした目を持っている人がいないとまずいと思うんです。

そうすると、そのときに一番いいのは設計者が頭に入っていますから、設計者が見て、どうせお金を使うんだったら、お金、かかりますよね。そのときに設計をした人に見てもら

ことが、これは完璧にベストなんですね。中途半端な、要するに建物というのは阪神・淡路大震災以来、非常に管理というものが僕らも制約されています。その中で管理さえしっかりすれば、必ず間違っていないものが図面どおりのものができますので、そういう意味で今言われた、これから民間の方にというときに、設計者を選択肢に入れてください。入れてもらうことが一番に、新しく見た人は図面を見てもう一回自分の中で作り直しますからね。そのときにはずれが出ますからね、考え方で。その辺もこれから選定するに当たって管理をして選定するのはもうやってもらわなければいかんですけども……

○議長（八木 栄君） 質問はどのようなことですか。

○3番（山内 均君） だから、すぐします。その辺でそういうものを中に組み込めるような考えは持てますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 持っております。そのようなことを検討させていただきたいと思います。

ただ、相手がある話ですので、了承を得られるかどうかというのはちょっとその本人、個々の人になりますので、会社というのじゃなくて個々の人になる、個々の人ですよ。そういう形になりますので、うまくいくかというのは、それはちょっとわかりませんが、そういうことはやっていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようなので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第10、第59号議案 平成24年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校校舎補強工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 先日、全員協議会があったときに床板の強さ、その件でいろいろ説明

を求めました。それから、その後、全県の住宅建築課の方と建築主事をやった方が電話でお尋ねをしました。そのときに、そちらの回答は緊急避難的にはやむを得ないだろうと、そういう形だったです。そして、鉄筋コンクリートの建物に限っては、鉄筋がたくさん150ピッチぐらい並んでいますので、降伏点というものを超えてもどんと落ちてくることはないだろうと。その見解を出してくれたのが、日本でトップの企業の構造計算の方がそういう主事に向かってそういう返事をしましたよと。私はそういうふうに聞きましたよということで、それをお聞きしましたので、この建物に関しては、僕が聞いたその建物よりももうちょっと床板が厚いかなという建物なんです。だから、その意味で十分に安全に素早く仕事をしていただきたいと思います。問題は解消しました。

○議長（八木 栄君） 質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今回の工事の制限に関しましては、監督者が相応ということで特段学校施設の耐震化工事ではございますけれども、大きな点数的な縛りもなく、過去においての実績等もないような形で確認しているわけではございますけれども、今回落札された建設業者さんは耐震工事等、こういった工事の実績等があるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ただいまの御質問の落札業者がこの耐震工事の実績があるかということでお問い合わせでございますが、こちらにつきましては、過去に耐震補強工事を行った実績があるというふうに聞いております。全ての工事は私ども把握しておりませんが、こちらについては実績ありということで確認はしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 入札前、そういった過去においての工事实績等の縛りがなかったものですから、ちょっと心配しておったんです。実績がある会社が低価格に落札したということで安堵しております。

1点、平成19年度に公共施設の耐震化基準という形でホームページ上に載っておるわけではございますけれども、今回この工事の診断結果という形でAとBとX、Y方向で一番弱いところの数値がうたわれる格好で補強前、補強後という形で、県の水準1.25をクリアするという形で工事を行うわけではございますけれども、町民にとりまして、町内の学校施設というものは、全て耐震基準を賄って安心であるという認識で今勉学にいそしんでいらっしゃいますし、お子様を学校のほうに通学させて、通っていただいて生活されていると思うんですが、この今回、今までも大丈夫であったけれども、より一層という形になる以上、ほかの学校に関しましても、同じような数値で、平成19年度の発表のままでそれ以降になっていないものですから、やはり安全であることの説明に、過剰な説明をすることは別に問題ないと思いますので、今回このような工事を行うことによって住吉小学校になったということは、自然と中央小、自彊小、吉中に関しましても、その他の教育関係施設においても問題ないよという形で、この工事とあわせて、そういったものの説明の最新版を載せるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今回、住吉小学校が耐震工事をやるということで、その耐震も強くなるということで、評価が今までランク2であったものがランク1に上がると、ランク1Aですか、に上がるということですので、そこら辺につきましても、当然ながら公表しているものは変更していかなければならないというふうに考えております。

また、ほかの学校につきましても、一部ランク2がありますが、ランク1に近い状況でございます。これは、すぐにということはございませんが、何かの折を見てまた改善していきたいということを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番議員、この契約はこれで、議案に対してだもんで、議案の契約に対してだもんで、この住吉小学校の今回の工事について以外のことは、ちょっと外れていると思いますが、これに関してなら結構ですけれども。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の契約をするというのは、耐震基準が満たされていないということで契約するわけですので、その耐震基準となるもとのものがちゃんとしてもらわないと困るということで、これを直すことに関しては改めるということであるんですけども、今回この工事をやらなくてもいいということに関して安全であるというものを、より一層の最新版の情報に合わせて、平成19年でなくて新しい考え方であるX、Yという形で今度の診断結果が出ておりますので、そういった方向で取り組んでいただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） そこら辺のところにつきましても、これからまた検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第12、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成25年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 当局から出しました議案等につきまして、皆様から真剣に討議をいただきまして、お認めいただきありがたく思っております。感謝申し上げます。

私、全然しゃべらなかつたもんですから、ちょっとしゃべりたいんですけども、ほかの町からこの議会を見れば異様だと思いますよ。というのは、どこはと言いますと、ほかの町では首長と議会がともにピークパーク、国のほうに早く津波避難タワーをやってくれと

か、防潮堤整備をやってくれと、別に首長が動いているわけでも何でもないですよ。それで、いや、単純に言えば議会と首長がともに手を取り合って、国に対して、また県に対してピークパークやってくれやってくれと言っているだけと。この町はたまたま町がお金をたくさん持ってきて、そのあれについてビシビシバシバシ言われると。何かおかしいかと、時々本当に、こうばりばり頑張っていて、ばりばり国から金を持ってきてやっている当局に対して、ビシビシバシバシ、非常に厳しい意見。何かほかの町から見たら何かおかしいなと思っておりますよ。

それと同時に、単純に今回の場合、問題になっているのは10億円弱が足りないことによって、このような結果になったわけなんですけれども。それらについては、懇談会の席上で皆様にもおわびさせてもらいましたけれども。

昨年のおわりでございますかね、平野議員から御質問がございますね。残り12基のお金がないけれども、どうするのかね。国から持ってきますよと言われる。あとは担当に幾ら持ってくればいいのかね。ざっとこうやって40億、そのとき考えて、4という数字は余り縁起のいい数字じゃないから、丸めて10にして50億にして、それだったら何も問題なかったですね。50億持ってくればよかったですから。別にそういうふうな形で、そのとき、たまたま私が10億をのっけて50億にして金を持ってくれば何にも問題はなかった。そんなふうなことになります。まあ、それはさておき、このようなことが不手際が生じたわけでございますので、それについては、懇談会の席上でもお話ししたけれども、私の監督不行き届きでございますので、改めて、皆様におわび申し上げたいと思っております。

それから、藤田議員から妙な質問が出ましたけれども、首長というものは、言っている今回の場合ですよ。ほかの町からぶんどったわけではございません。ほかの町が割り当てがあるものを私が行って、そこを取り上げて持ってきたわけではございません。これだけ欲しいので、ぜひともよろしくお願ひしますと、それだけのことです。

首長というものは、要はその町の地域住民、有権者から、要はその町のために全力を重ねていく、それが首長の仕事です。その町のために全力を挙げると、私が、単純な話、隣の牧之原市であるとか、焼津市のために働いたら、町民から怒られますよ、議会からも怒られますよ。おまえは吉田町の町長だろ、吉田町の町長がほかの町のために粉骨砕身したら首ですよ、はっきり言って。不信任案されるのが当たり前じゃないですか。だから、ほかの町のことは私の頭の中には知識としてはありますけれども、事業としてはありません。この町の利益、町民の利益というものが最大の私の仕事であって、それを確保するために必要な事業の大綱をつくり、部課に計画をつくらせ、それに必要なお金を幾らかはじかせて、それを国から持ってきて事業をしたはずですよ。これは首長の仕事です。吉田町の町長は、そういうふうな仕事であります。

本当に私がほかの町のために頑張ったら、議会の皆さん怒るでしょう、はっきり言って。たくさんお金を持ってくる。それがこの町の首長の仕事ですよ。ほかの町にれんぴんをどうのうの、そんなことは関係ありません。

だから、ほかの町から来れば、言われていると思いますよ、吉田町はいいねと。たくさんお金を持ってきていいね。どんどんやってくれていいねと、そう思っていると思いますよ。

単純な話、不足額という10億円弱の不足額ができましたけれども、5月29日に国へ行って、それから6月6日にまた国に行って、一応基本的には了解をとりつけておりますので、予算

ができ次第もらえるようになっております。

それから、皆様にぜひとも知識として頭の中に入れておいてもらいたいことがありますけれども、災害防災の管轄は内閣府です。統括をするのは内閣府です。だから、話をするときは内閣府から話をします。内閣府に行って、次は国交省に行って、次は財務省と、そういうふうにして仕事を進めていくんですよ。今回は全部そのとおりにやっています。

それから、うちの副町長から藤田議員のほうにもお願いがございましたけれども、たくさんお金を取る、財源を取ってくると、そういうふうなつてであるとか、また要領があれば、私はほとんどよくわかりませんので、ぜひとも教えていただきたい。一番いいのは首相に電話するのが一番いいんでしょうけれども、首相は基本的には普通の人には会いません。だから、そういうことは普通はできませんので、私もそんなことできません。だからぜひともそういうふうな手だてであるとか、そういうチャンネルがあれば、ぜひとも私に遠慮することありません。誰々に100億つけるように頼んでおいたから行ってくれと、すっ飛んで行きますよ。そういうことだと私は思っております。

私は中央に行くときは別に人には頼みません。自分で電話して自分でアポイントをとって、自分で話をして、自分で一人で帰ってきます。それだけのことです。そういうふうなことをして、要はなるべく関係者には知られることなく、この町の利益、町民の利益を最大限に確保する、それが私の仕事です。そのために、私の尻をぶったたくとか叱咤激励するのが皆さんの仕事じゃないかと思っております。もうちょっと町長、頑張ってください。そういうぜひとも叱咤激励、叱咤だけで激励はありませんけれども、激励もつけていただければ本当にうれしく思っております。

それから、皆様にもお話し申し上げましたけれども、今月号の「広報よしだ」の中に、皆様にも、また町民の皆様にもお話し申し上げていることをごぞいませけれども、住吉から下片岡、川尻の土地がもはや動きません。はっきり言って、資産は塩漬けになりました。それから、人口流出もほかの町よりは少ないんですけれども、始まっております。この先を見れば、当然のことながら、皆さんにもこの町がどうなっていくかというのはおわかりになると思います。私はそれは一昨年3月11日のあの津波の映像で本能的にわかります。だから、こういうふうに通動している。馬車馬のごとく動いております。

まさに、この町は危急存亡、崖っ縁に今立っていると、そのような思いはぜひとも皆様にもこの町の置かれた現在の立ち位置というものが、そういうふうな状況にあるんだということをごぜひとも共通認識として持っていただきたい。そのためには、我々は叱咤されるのは一向に構いません。激励もしてください。ぜひともお願いします。

本当にはっきり申し上げて、財政至上主義じゃないですよ。町民が、はっきり申し上げれば、安全を求め、安心を求めていると。それが政治です。その要請にどういうふうに応えるか、それがトップであり、皆さんの責務じゃないですか、はっきり申し上げて。

そのためにはどんなことでもやると、ぶっ倒れようが何しようがやると、それが皆さんのお仕事ではないんでしょうか。もちろん、私もその仕事でございませけれども。そういうふうにして、新しい安全を提供し、町民の皆さんや企業の皆さんに安心をして生活をし、また生産活動を継続してもらおうと。それが私の仕事であり、また皆さんの仕事であると思っております。

確かに今回の場合は不手際だったことは本当に申しわけなく思っております。しかしなが

ら、非常時という時間とのスピードです。はっきり申し上げて、昨年末に自民党政権が誕生し、大型補正が組まれると。その前に当然のことながら、お大臣にあいさつに行っております。当たり前のことです。必要などころには必要なことをちゃんと説明し協力をお願いすると。そういうふうなことです。今後も変わることなくやってまいります。

津波避難タワーというものは単なる入り口です。最終的には大井川の堤防であり、津波防潮堤の整備です。ぜひとも皆様と一緒に力を合わせて、この町の新しい安全をつくり上げてピンチをチャンスに切りかえたいと思いますので、ぜひとも御理解と御支援を賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今定例会、本当に皆様にはおわびを申し上げますとともに、心から感謝申し上げ、簡単でございますけれども、私の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本日ここに平成25年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月3日以来16日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

最後に、季節の変わり目でもあることから、議員各位の、また町当局の皆様方の御健勝を心から御祈念申し上げまして、まことに意を尽くしませんが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上をもちまして、平成25年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時53分